

平成 2 6 年 1 2 月 4 日（木）

（第 1 日 目）

平成26年第30回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

平成26年第30回苓北町議会定例会は、平成26年12月4日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	野田 謙二	2 番	浜口 雅英
3 番	山本 政人	4 番	大仁田藤男
5 番	田嶋 豊昭	6 番	野崎 幸洋
7 番	錦戸 俊春	8 番	山下 時義
9 番	松野 重幸	10 番	錦戸 久幸
11 番	神崎 公顕（副議長）	12 番	倉田 明（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	山口 仁人	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	岡田 晴喜
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	福田 忠輝
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教 育 課 長	山崎 秀典	商工観光課長	立山 清剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成26年第30回苓北町定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉田 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、松野重幸君、10番、錦戸久幸君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（倉田 明君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月5日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月5日までの2日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉田 明君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

9月16日、苓北町交通安全対策協議会に出席しました。交通事故の発生状況、秋の全国交通安全運動について説明等がありました。

10月7日、熊本市自治会館で開催されました熊本県市町村総合事務組合議会に出席しました。平成25年度歳入歳出決算の認定について他、議案が審議されました。

10月14日から17日まで、天草広域連合議会議員による視察研修に出席しました。15日は、岩手県宮古市田老地区、山田町、大槌町、釜石市の津波災害被災地の復興状況を視察し、津波によって発生したごみ処理のための三陸地域、岩手沿岸南部クリーンセンターを視察。翌16日には、大船渡市、陸前高田市を視察した後、福島県南相馬市相馬地方広域本部で、東日本大震災に伴う広域本部の対応について、福島第1原発事故の被災状況と広域消防の対応状況等について研修をしました。

10月19日、天草市牛深総合体育館で開催されました天草・出水県際交流事業、県際地区小学生バレーボール大会開会式に出席しました。

10月30日、県市町村自治会館で開催された県町村議会議長会第3回理事会に出席しました。平成27年度以降の町村負担金等について協議が行われました。

11月6日、県庁において、土木部の手島都市道路局長にお会いし、地域高規格道路整備要望活動を行いました。又、午後、益城町文化ホールで開催された県町村議長会主催の議員研修会に全員で出席しました。

11月12日、東京NHKホールで開催された第58回町村議会議長全国大会に出席しました。

11月19日、熊本市メルパルクで開催された県町村議会議長会主催の議会広報研修会に、大仁田委員長他6名とともに出席しました。熊日NIE専門委員の越地真一郎氏により議会広報のクリニックと称した評価等がありました。

11月21日、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

11月24日、東京霞ヶ関東海大学校友会館で開催された第19回関東ふるさと苓北会総会に、議長、山下議員、松野議員が出席し、参加された約170名の皆さん方と親交を深めてまいりました。

11月26日から27日にかけて、苓北町社会福祉協議会・苓北町民生児童委員協議会合同で、障害者支援施設熊本菊陽学園の視察研修に、議長、私が参加しました。

12月1日、第4回天草広域連合議会定例会に出席しました。平成26年度天草広域連合一般会計補正予算（第3号）、平成25年度天草広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について他、議案が審議されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますのでご覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉田 明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。

町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

10月、11月はイベントが続きました。

まず、10月26日は、志岐集会所で全国吟詠大会「泊天草洋」。

11月1日は、農村運動広場をスタート、ゴールとした苓北夕やけマラソン大会。

11月15日から16日にかけては、4年に1回の苓北町産業文化祭を開催いたしました。産業文化祭には、2日間を通して、延べ約1万2,500人の方にご来場いただき、他の大会におきましても昨年より多くの参加をいただき、盛会のうちに終了をいたしました。

又、11月23日には、東京都内の霞ヶ関ビル35階東海大学校友会館において、関東ふるさと苓北会総会が開催され、苓北町から、私及び倉田議長をはじめとして、7名が出席をいたしました。総会の出席者は170名で大いに盛り上がり、ふるさとの話題に花が咲きました。今後も長崎・関西ふるさと会とあわせまして、知人友人親戚等をご紹介いただき、来年以降も大いに盛り上げていきたいと考えております。

次に、諸行事についての報告でございます。

まず、衆議院議員の衆議院の解散に伴い、今月14日に第48回衆議院議員総選挙がとり行われます。

次に、今月26日、役場の仕事納め式が済みますと、27日から1月4日まで年末年始休暇に入ります。

又、28日から30日までの夜間は消防団による年末警戒が行われます。

明けまして、1月4日午前8時40分から農村運動広場におきまして、苓北町消防団の出初め式を開催します。又、10時30分から志岐集会所において成人式が行われます。同日に2つの事業となりますが、どうぞよろしくご出席のほどをお願い申し上げます。

続きまして、町長・町議会議員の選挙でございますが、1月13日告示で、1月18日に投開票の日程となっております。

さらに、中学校の統合に伴う閉校記念式についてでございます。1月25日が苓北中学校、2月1日が都呂々中学校、3月15日が坂瀬川中学校で、それぞれ午前9時から学校の体育館で開催いたします。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（倉田 明君） これで行政報告を終わります。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（倉田 明君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。通告1番、田嶋豊昭君。

○5番（田嶋豊昭君） 皆さんおはようございます。5番田嶋です。

私は先般、通告したとおり、白木尾海岸の急傾斜崩落地において、危険極まりないこれ以上の崖の崩落防止と住民の大切な財産である畑の流出防止、そして土地の修復による畑の有効利用対策について、白木尾、内田、年柄の3地区を代表し、田嶋町長にお願いするものでございます。

初めに、近年、局地的な大雨の頻発により、全国各地で急な河川増水による水難事故や中小河川の氾濫等による住家被害、土石流災害など、多くの災害が報じられています。又、時間100mmを超える大雨の増加が記録されており、局地的に大雨、近頃で

はゲリラ豪雨とも呼ばれておりますが、このような災害を発生させる大雨の発生が増加傾向にあることが指摘されております。

又、今年の8月、広島市における土砂災害、皆さまもニュース等でご存知のとおり、大変な災害で多くの方がお亡くなりになりました。被害に見舞われました多くの皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

さらに、熊本県でも同じような集中豪雨で、阿蘇市、熊本市を中心に大変な被害に見舞われました。又、我が町苓北でも、この夏あちこちで急斜面の崩落災害が起こり、通行止め等の被害が発生しました。このようなことは、毎年、毎年繰り返されております。

さて、白木尾から内田にかけての通称白木尾台地は、昭和45年度第2次農業構造改善事業による白木尾地区の畑圃場整備事業により、完成いたしました。しかし、白木尾海岸の背後地は民有地のため、急傾斜の崖のまま放置され取り残されていました。その結果、大雨のたびに崖の崩落が起こり、よって土地の流出が発生し、それによる海岸の汚染を繰り返してきました。

そこで、土地改良区より要望書が平成21年に出されております。その文章を改めて読んでみます。

当時の要望書は「白木尾海岸高潮対策の事業について」ということでなっておりました。本日は「白木尾海岸急傾斜崩落防止対策の事業について」との要望と思って聞いてください。

要望書「白木尾海岸高潮対策の事業について」土地改良区理事長、田中文彦。

平素より、土地改良施設の維持管理、水利運用に特段のご配慮をいただき、受益者を代表して深く感謝申し上げます。

さて、昭和45年第2次農業構造改革事業による白木尾地区の畑圃場整備事業に伴い、本地域の農業経営は画期的に飛躍し、農業の振興が図られております。特に本地区では、レタス、インゲン、カボチャ、そしてサラダ玉ネギなど苓北町の野菜生産の拠点となっております。

しかし、本地区の海岸沿いの農地は、ご承知のとおり高潮による浸食・崩壊により、大変危険な状態にあり、トラクターも近くまで耕運できず、全面植え付けができない状態です。

本要望書は、平成16年度で完了しました白木尾海岸高潮対策事業で未施工のまま残っております。背後に住家のない区間、農地のみの海岸防護事業の早期実施をお願いするものであります。

つきましては、今後とも引き続き、国・県に対し、事業推進についてご尽力をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

さて、この要望書を受け、苓北町長、田嶋町長様には、国や熊本県を動かしていただき、平成22年度に白木尾海岸保全工事として未施工の海岸の護岸を全てつなげてくださいました。おかげで、ご覧のとおり、白木尾海岸は昔のきれいな海を取り戻すことができ、又多くの住民の散歩コースとして利用できるようになったのです。

ところが、冒頭述べましたように、この2、3年、最近は集中豪雨が突然襲ってきます。そのため急斜面の崩壊が進み、土地の流出を繰り返されております。残念なことに、現在は毎回毎回県の許可を受け、土砂を排除している状況です。

しかし、県への要望は手続に時間がかかります。すぐには動いてもらえません。必ず半年や1年は待たされます。このような状況ですから、せっかく高潮対策事業で整備していただいた防波堤との間の3mの道路が、年中土砂が山積みされた状態で殆ど車は通れない状態です。見かねた区長さんはじめ、地区の関係者の尽力で大きな石や土砂を取り除いたり、草や竹などを除去していただき、何とか人だけは通れるようにしていただいております。しかし、背後の傾斜地は住民の力では何ともできません。側溝も落ち込んでいますので、恐らく高さ5m、奥行10mぐらいは崩落しているのではないかと思います。

そこで、今般このような状況を憂慮し、白木尾・内田・年柄の3地区区長は、連名で再度要望書を提出され、町長のご理解とご尽力をお願いされております。

その要望書を読み上げます。

要望書「白木尾海岸地帯傾斜地崩壊防止対策について」。区間、白木尾地区から内田地区。

上記要望箇所については、町当局も注視されていることと拝察しておりますが、近年においての集中的な大雨、風雨などの被害を受け、毎年特に雨季からの降雨に集中して傾斜面の崩壊が繰り返し多発している状況であります。付近の農道、民家からは、畑1枚を残し、その先は今でも崩壊状況が止まらぬ急傾斜面むき出しといった現状です。平成21年には、民家まで影響を及ぼす崩壊も発生した経緯もありますので、再度、現地調査を実施され、早急なる対策を講じてくださるよう要望します。

以上、地域住民の切なる思いを代弁させていただきましたが、畑の地権者は、せっかく整備事業で作っていただいた畑の全部に作物が作付けできないもどかしさで残念な気持ちでいっぱいです。しかも一歩間違えれば、耕作機械も人間も転落しかねない非常に危険な状態が放置され、町民の人命と財産が危険にさらされていると言っても決して過言ではありません。

私は、排水の方で補助事業はないものか、検討をお願いできないものかと考えております。といいますのも、大雨が降るたびに道路が川のように流れて、これが全部圃場に入り排水が間に合わず、このまま海岸に流れ出し、崖の崩壊が進んでいるといった状況

からであります。

皆さんご存知のように、白木尾海岸はサーフィン好きな若者たちのメッカで、この頃はその数も増えてきて大変にぎわっております。又、その若者たちを見て、地域の子どもたちやお年寄りも元気をもらって喜んでおられます。本当に素晴らしい景色で、私は苓北町の宝とも思っています。整備が進み、道路がいつでも安心して利用できるようなれば、夕日を眺めながら散歩したり、夕涼みに訪れる人々も、もっともっと喜んでくれるのではないかと考えております。

田嶋町長は、今でも斬新なアイデアと卓越された行動力で、通常では到底考えられないような不可能なことでも次々と実行されてこられました。

ここ、急傾斜地が整備されれば、肥沃な土地と十分な日照、更に発電所と協力し、他に例のないような新たな農業も模索できるかもしれません。

町長、何とぞ今回もぜひ不可能を可能にして、地域住民の要望に応じていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わらせてます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

白木尾海岸の背後地の保全対策、この件につきましては、私も町長就任以来、随分地域の方々からの要望もお伺いし、そしてなかなか難しい対応に迫られてきたところでございます。

まずは、この地域がですね、国の指定する建設海岸だということが非常に問題になってきたわけですね。今、ご指摘がありましたように、当初平成12年から16年にかけて、この建設海岸に、要するに海岸保全事業を行っていただいたところでございます。この長さが898m、残りがですね、今、ご質問でご指摘がありましたように286m分、殆ど農地なんです。

先程申し上げましたように、建設海岸は家屋が建ってないとなかなかその事業が適応できないということでもございまして、このこともありまして、まず最初の海側からの堤防、これもですね、非常に難儀をいたしました。何の補助事業もないんですね。これを町で単独でやれといえども相当な金額でございましたので、いろいろ知恵をいただきながら、国・県からありがたい知恵も出していただいて、海岸沿いの海岸保全事業はしっかりと出来上がったというところで、私もたまに歩きに行ったり、見に行ったりしますが、もう崩れ方がひどいですね。殆ど今、ご指摘のように、農地が海岸部分の近くのほうは使えないという状況であります。

これをどうするかということになりまして、諸々、今でも手をこまねいているわけではございません。どういう事業があるかですね、相当関係機関にも当たってみました

が、やっぱり補助事業の対象になるというのがなかなかないんですね。これが建設省の指定になっているということで、農地に該当できないというのが大きな問題なんです。しかし、お困りの点っていうのはもう目に見えております。

先だって、区長さんから実態をお伺いしましたので、この件につきましては、ぜひですね、何とかするようにですね、又更に知恵を絞ってまいりたいと考えているところでございます。

その間、問題があるのは適応する補助事業がないということと、これをどう国・県のご支援を捻り出すかということと、あと、やはり私有地でございますので、受益者の方たちの負担が出てくるのはこれはもう間違いない。この負担をどういうふうな形でクリアしていくか。このことは具体的にどういった事業でやるかで又出てきますので、その際は、受益者の方々とも相談しながら進めさせていただきたいと考えているところでございます。

非常に大事な質問で、深刻な事態に至ることも考えられますので、あるいは防災の観点からできないか、関係機関にも当たってみたいと考えますので、この点はひとつ宿題として、早く片付ける宿題としてお預かりをさせていただきたいと考えております。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 田嶋君。

○5番（田嶋豊昭君） いろんな事情があるんだけど、なかなか補助の対象になるようなことがないということでお聞きしましたが、ただこれからいろいろ検討して、頑張って早期に完成したいということをお聞きしましたので、引き続き、そんな事業をですね、引き出して継続してやっていただければと思っております。

そして又、うちで町と九州電力、エコアッシュさんと協定してますACⅡあたりの利用も考えていただければ、安価で上がるのではなかろうかということも思っております。

そして又、完成した暁には、今、苓北町で進められておるオルレコースあたりもですね、十分西海岸を見ながら、九州電力も眺めながら、やっぱりあそこも取り入れてもらえばいいんじゃないかという気持ちもいっぱいでございます。

私、一応終わりますけど、町長からあればお願いします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まずですね、どんな事業でやるか決まりませんと、なかなか具体的なことについての言及はできないわけでございます。

今までは、建設海岸事業やら農地の事業でいろいろあたっておりましたが、あまり上等な回答ができませんでしたので、又違った観点からも対応をしていきたいと考えております。

○議長（倉田 明君） これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

通告2番、野崎幸洋君。

○6番（野崎幸洋君） 6番議員、野崎です。

通告しておりました苓北町の財政運営についてお伺いをいたします。

町長は、これまで幅広い人脈と経験を生かし、国や県より有利な財源を確保され、苓北町のあらゆる事業や活性化のために尽力をいただいていることに対し、町民の中にも大変評価をされている方もいらっしゃると思います。

本年9月定例会に提出されました、平成25年度の苓北町一般会計特別会計決算審査に関わる監査委員の意見書によりますと、一般会計の実質収支は1億1,216万2,000円の黒字である。前年度の9,782万5,000円と比較すると増額となっており、単年度収支においても1,433万7,000円の黒字である。

しかし、これに基金積立金2,386万円を加え、繰り上げ償還金はなく、基金取り崩しが5,000万円あるため、実質単年度収支額は1,180万3,000万円の赤字であるとしてあります。

又、実質公債費比率、自治体収入に対する借金返済額の比率は14.4%で、前年度の13.5%と比較して0.9%高くなっている。

これは償還額が増えたことによるものであり、公債費は、公共土木事業、道路、河川、漁港など、あと災害復旧事業、教育施設整備事業など、財源及び臨時財政対策債等として長期資金として借り入れた借入金の元利償還金で、平成25年度末の一般会計借入金残高は70億9,701万8,000円となっている。

今後、起債が増えたことで公債費の増大が予想され、予算に占める割合も大きくなるため、財政健全化の面から事業の圧縮や実施年度の分散で公債費の負担を減らし、引き続き健全財政を目指されたい。

なお、弾力性の確保についての目安としては、経常収支比率は70%以下が望ましいとされ、比率が低いほど一般財源に余力があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示しているが、本町の場合、平成22年度86.5%、平成23年度88.1%、平成24年度89.8%、平成25年度92.6%となっている。

今年度2.8%も増えた要因は、主に扶助費や公債費の伸びに加え、補助費等で消防本部の建て替えに伴う広域連合への負担金が増えたことや、長崎航路維持のための船舶購入補助等によるものである。数値から見れば、本町の財政の硬直化は否めない状況にあると思われる。

公債費においては、平成32年度をピークに起債の償還額は増える見込みであり、又、今後予定されているごみ処理施設整備の広域連合負担金等が増える予定で、しばらくは経常収支比率の改善は難しい状況にあると思われる。計画性、弾力性、積極性の3

つの観点から総合的に見て予断を許さない厳しい状況と言えよう、との意見書が提出されました。

2、3年前の意見書を見ても、監査委員より健全化への努力を促してありましたが、今回のように危機感を持った意見はなかったように感じます。

又、今年10月1日と10月3日の新聞に、平成25年度の県内45市町村の決算状況が発表されました。その記事によれば、苓北町は経常収支比率と将来負担比率が高く、これは財政に弾力性がなく、自由に使える予算が少ないことを意味しますが、特に注目すべきは、地方債残高の合計を住民数で割った1人当たりの借金が積立金残高を割った貯金より多く、町民1人当たり70万2,000円もあり、熊本県の他の市町村と比較すれば、苓北町はワースト1であり、2位の甲佐町の49万4,000円からすると、大きくかけ離れ、非常に厳しい収支決算の状況が掲載されております。

町はこれまで有利な財源として、様々な起債事業を行ってまいりました。中には、都呂々漁港改修工事、町道の舗装改修工事、又志岐小学校屋内運動場など、住民の生活に必要な不可欠で、有利な財源で行った事業も含まれてはおりますが、中には住民から要望があったとして整備を行った一時避難所はともかくとして、拠点避難地の仮設用住宅整備や利用者が少なく収入が支出に比べて極端に少ない状況にありながら、約2億円を投入して建設中の資料館など、現在ある施設や町有地を利用すれば借金をしなくてもよかった事業、又、するとしてもなるべく少ない投資予算で行える事業もあったのではないかと思います。

本来であるならば、苓北町の財政力は、九州電力の固定資産税の収入などにより熊本県市町村の中でも豊かであるべき町であり、この現象は一般家庭に例えますと、収支のバランスが悪く、身の丈にあった生活をしていないのと同じで、収入以上に支出が多く借金を抱えている状態だと考えられます。

今後、町の健全化に向けて計画的な対応が必要と考えますが、その取り組みはどのように考えられておられるのか、お尋ねをいたします。

又、起債事業の大きなものに、先程も言いました拠点避難地、仮設用住宅地がありますが、これまで建設中も含め町内に2、3カ所整備をしてきました。町長は、まだ足りない分の300戸余りは、今後も整備を行っていくとの方針でありましたが、更に今後もうこういった起債の事業を行っていくお考えがあるのか、以上お尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

苓北町の財政運営につきましては、平成25年度の決算での財政健全化の示す4つの健全化判断比率では、いずれも早期健全化判断基準を下回っております。

つまり、財政は健全化だということでございます。財政構造の弾力性を示す経常収支

比率は確かにご指摘のとおり 92.6%となり、前年度比 2.8%増となりました。今後
も扶助費等の社会保障費や天草広域連合の負担金、特別会計への繰出金など経常経費の
増加が予想され、長期的に観測してみても、経常経費が予算全体に占める割合は上昇傾
向であり、予断を許さない状況であるということをご指摘のとおりでございます。

一般的には、経常収支率が高くなりますと財政に弾力性がなくなる、いわゆる諸施策
を進めるにあたって滞りが出てくるということでございます。それが経常収支比率が高
くなったときの大きなリスクになるわけでございます。

しかし、我が町におきましては、他市町と比較をしましても福祉施策、子育て支援や
高齢者対策、そして医療費助成事業等、十分に今まで行ってきたわけですね。要す
るに、そして必要な公共事業、いわゆる社会資本整備も、これは足りないところは確
かにあるかもしれませんが、よそに比べればしっかりやってくるわけです。要するに弾
力性は十分あるわけですよ。

この数字だけを見て、単純にこれを理解をしていただけないというのは非常に残念で
ございます。これは、我々の説明が足りなかった分もあるかもしれませんが、そういつ
た面で、経常収支比率は確かにですね、いろんなことが弾力性があるといっても数字上
は非常に高いわけで、今後はそれなりの努力もしていかなければならないわけござい
ますが、いわゆる経常収支比率が高くて柔軟性がないと、諸施策が展開できないとい
うのはそれは当たっていないということでございます。

これは、町民皆さま方が通常受けておられる諸々の行政施策について、1つ1つ見て
みればおわかりになられると思っております。

又、しかし、そうはいっても数字は数字ですから、財政健全化へ向けて取り組んでい
かなきゃならないことがたくさんあるわけです。それで、社会資本整備等については地
方債の現在高等についてはですね、従来では、返済金額よりも借りの金額を少なくして
いくということをやってまいりました。その中には、臨時財政対策債、これは国が交付
税を支給したいんだけど、国に金がないからそのまま借りといってくれと、100%
国が補償するからというお金ですね、これも含まれております。これはほかの町も同じ
ことですね。同じような形でやっておられるわけでございます。

あと、他の起債ですが、今増えてきているというのは平成21年度からの経済対策にお
ける補正予算で増えたわけですね。それ以降、平成22年度以降が借りた金よりも返す
金が少なくなってきたと。要するに、借りた金が多いということが原因になっておりま
す。それは、平成21年度、22年度の経済対策で約30億円の補正をやりました。

その中には、我々がずっとやりたかった光ファイバーの事業がありました。10億円
ほどもかかる、その内の3分の1しか見てくれないと、国が。あとは借金か現金でお支
払いをしなければならないという事業を約9億7,000万円の事業で、9,000万円

足らずでいい事業でございました。その半分は又補正予算債という50%は国が交付税で補填をしてくれるという事業でございましたので、極端に言えば4,500万円で10億円近くの事業ができたということでございますね。

そういう観点からいって、この経済対策以後、平成21、22年と平成24年、25年ありましたので、少しお金は今までよりたくさん借りておりますが、中身が大事なんです。中身が殆ど補正予算ですから、通常30%ぐらい、良くて30%ぐらいの起債に対する交付税補填があるわけでございますが、これは50%を超えていると。

先程拠点避難地のこともおっしゃいましたが、拠点避難地は、私はいざというときは、これは絶対に必要な用地だと。御承知のとおり、苓北町にはある程度の高台に、ある程度の広さのところは、それは何箇所もあると思います。しかし、仮設住宅をしっかりと造っていくという土地というのはあまりございません。殆ど平地っていうのは優秀な農地が大半でございますので、そういった面では、やはり一時的には学校やら公共施設に避難をする。そして、ある程度落ち着いたら仮設住宅を造って、そこに入っていて、その中で今後どうするか考えて、良い知恵を出しながら将来の対応策を考えていくというのが順序だと思っております。

そういう中で、この起債はですね、全額起債という非常に異例の国が措置を取りました。全額起債で、その起債の中で元利共合わせて70%国が補填をしてくれるということでございます。これはなかなか今までなかったことでございますが、それだけ国も今後ある危険、防災に対する、やはり考え方をですね、非常に積極的になって、近々大変な災害がやって来るというようなことを前提にして考えているから、こういうふうになったわけでございます。

そういう意味でですね、細かくは事務方が計算をしておりますが、そこが大分ひっかかった点になっていると思います。起債残高は非常に大きいわけですが、将来の負担というのは、額面ほど大きくはないということでございますので、我々としてもだからといって野放図にどんどん借りていいのかということは思っておりません。今必要なものを緊急にやるのにはどうしたらいいかと。その観点で考えているところでございます。

そういうことの中で、やはり財政運営というのは我が町にとっても、そしてどこの町にとっても大事なことなんです。今、やるべきことをやっていくということも大事なことです。ですから、そこは将来負担が少し増えたにしても、十分こなすことができる可能な状況の中で、我々は今進めているところでございます。

ご指摘にありましたように、しかし、健全財政っていうのは数字の上でもですね、そのようになることが望ましいことでございますので、今やらなければならないことをやりながら、なるべく健全財政に近づけていけるように、そのことについては、今後共の努力が必要ではないかと考えているところでございます。

以上、野崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 今、町長の答弁の中ですね、有利な財源を前倒しして社会資本整備など行ってきたということはよくわかりました。

しかしですね、単年度にですね、そういった近々に起債を増やせば、当然のことながらこれ、償還額が増えるのは目に見えているわけです。先程、交付税措置ということでお話をされましたけども、私が調べたところ約25億円ほど交付税の措置があるわけですけども、差し引いても約45億円は借金として残ってくるわけですね。その辺を調べてみますと、ワースト2位の甲佐町が約49億円としてあるわけですけども、順位としては、殆ど熊本県下ではさほど順位が変わってくるわけじゃないわけで、要するに財政の厳しさはさほど変わらないということですね。

ですからもう少し、長期的な計画の中で必要な事業とそうでない事業をもう少し見極めていただきですね、そして、このまま今のまま起債事業を増やせば、現在少子高齢化のため人口は年々減ってきているわけですが、それに関わってですね、町民税の減収、又、九州電力からの固定資産税も年に約1億円ずつ減収となっております。そういった中で、先程監査委員の意見書の中にあるようにですね、平成32年度には起債の償還額がピークを迎えるということで指摘されているわけですが、この平成32年度の償還額のピークを迎えること、この辺はどのようにお考えになるか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 非常に厳しい数字ではあるんですが、まず、この借金もね、他と比べてどうかといろいろおっしゃるんですが、要するにね、90億円近くの下水道の事業をやりました。これが無駄かというとは私は無駄だとは思いません。それは大半が借入金で賄っております。

そして最近では光ファイバー、そして都呂々港の相当老朽化した港湾が、港湾施設としてはあまり必要ではなくなっておりますが、やはり後背地の安全性にとって、非常に危なっかしい状態がありました。そういうことも踏まえ、そして今、少子高齢化とおっしゃいました。我々はそれを手をこまねいて見てるわけにはいけません。何かやらなければなりません。今考えていることは、まず企業誘致。企業誘致は、しかし、この天草、特に苓北にとっては、やはり企業誘致に必要なものは土地、水、そして交通インフラ、これが必要ですが、天草全体的にそういったものが揃っておりません。なかなか難しい。

だからそういった中での対応は、土地の代わりに海がある、水もあまりいらぬ、そういう交通インフラも、今まで大西洋から持ってきたものをつくるわけですから、とい

うことでマグロの養殖の誘致を考えているところであります。これには、4年前には、日本でも大手の会社がマグロの子どもから養殖をするということで手を挙げてこられたわけです。何でうちに手を挙げてこられたかという、ちょうど八代海沿岸で、天草側もそして鹿児島島の長島も3年前の大変な赤潮で、長島で40億円の損失が出て、天草でも20億円近くの損が出ましたですね。あそこで飼ってたら大変なことになるということで苓北の沖を目指して来られたんです。

ところがですね、報道で十分ご承知だと思いますが、今大西洋のマグロ、太平洋のクロマグロ、両方とも相当な国際的な規制にあっております。一部、大西洋のマグロにつきましては、3年間捕らなくしたので増えたということで枠がちょっと増えましたが、太平洋クロマグロについては絶滅危惧種ということになっておりますので、会社としては、ぜひ今まで輸入をしていたものを輸入できなくなる可能性があるということで、国内でつくりたいと。しかし、今水産庁もですね、マグロのヨコワっていうのがマグロの子どもですよ。これから育てるのもヨコワにも規制がかかってきていますから、これでやるマグロはいかだ数を増設は認めないということになっております。ただし、卵からふ化するやつについては認めるということで、これはよく報道で出てきます近大マグロというやつですね。みんなこの方式で今、研究を進めているところです。国の水産試験センターでも進めておられます。

ところが、新聞に華々しく載ってきますけど、ふ化率がものすごく悪いわけですね。そのふ化率をもうちょっとすれば上がってくるからと。水産庁長官にこの前聞きましたら、来年とは言わないけど2、3年先には十分営業に見合うふ化率になるからということで、それを目指して今、やってるんです。志岐漁港はせっかくできたんですが、やっぱり運び出すための道路、これがなかった。ようやく、この前、国道に抜ける道路はできました。大型のやつは富岡港から運ぼうということで今、防災海岸もあわせながら明神山と紺屋町のところに造っております。

そういった意味で、企業誘致にもやっぱり基盤整備が必要ですね。これもかなりお金を使ってます。これからも少し使います。そういった面で、必要なことは今やらなければならないことっていうのはあるんですよ。そこをなるべく起債の中身をですね、良くしながらやっていきたいと。そういうことで、下水道の一番償還期限が平成22、23年ぐらいでした。一番高かったのが、これも乗り越えました。それで、それはそれで平成32年の一番多くなるというのは、拠点避難地等々の起債の返済が増えてくるということでございます。

そういった意味でも、交付税で後年度に負担が通常30%ぐらいでしたから、これまでの防災対策債は、負担分を後年度に来てくれますので、そのところのやり繰りというのはしっかりできるものと考えているところでございます。

ただし、そこはやっぱりきつい点は確かにあるんですよ、ご指摘のとおりね。そこは努力をしながら、しかし見通しは立っているということでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 町長がおっしゃいますように、必要な事業は当然これは行わなければならないと私も思います。そして、今おっしゃったように、企業誘致に大変力を入れてこられているということはわかりました。

しかし、ここ近年のですね、監査委員さんの意見書を見てみますと、財政健全化の面から事業の圧縮や実施年度の分散で公債費の負担を減らし、引き続き健全財政を目指されたいという、毎年のように町財政の健全化に向けての努力を促されておるわけでございますけれども、それでも年々悪化傾向にあるということは、これまでの意見に対して、まあ率直な意見として努力が足りないのではないかというふうに疑問に思うわけですが、先程言われました企業誘致の他に、これまで具体的にどのような対策を取ってこられたのかをお尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 努力が足りないというのは、努力をし過ぎて必要な事業がですね、順調に取れてこれたから起債が増えたのご理解をいただきたいとそう思います。いろんなことは、先程もちよっと申し上げましたが、下水道の事業、これが一番大きいですね。そして水道の事業。これも30年ぐらい前にやった事業のあれがずっと残っています。都呂々ダムから水道に引っ張る事業ですね、20億円ぐらいかかった事業。これが高利で、今は大体2%前後です、借りるのは。当時は、6、7%はざらでございましたので、大変な足かせになっておりました。その当時ですね、努力をしたということで申し上げますと、当時、償還繰上があったんです、5%以上の償還繰上。

ところが、当時あったときに、苓北町は3カ年の財政力指数が1でした。1以上のところには、これは該当させないというような国のご意見であったわけですが、単年度でいくと0.96%でございましたので、国の目指すところの償還繰上はですね、名古屋とか横浜市のですね、地下鉄、これで大変な赤字を持っておりました、数千億円ずつの。これを解消するために5兆円の予算を作って、償還を進めたわけですね。

それは全国に当てはまるんですが、どっかで区切りをつけようということで、財政力指数が1以上のところには該当しない。どうしてそうしたかという、次の年から名古屋市が1以上になるから、前年度にやっってしまうということだったんです。それじゃあおかしいじゃないかということで、3年間の平均を1年間でみていただくように努力をいたしました。

これには、ただ総務省に行っただけではなくて、財政投融资を進めている当時大蔵省、今財務省、そこに掛け合いにも行きました。総務省が言うところ、大蔵省が金を出

しているので大蔵省がオッケーを出さないと自分たちも裁量権がないんだということでありまして、そこで5億円返済をしまして、随分計算によると1億円は助かったということでございます。

経済対策でいいますと、光ファイバーは通常だととてもできない事業でしたけれども、先程言ったとおりでございます。一番、去年で大きかったのは平成25年度の対策ですね。笹尾の浄水場は最初4億円。もう既に老朽化が進んでいるからやれやれと言われたんですが、私は経済対策をずっと待っておりまして、その年に経済対策に入れてもらうことからいろいろな方をお願いをしました。どうしてかというと、大震災においてですね、ライフラインがものすごく傷めつけられて大変なことになったと。下水道、水道、そういうことを中心にですね。だから水道も入れるべきじゃないか、下水道も入れるべきじゃないかということでお願いをしましたところ、水道の老朽化対策も、じゃあ経済対策に入れようということになりまして、とても考えられなかったあの事業がですね、担当は、後で詳しくは、もし再質問なさるならわかると思いますが、本当に1億8,000万円ぐらいの経済的にですね、少なく我々が出してできるようになって、今完成したわけですね。志岐小の体育館もそうでございます。

そして、町の中の今のところ主だったところしかやってないんで、大変申し訳ないんですけど、舗装。これはずっと志岐の中央線から上津深江、坂瀬川やってしまいました。まだ町の隅々はですね、なかなか手が回ってないところもあって大変申し訳ないんですけども、これは全く町が全部出さなきゃいけない事業なんですよ。それを経済対策で大半を賄っていただくということでできたんで、私の意思とか事務局の意思、議会の意思だけでこれは絶対やりたいといっても、そういう財政的にですね、負担の軽いものが出てこないとできない。しかし、だからそういうものが出たときにやっとかないと、あと2、3年後にやろうなんていったとき、なかったら通常の補助予算でやらなければならないわけですね。ですから、そこで集中して乗っていったと、やるべきことを乗っていったということが主でございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

今回のですね、この新聞報道によりですね、町民の方は非常に心配をされている方もいらっしゃるわけですが、これまで町としても広報れいほく等によってですね、町の財政的な部分、まあ全体的な部分ですが、これは公表してありましたけども、こういった町民の不安を払しょくするためにですね、今後はもう少し町民にわかりやすい貯蓄から借金を引いた町民1人当たりの額をですね、毎年公表してですね、今後のこういった心配を払しょくするための努力をするべきではないかと考えますけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これについては、毎年はやっておりますが、実際の中身については額面だけでやりますと、野崎議員のご指摘のとおりになるわけでございます。

そのことも含めてしっかりお分かりになられるように説明もしていきたいと思いますが、どうして起債残高が増えたかというのもやはり今まで説明が不足してた、というのはこれは私の自慢話になるからですよ。あんまりそれは言わんほうがよかと思って言っておりませんでした。これは、集中的にこれだけ予算が取れるというのは、やっぱり日頃ね、夜寝んでも考えてるんですよ、いろんなことを。どがんことをしたらよいか、誰に頼みに行けばよいか、どがん今度は金は補填しようとかね、そういうことだったんですが、もうこれはあけっ広げにこがんこがんで今まやらんと、3年先にやったときにはこがしこ負担がありますからやりましたということですね、ご説明をきちっとして、そして実質的にきちっと支払いができるということも含めて、説明を今まで額面だけの説明だったんで、やっぱりご心配が増えられたと思いますが、この件につきましては、広報で2回ほどしっかりご説明したつもりですが、なかなか全ての方がそれをお読みになってご理解をしていただくというわけにはいかないと思いますので、ご指摘のような努力は、今後心がけたいと思います。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

それともう1点お尋ねをいたしますけど、先程町長のほうから、仮設住宅は、これは必要なんだということでご答弁をいただきましたけども、これまで町は南海トラフが発生した場合などを想定して、苓北町で3.1mの高さの津波が襲うと予想し、拠点避難地、仮設用住宅地を整備してこられたわけですけども、震源地に近いとされる大阪、愛知、三重、四国、宮崎などの各県においてですね、苓北町のような拠点避難地、仮設用住宅地を整備している市町村はどれくらいあるか、把握されているのかをお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、熊本県が発表しております地震津波災害想定調査結果の概要によりますと、最大津波高が3.1mとなっておりますが、3.0mから3.5mとなっております。

そして、苓北町天草全体が防災の推進地域。強化指定地域は太平洋岸ですね、南海トラフで直接被害を受けるという。天草は推進地域に指定をされておりまして、しっかり防災を進めなければならない。そのためには防災対策債も優先して貸してくれるというようなことでございます。

他のところっていうのは、それぞれですね、地形やら何かで条件が違うと思います。

高台がしっかりあるところとか、苓北町よりもっと条件が悪いところとか、いろいろあると思いますが、やはりそこにはですね、それぞれの考え方があると思いますので、あえてその全てを調べたわけではございません。主には、避難タワーを造っておられるところが多いですね、太平洋側は。そして、あとは逃げる訓練をしっかりやって、まずは、一時的にとにかく命が助かるということを進めておられるところが多い。これには、やはり自主防災組織を作っていただいて、ぜひですね、自分たちの命は自分たちで守るということを皆さん方で心がけていただきたいと。

今、苓北町も70%近く今まで、その自主防災組織の組織率が上がってまいりました。まだまだ自分たちで守るという意識をですね、高めていただいて、ハードの部分とソフトの部分とあわせて中でですね、いざというときにまず命が助かり、そして命が助かった後しばらくはなかなか仮設住宅も1カ月2カ月はかかるでしょうから、その辺のところではいつかは一時避難所で辛抱していただく。そして、仮設住宅の中で、次、将来的にどうするのかを考えていただく、そういうことが必要ではないかと思っております。

そういう意味でですね、苓北町の平地は殆どは優良農地でございます。これは災害が落ち着いたらしっかりと生産をしていただかなければならないところでございますので、あとは拠点避難地を造っておりますが、今後、拠点避難地をという名目で造るのか、あるいは諸々ご指摘があつておりますように、方々にここに10件、ここに5件とか、そういうことも視野に入れながら、そういうことも計算をしながらですね、今後、拠点避難地にするのか、それぞれの地域で今あるところを少し拡張したりして造っていくのか、その辺のところは、今後もう少し具体的にですね、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 私はですね、これからですね、いつ起こるかわからない自然災害に向けて行く起債事業はですね、減らして、いざ起こった時にでも柔軟に対応できる予算、基金や予備費を増やすことが私は大事だと思います。そして、町民からの要望である行政通信の十分な対応や、将来の苓北町を担う子どもたちのための教育費を増やしてですね、学校施設へのIT関係、例えばタブレット端末の普及など、今の教育環境をよりよく充実し、現代にあった教育を目指すなどの予算に目を向けていく必要があると私は考えておりますけども、その辺のお考えはどうでしょうか、町長。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その辺はですね、せっかくの野崎議員のご指摘ですが、予備費ぐらいを貯めて、すぐできるかどうかというのはなかなか難しい。例えば用地造成等はですね、災害が起こってから造るっていつでもこれは大変です。これはなかなかで

きません。

災害拠点地といっても、できたときにはあとは運動公園に通常は使うわけですから、町民の健康方面とか交流人口の拡大に大きな役に立つわけでございまして、そういう面です、少し考え方が違うかなと。

やはり、前もって造っていくというのが大事なことです。その証拠にどうですか、御岳山が急に噴火した。そして太平洋上の西の島がどんどん広がって、最近阿蘇山まで又22年ぶりに爆発した。うちの目の前には雲仙岳があるんですよ、20数年前に爆発した。だからそういった面です、通常の断層から起きるあれとは又違うことも、いつ何時災害がやってくるかわかりません。

この前の広島県の安佐南地区でのあの災害、あそこは指摘がされてあったにもかかわらず、ずっと住んでおられたということですが、やはりあそこも、まさかあんな大きなのが来るとは思ってもおられなかったし、苓北町だって7月初めのあの雨、100mmなんていう雨予想できましたでしょうか。

あれと重なって、今度は海が満潮になって、そして川があふれていろんなところを整備してあるところにもかかわらず、一部水没まではいきませんが、水に浸かったということもあったわけですから、やはりいつ何時あるかわからないのには、やはりしっかりとした対応をですね、やっておかないと災害が起こってからやってもですね、やっぱり、すぐ2、3年はかかります。なかなかその辺は、考え方の問題でしょうが、私はこういう今、天変地異が起りやすい時期に来ていると思います。その点については、いつ何が来てもですね、最小限の対応はできる準備はしておくべきではないかと考えているところでございます。

○議長（倉田 明君） はい。

○6番（野崎幸洋君） 町長の防災面に対する考え方はよくわかりました。

まあ、できればですね、こういった先程の新聞報道などの心配がないようにですね、なるべく基金をこれからは増やしていくような方向付けでお願いしたいと思います。

最後にですね、現在の苓北町の財政悪化の責任はですね、もちろん町長にもあると思いますが、提案された議案に対し、議決した我々議会にも大いに責任があると思っております。今、苓北町に生まれ育った子どもたちにですね、将来負の遺産を残さないためにも、提案された議案や事業に対し今まで以上に慎重審議し、これ以上、苓北町の財政が悪化することなく、健全化に向けて、町と議会が1つになって考え、努力していく必要があるということを痛感し、私の一般質問を終わります。

○議長（倉田 明君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 今おっしゃったとおりだと思います。

ただね、財政が、財政がって言って、下水道造らなかったらどうなっていました。や

やっぱり必要なものがあれば、そこは議会と相談しながらやっぱり造るべきなんですよ。やっぱり、そこはね、何もかも辛抱せろと言うて、福祉面もじゃあよそがやってないこといっぱいやってますよ。要するに法定でやらなきゃいけないことだけにしてしまった。それはいくらでも、いくらでもっていうか、1億、2億の金はすぐ貯まりますですよ。でも、それをしないで町民が安心して暮らせますか。これは一部の人は稼げるからいいかもしれませんが、大半の人は、もし町の施策がなくなったらなかなか難しい。

だから、そこがそうなるかどうかということは、議会と我々で、我々が提案したことをよく吟味していただいて相談する必要がありますが、頭から何もかにも抑え込んでという形だったら、まだまだね、要するに中心地域との社会資本整備率というのはものすごく違うんですよ。

東京とか大阪とか名古屋は、江戸時代から公共事業をやってるんですから。今見てください、銀座の一番の目抜き通り、東京へ行かれたことがあって、銀座に行かれたことのある16mの通りがあります。これは徳川家康が江戸城を本拠地にするということの中で造った道路ですよ。そのままそれを使ってるんですよ。あと舗装とかは別にやったんですけど。そういう例えば熊本市だったら、細川藩時代から、まあ加藤清正の時代からずっと河川の整備とかやってきてる。

天草はどうですか。国の金っていうのは殆ど入ってません。一番大きく入ったのは九州電力の、この発電所の金ですよ、これは民間の金ですよ。

まあ、そういった意味でですね、公共でやる社会資本整備がやっぱり遅れてる。その一番証拠が高規格道路じゃないですか。高規格道路を金がないって言ってやらんわけにはいかない。広域連合のごみ処理施設をですね、金がないからといってやらんわけにはいかない。これは、それと道路もね、本当は舗装も国が補助してくれる事業があれば、隅から隅まで1日でも早くやりたいですよ。ただ、やっぱりご迷惑をおかけしてるところも多々あるのは、もう間違いございません。そういった意味で、これは我々が提案したことを議会でもよくご審議もしていただきながら、何でもかんでも議会の責任とかじゃなくて、町民みんなの話じゃないですか。そういった意味でですね、ぜひ、町民に必要なものは、必ずやるっていうんじゃないくて、やりたいけどもどうしようかという話の中で話は進めていくべきで、やる方向でですね、やる事業はいっぱいまだ残っています。

ただ、それをやれるかどうかっていうのは、我々の知恵と皆さん方の知恵と議論の中で決まっていくと思っておりますので、そういった面でお互いに切磋琢磨が必要だというのはもう同感でございます。

よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 11 時 00 分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続きまして、本会議を開会いたします。

通告 3 番、浜口雅英君。

○2 番（浜口雅英君） 第 30 回定例会一般質問、質問者、通告 3 番、2 番議員浜口雅英、質問の相手、町長、質問方式、一問一答方式。

質問事項 1、27 年度予算の策定について。

平成 21 年 3 月の第 6 次基本構想、平成 26 年 3 月の第 12 期基本計画に、「安心して住めるれいほく」「いきいきと暮らせるれいほく」「ふるさとと呼べるれいほく」の 3 つの基本目標が掲げられております。

そして、平成 25 年度一般会計歳出算額約 72 億円。平成 26 年度一般会計当初予算歳出額約 51 億円で、それぞれ平成 25 年度、26 年度の行政が執行されております。

このような中で、この間の事業等についてどのような検証をし、27 年度予算の策定に当たって、どのように反映させようとしているのか、町民の皆さんの声の中からその一部について問題提起し、新年度予算にどのような具体策で対応していくのか、町長の見解をお尋ねします。

質問要旨（一）26 年度事業の検証。

1、志岐中央線の舗装及び側溝改修事業。

本箇所は、側溝の改良と舗装の全面施工を実施されております。このことによって、でこぼこ道が一掃され、高齢者の押し車、歩行の安全に効果がありました。更に、つぎはぎだらけの路面が一掃されたことにより、町並みの景観も良好になりました。

しかし、側溝については、雨がひどいときは、側溝からあふれた水が住宅地に流入するなど、改良後もその効果は見えていないのではないですか。このことにどのように対応していくのかお尋ねをします。

質問要旨（二）日常生活を守るための対策。

新年度予算の策定中の時期に、若干詳細すぎる面があるかと思いますが、次の項目について、町の基本構想、基本計画の 3 つの基本目標を達成するために、新年度予算の策定に当たって配慮すべきと考えます。

1、道路の維持管理など。

道路は、国道・県道・町道・里道と、そしてこれらの付帯施設は、住民の生活に最も密着した公共施設です。このことを踏まえて新年度の予算の策定に取り組むべきです。

（１）外灯の設置とＬＥＤ化。

町内を夜間ウォーキングすると、外灯がないために闇の中に放り込まれたようで恐怖感を覚える箇所があります。歩行者の安全確保のため、外灯の設置に重点的な予算配分を考慮すべきと考えますが、如何でしょうか。

又、平成２６年６月の第２６回定例会で、外灯の敷設替えを提案しました。ＬＥＤ灯への敷設替えを提案しましたが、町は大事なことだが財政との見合いの中でＬＥＤ化を強化していきたいとの回答でしたが、今後、具体的な取り組みはどうされるのか。

（２）里道の実態把握とその管理。

里道は、昔から地域住民の生活道路、あるいは農作業等の道路として重宝されています。近年、車社会になり、その主役を奪われてはいませんが、今なお、里道沿いに住家は存在し、重要な往来施設です。

先の定例会で、里道の無断占用により用途が果たせなくなっている箇所について質問しましたが、町の回答は、把握していないということでした。里道は、国の所有物で町が適切に維持管理しなければなりません。又、利用頻度は落ちても大切な施設です。ぜひ、現状を把握し、里道本来の用途に供すべきと考えますが、如何でしょうか。

（３）ガードレールの設置。

通行車両と歩行者の安全を守るために、道路にガードレールが設置されています。支柱の基礎がむき出しになって、本来の機能が十分に果たせないのではと感じるところもあります。

ところで、財の尾団地は、北に雲仙岳、西に富岡城を望む風光明媚な高台に位置し、この団地を見下ろす形で町道財の尾支線が走っております。この路線は、先程も述べたように高台にあり景色は良いが、上津深江側は、幅員も狭くカーブも急で、海側路側は急峻な地形になっており、交通の安全を期すために安全柵が必要と思われます。現地確認の上、早急な対応をすべきと考えますが、如何でしょうか。

（４）町道等への支障木除去。

道路の管理、通行の支障はもちろん、災害時の電話、電気等の供給にも影響があると問題提起をしてきましたが、外灯にも覆いかぶさり、安全・安心の町づくりの阻害要件になっております。

これまで同様の趣旨で幾度となく提起してきましたが、具体的な対応、結果は見られません。支障木の除去は、通行の安全等、前述した問題解決はもちろん、その付近の景観が確実に良くなります。ぜひ、新年度予算へ従来以上の取り組みをすべきです。

（５）町道の未舗装対策。

町内に全線未舗装、あるいは一部未舗装の路線はそれぞれいくつありますか。交通の安全等の立場から早急な対応をすべきです。又、町道等に架かる橋梁の路面コンクリー

トが老朽化し、コンクリートが摩耗あるいは剥離し、骨材の玉石が露出し、凹凸がみられます。これを放置すれば、通行の支障はもちろん、降雨等による水がコンクリートに浸透し、鉄筋の酸化などにより橋台へ悪い影響を与えと考えます。早急にオーバーレイ工事の施工が可能な予算を計上すべきです。

（６）小規模路側崩壊等箇所の修繕。

大雨あるいは、イノシシによる路側等の崩壊が町内の随所に見られます。大きな事故や崩壊になる前に何らかの対応をするための予算措置を図るべきです。

（７）町道側溝の泥上げ等の管理。

近年の降雨は、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる大粒でバケツをひっくり返したような状況が多々あります。このことによって、道路側溝や民家間の水路があふれ、当該区域の民家等に流入しております。

この原因は、今までと違った降雨状況もありますが、側溝、水路の底に土砂が堆積しているなど、管理に不十分な点があるのではないですか。この際、町内の道路側溝、水路等の現況調査をすべきと考えますが、如何でしょうか。

（８）有害鳥獣の撲滅。

イノシシによる被害は、農業振興を進める中で大きな障害であります。これまでの撃退防除方針から、殺（殺すですね）処分に方向転換すべきと考えますが、如何でしょうか。

９月の第２９回定例会において、イノシシ等狩猟肉を地域特産料理として活用したらどうかと提案しました。町は、イノシシ肉料理の地域特産品化については、他町を参考に考えていきたいという回答でしたが、何らかの動きはありましたか。

（９）スクールバスの活用と在宅老人移送サービス。

中学校統合後の生徒の登下校にスクールバスを導入されることになりますが、バスの空き時間を利用して、巡回バスとしての運行が計画されております。これまでの運行コースについて見直しを求め、町も計画を練り直すということでしたが、その結果はどうなりましたか、お尋ねをします。

又、在宅老人移送サービスについても利便性の高い計画を検討するということでしたが、どのような結果になったのか、併せてお尋ねをします。

（１０）空き家、空き地の管理。

空き家調査を実施するということでしたが、その取り組みの状況はどうでしょうか。

そして、調査終了後の空き家対策を、今後どのように進めていくのかお尋ねします。

さらに、町内にかなりの数で解体跡などの空き地が見受けられます。適切な維持管理がなされている箇所は少ないようですが、防犯上、何らかの対策が必要であると考えますが、如何でしょうか。

又、空き家調査とあわせて、集落ごと、行政区ごとの高齢者世帯と空き家の状況を把握することは、今後ますます進行する高齢化社会への関係者の安全対策等、施策遂行に有意義と考えますが、如何でしょうか。

質問要旨（三）防災対策

1、危険箇所指定区域への対応。

危険箇所区域が指定されております。これの解決と対策のためのハード事業は財政的に厳しいものがあると考えますが、当該地域の住民に対しては、当該区域の危険度やこれへの具体的な対応を周知する必要があります。

聞くとによれば、家の前の石垣が崩れかかっているのを見てほしいと連絡しても、現地の状況把握には来るが、その後は何の連絡もないとのこと。当該区域住民の不安払拭のためにも、懇切丁寧な説明と対応が求められていると思いますが、如何でしょうか。

2、工事残土の処理。

公共工事に係る残土処理は、どのような方法、手段を取っているのか、お尋ねします。

3、内田、白木尾海岸の対策。

農地の崩壊が止まらない状況にありますが、具体的な対策はないのか。又、当該個所の堤防の高さに1 m余りの違いがありますが、これは何のためですか。どのような理由から高低差をつけているのですか、お尋ねします。

質問要旨（四）景観環境の保全。

1、造成地の側壁。

A C IIを使用した土地造成は、自然の緑豊かなふるさとの山を掘削することなく造成工事が可能となり、景観上優れているという説明でした。

しかし、防災ゾーン造成工事は、通路の舗装を残してほぼ完成しておりますが、コンクリート側面が約15 mの高さで施工され、むき出しの状態にあります。又、これらの約10 mほど東側には同様の宅地造成地があります。更に、津波一時避難所として造成した志岐紺屋町、富岡公民館裏も同様の状況であり、又坂瀬川グラウンド横の造成地も高い擁壁が施工されましたが、コンクリートがむき出しのままです。これらの状況は、町が説明する景観の保全にはなっていないと考えます。今後、どのように対応していくのですか、お尋ねします。

質問要旨（五）統合後の学校の利活用。

平成27年4月1日の中学校が統合するまでに、4カ月足らずになりました。旧校舎等の活用策は、多様な意見の中から絞られているということと推測します。

私もこれまでいくつか提案してきましたが、安全な子育て環境の整備の一環として、

レクリエーション、読書等情操を高めるため、児童館的な利活用は考えていないのか、お尋ねをします。

さらに、地域の中で、あるいは町外から起業を希望する、生業を起こすですね。起業を希望する者への貸与は考えていないのか、お尋ねします。

又、旧校舎等の利活用について、これを決定する前に議会全員会議等を開き、町と議会で協議すべきと考えますが、その予定はありませんか。

質問要旨（六）ＩＴ化の成果と今後の活用。

町は、光ファイバー等ＩＴ化に積極的に取り組んでおられますが、この目的と計画に対する達成度合いをどのように評価するのか、そして今後どのように活用していくのかお尋ねします。

さらに、整備に要した一連の事業費は総額でいくらだったのか。又、この整備率は全国比でどの程度の位置付けになるのかお尋ねします。

質問要旨（七）地方創生への具体的な取り組み。

政府は、人口減少への歯止め策の１つとして、又、景気刺激策として地方創生に取り組んでおられます。これに伴い、国策に沿ったこれへの戦略を作った自治体には、自由度の高い交付金を支給する仕組みを検討しているとのこと。１２月１４日の衆議院選挙の結果待ちの部分もありますが、今苓北町で、このことにどのように取り組んでいくのか、それともしばらく状況を見るのか、町長の見解をお尋ねします。

質問事項２、町の財政状況の報道。

質問要旨（一）町の財政状況報道への対応。

先般、県内市町村の平成２５年度決算の状況が報道されました。苓北町にとって、数値的には必ずしも良好な報道ではなかった。このことによって、町民の中には今後の町の財政運営を危惧しておられる人もあります。このことについて、町の見解を町民に知らせる必要はないのか、お尋ねします。

質問事項３、川内原発の再開。

質問要旨（一）安全対策。

液化天然ガスの備蓄が乏しい、石油の備蓄は半年、円安等による輸入燃料の高騰、ＣＯ２の削減等からエネルギーの安定供給という観点で、国は原子力発電の再稼働を進めております。

鹿児島県の薩摩川内市の原子力発電所１号機、２号機は、年明けにも再稼働するという報道もあります。発電所から３０キロ圏内の９市町では、避難計画を策定済みとのこと。万が一、原子力発電所で事故が起きた場合の影響は、平成２３年３月の福島原発では、現地の復興の遅れや未だ帰還することができず、避難所住まいのまま、発電所も汚染水の処置に苦慮しておられます。汚染水が地下に浸透したとか、膨大な汚染水の

量にこの後どうなるのか、地域の皆さんの不安は想像を絶すると思われます。

川内原子力発電所についても、避難対象は原発周辺 30 km 圏内が地元と定義付けされております。万が一、津波、地震等により川内原子力発電所で事故が発生した場合、30 km の圏内だけが避難対象とされていることに、天草下島住民、苓北町の住民として大きな不安を感じております。

原子力発電所の事故には、放射能、汚染水の拡散は、当然視野に入れるべきであります。苓北町から約 70 km に位置する川内発電所から、放射能が空中を風によって天草下島の苓北町の上空へ、汚染水が潮流に乗って天草西海岸へ、苓北町の沿岸へ達するのではないかと心配をしております。

このようなことについて、苓北町住民への被害は想定しなくてもよいのか、その対策を取る必要はないのか、町長の見解をお尋ねします。

以上です。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問にお答えをいたします。

1 番目に、26 年度事業の検証として、志岐中央線の排水問題について、今後の対応についてのご質問でございました。

中央線の排水問題につきましては、今後の対応についてこのように考えております。状況は今おっしゃいましたが、7 月の大雨により、天神木、馬場地区の側溝から溢水し一部の民家の床下が浸水をいたしました。この要因といたしましては、時間雨量 100 mm という記録的な大雨による志岐川の増水と下流域の海面の満潮時間が重なったことにより、排水の出口がふさがれたことにより排水が流れにくくなり、あふれたことも要因の 1 つだと考えられます。

この区域につきましては、志岐、愛宕山からの広範囲な排水と国道付近の農地の開発による舗装化により雨水が集中しており、下流の側溝への流入を減少することが必要であると考えられておりました。

これまでも、県道と国道の排水を中通橋及び天神木橋方面へ排水誘導のための対策を講じられてまいりましたが、十分ではない状況であったと推測をいたします。

その後、県の道路維持課と現地確認及び協議を行いました。11 月初旬に県道本渡苓北線の排水を一部、中通橋へ強制的に誘導する止水板の設置を完了いたしました。今後、この止水板による雨水の状況を観測し、県との打ち合わせを重ねながら排水対策を継続してまいります。

又、下流域の浸水対策につきましては、応急的に土嚢の設置、貸出等で対応したいと考えております。

2 番目として、日常生活を守るための対策として、外灯の設置と LED 化についての

ご質問でございました。現在、外灯の設置につきましては、各区の区長さんからの行政通信で依頼があった分について、現地を確認して対応しております。予算につきましては、今後補正もお願いしておりますが、当初予算で電気料に498万円、設置修繕料に267万2,000円を計上しており、年々増えている状況でございます。今後もこの予算の範囲内で維持管理を行ってまいります。

外灯のLED化でございますが、LEDの外灯にすることで二酸化炭素抑制、省エネ、電気料金の削減などのメリットが考えられますので検討を行っております。現在では、外灯の修繕が必要なものについてはLED外灯に替えており、現在、1,377カ所ある外灯の中で、64カ所がLED外灯に変更しております。全ての外灯を替えるとなると、一度にやりますと大変大きな予算を要しますので、この修繕時に替えていくという基本的な方針でやっていきたいと考えております。

又、補助事業で二酸化炭素排出抑制対策事業というのがあるようでございます。LED照明導入調査事業、LED照明導入補助事業というのがありますが、まだこれは要綱などが明示されておきませんので、それができましたところで関係機関と相談をいたしまして、この補助事業を活用をして、財源的に有利であれば積極的に進めてまいります。

次に、里道の実態把握とその管理でございます。

里道の実態把握につきましては、現在航空写真と地籍図を重ね合わせ、里道の上に建物が建設されていないか等の使用状況について調査を実施しているところでございます。それが出来上がりましたならば、しっかりとした具体策を立てたいと考えております。

次に、町道財の尾支線のガードレール設置につきましては、地域の区長さんと現地を確認し、防護柵の必要な箇所につきまして調査してまいりたいと考えております。

次に、町道等への支障木除去の質問でございます。支障木箇所の把握につきましては、それぞれの区長さんからの行政通信、議員皆さま方からのご報告、土木管理課職員及び道路パトロール等により状況を把握しているところでございます。その後に、町内の土木事業者及び土木管理課道路パトロールにより除去を行っております。

今後、支障木の除去につきましては、これまで以上に効果的な予算配分について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、町道の未舗装対策でございますが、苓北町が管理する町道のうち全線未舗装路線は10路線、一部未舗装路線は75路線でございます。本年度、橋梁の路面舗装につきましては、中通橋、三会橋の舗装が完了しており、12月の補正予算で平和橋の路面舗装の経費を計上いたしております。

今後、必要な箇所につきましては、緊急度に応じ予算の範囲内で実施してまいりたい

と考えております。これも何か緊急な経済対策でもあればですね、また一度に進められることがあります。先程の質問にもお答えしたとおり、これ全額町負担でございますので、その辺は今お答えしたとおりの方策で進めてまいりたいと考えております。

次に、小規模路側の崩壊個所の修繕につきましては、現在、道路維持補修費及び道路改良費、災害復旧費、修繕料等により実施しているところでございます。今後も行政通信、道路パトロールによりまして該当箇所を把握して対応してまいります。

次に、町道側溝の泥上げ等の管理についてでございますが、本年7月から8月にかけての大雨によりまして、町道の側溝及び町道脇山林の溜柵に土砂が堆積し、路肩が浸食され、崩壊するという災害が発生しております。

災害の原因となった箇所につきましては、区長さん方からの連絡、道路パトロールにより可能な範囲は取り除きを行いました。今後、山間部の町道、県道等の側溝及び山林脇の溜柵等の埋設状況につきましては、各区と連絡し把握に努めます。

次に、有害鳥獣の撲滅でイノシシの被害対策についてのご質問でございます。

防除から殺処分に方向転換したほうが良いのではないかとというご質問でございますが、薬物等における駆除は関係法律で規制が行われておりますので、殺処分については大変難しい問題ではないかと考えております。

イノシシの狩猟肉の地域特産品化については、近隣の市の状況とあわせて、肉の需要がどれくらいあるのか、肉の処理や販売ができる業者の方で希望される業者がおられるのかなどをもう少し掘り下げて調査をして、その後、その結果を踏まえて考えてまいりたいと考えております。

次に、スクールバスの活用と在宅老人移送サービスについてでございます。

荅北町巡回バスの運行計画につきましては、役場を発着地として見直しを行いましたので、運行計画につきましては、5日の本会議終了後の全員協議会でご説明をいたします。

又、在宅移送サービスにつきましては、新年度へ向け、対象者の見直し等を検討しているところでございます。

次に、空き家、空き地の管理についてでございます。

空き家調査につきましては、現在、所有者、管理者等の調査がある程度終わりましたので、明けて2月から3月にかけて所有者、管理者の方に意向調査を実施するように事務を進めているところでございます。

又、空き地等の管理につきましては、あくまで所有者が管理することが基本でありますので、所有者の方へ適正管理についてお願いをしております。

又、空き家やその敷地を適正に管理せず、周囲に危害や不安を与えてる者に対しましては、必要な措置を命令できる空き家対策特別措置法が成立いたしましたので、施行さ

れますと改善命令を出すことができるということになります。

3 番目の防災対策で、危険箇所指定地域への対応でございますが、住民からの連絡によります状況確認後の対応についてのことでございます。この件につきましては、以前の経緯を確認し、適切な対応を図ります。

次に、工事残土の処理についてでございますが、原則として受け入れの時期、土質等の調整が可能であれば工事間流用で処理をしております。工事間流用ができない場合には、イゲ林への運搬を実施しているところでございます。

次に、内田、白木尾海岸対応の質問でございますが、農地の崩壊に対しての具体的な対策はないかとの質問でございます。先程、田嶋議員のご質問でお答えをしたとおりでございます。

4 番目の景観環境の保全における造成地の側壁についてでございます。

上津深江防災ゾーンにつきましては、苓北町介護福祉ゾーン検討委員会でありました答申を念頭に置き、植栽を進めてまいります。又、財の尾の宅地造成地につきましては、売却が済んでいない造成地内の雑草の処理等を今後も行なってまいります。

その他の施設につきましては、避難所として住民の皆さまで景観環境及び維持管理の話し合いを行っていただければありがたいと考えているところでございます。

5 番目の中学校統合後の学校施設の利活用についてでございますが、このことにつきましては、本年6月議会でもお答えをしたところでございますが、中学校閉校後の跡地利用につきましては、坂瀬川地区と都呂々地区で、それぞれ跡地利用検討委員会を設置し、跡地利用に関する調査、研究をしていただいているところでございます。

町といたしましては、両地区からの提言を受けまして、今後の町の将来像、施策を見据えながら、町全体の視点から望ましい利用の方向性を検討し、活用策を出していきたいと考えておりますが、概ねそれぞれの地区、都呂々地区、坂瀬川地区の検討利用委員会のお答えを尊重しながら、この件については対応をしていきたいと考えているところでございます。

又、当然具体的な案ができましたならば、議会にも協議をお願いをしながら、できるだけ早期に活用が始められるように進めてまいります。

6 番目のご質問の I T 化の成果と今後の活用についてでございますが、町では、平成22年度までに苓北町全域に高速の情報通信網・光ファイバーを整備しまして、平成23年4月から I P 告知端末による行政防災に関する有線放送、デジタルテレビの再送信、そして通信事業者による光インターネットサービスを開始しております。

光ファイバー方式による地域通信網を町全体、全世帯に整備することで、町内の皆さま方に対しましては、I P 告知放送による行政防災情報の提供、ブロードバンドゼロ地域の解消、地上デジタル放送の同時再送信による難視聴世帯の解消など、安心安全生活

の利便性など、きめ細かいサービス提供ができるようになりました。又、地域間の情報格差の是正と地域の活性化と定住環境の整備が図られております。

整備計画の目標といたしましては、サービス開始から５年後、平成２７年度でございますが、には光インターネット世帯数を５６０世帯、地上波デジタル放送加入を６５０世帯としておりました。

しかし、平成２６年１０月末日現在で、インターネット利用者数は８２４世帯、苓北町ＣＡＴＶ、これはデジタル放送加入ですね、加入世帯数は７６９世帯となっており、最初の目標をはるかに超えたということでございますが、維持管理をする必要な数にもうちょっと足りないようでございますので、もうひと頑張りが必要だと思いますし、町民皆さま方にもこの光ファイバーを十二分に活用していただく、そういうことも又、お願いも進めていかなければならないと考えております。

インターネットにつきましては、今後も利用者数の増加に向けて啓発を行ってまいります。整備に係る一連の事業費は総額約９億７、６６０万円で、経済対策事業を活用したことで、一般財源は約８、４４８万円で整備ができております。

又、整備率は全国比でどの程度の位置付けかということでございますが、平成２６年３月末で、県内の光ファイバーとＣＡＴＶの整備率は９１．６％でございますが、これは都市部に集中をしているということでございまして、県内７市町村では、まだ０％のところもございます。苓北町は１００％でございますので、県内では最上位に位置していると考えております。

７番目の地方創生への具体的な取り組みについて、いち早く国・県に対して要望提言を行っているところでございます。この件につきましては、５月の初めに前総務大臣の増田寛也さんを中心とする研究機関が消滅都市なる発表をなさいました。天草２市１町は全て、その消滅都市の可能性があるとされております。

この件については、昭和５０年代の中頃に１．５７ショックというものがございました。１．５７ショックというのは、女性が一生にお産みになられる出生率でございます。１．５７、これでみんなびっくりしたわけでございます。実際、２．０８以上の出生率がないと人口は増えないということでございます。

私は常々、少子社会、人口減少社会は国を亡ぼすと、こういうことを申し上げてきておりまして、諸々の対応策をしてまいりましたが、それぞれ危機感を感じておったにもかかわらず、国全体での対策がですね、積極的な形で進まなかったというのが、この原因ではないかなと思っております。その証拠にスウェーデン、フランスあたりはですね、フランスは主に第３子施策等を進めて、相当、２、近くまでですね、かえってきております、出生率がですね。だからやっぱり、国全体でやらなければならないと。

苓北町もですね、他に比べれば歯止め策をしっかりやってきたつもりだったんです

が、振り返ってみますと苓北町だけでやっても効果はありました。これは効果はありましたが、やはり国全体でやると、もっと違う効果が出てくると考えておりまして、このことについては、今度、改めて皆さんがというか、国政に参加される皆さんが危機感を持たれたというので、これは非常に前向きになったということで評価をしなければならない。遅いかもしれませんが、やらなければならないことをございまして、今、苓北町で施策を進めましたところ、子どもさんが増えているところというのは、安定した収入が将来共に見込める、そういうご家庭でございます。

そういった意味でですね、3人、4人と産んでおられる方たちが非常に多いというのは、安定した収入が将来的にも見込める方たちでございまして、その数が少ないからでございます。

いってみれば、その地域地域に、これは苓北町だけではございせん。地域地域に安定した職場がないから、若い人たちが安定した職場がある都会部分に流出する。都会で安定したというのも、本当に安定してるかというと非正規社員等の職場が多ございます。ですから、都会に行ったからといって、ある程度の収入は得られますが、やはりその点はですね、結婚に結び付いたり、結婚しても今度は子どもを産むという形に、出生にですね、結び付く機会がないと。むしろ、地域地域でですね、安定した職場が少しでもできれば、その方が結婚する機会も多いし、そして出生率も高くなる。これは今、苓北町のほんのちょっとした例です。苓北町も安定した職場が足りないから、まだまだ人口減少になってるんですが、そういうことを考えますときに、やはり職場をつくらなければならないということですね。

そして、それが定住につながりますし、あるいは、今度は、今志岐から富岡にかけての歴史遺産の活用を考えた復元計画を進めております。そしてまた、崎津集落が世界遺産に登録をされるかもしれません。日本の候補になりました。非常に苓北町にとっては、交流人口の拡大に追い風が吹いてきてるような状況でもございます。

そういうことの中で、地域を活性化、元気化していく。今までは、ちょっと1つの地域だけが頑張って、頑張り返けても、空回りすることが多かったんですが、今度国は本気でございまして、その地方創生というのをしっかりやっていこうと考えております。我々も今までより以上に頑張らなければならないと。

まず、定住ではですね。地方にないものが若い人たちの職場。都会にないもの、これは高齢者の介護施設でございます。都会には、高齢者の待機者がもう、どこも大都市では、数万人。東京では5、6万人といわれております。これに入るためにもう何年も待機しなきゃいけない。もう残念な方は、その間に命が亡くなるという方もいらっしゃるようでございます。

そのことを考えますときに、何でかと言うと都会は土地が高い。土地が高いので、な

なかなか施設がつくりにくい。東京都あたりとか、東京都の区、区域分は、他県に特別養護老人ホームを造ってる例もございます。

そういうことも勘案しながら、少なくともこの法律の壁はたくさんございますが、地方に高齢者の介護施設を造る、そして、造った高齢者の介護施設にお世話をなさる方が、地域の若い方々と。そこに職場ができると、そういう状況をぜひ国につくっていただきたいというお願いをしているところでございます。

これは、宣言が起こったときから口頭で何度も言い、文書では10月の末にですね、国・県に出したところでございます。これからは地方創生の法律ができましたので、それに沿って5年後のビジョンをですね、出せとっておられますので、そのビジョンに対してこれこういうことをやって、例えばマグロの養殖がここに進出できたならば、7、80人の方を雇い入れることができる。そしてうまくいけば、また加工施設もできるんじゃないかと、そういうことの中で、若い人たちが今度は結婚に進んでくれる。結婚に進んだら、出生はできると。都会に比べてですね、子どもさんを見守る体制は地方のほうが、数段上でございます。

家には、じいちゃん、ばあちゃんもいらっしゃるし、家も広い。そういう利点がございますので、そして、保育園もですね、まだまだ、すぐ入れるというような状況もございます。

やっぱりそういうことも、考えていきたいと思っておりますし、交流人口ではですね、やはり観光にかかわる産業の方々、宿泊施設、そして商業の方々、この方たちが少しでも売り上げが上がってくると、やはり今度は跡取りも作らなきゃいかんという考えに変わってきていただけるかと思っておりますし、そういった意味でですね、観光に訪れた方も苓北町の魅力に触れて、ここに住みたいなと思っただけの方も増えるものと考えております。

そういうことを踏まえた中での提言をですね、今個々に行って、今度全体的にまとめて、衆議院の選挙が終わった後にですね、出そうかということで準備を進めているところでございます。

これは最後に、川内原発の再開に伴う安全対策ということでございます。

確かに、ご指摘のとおりですね、30km圏については、緊急防護措置準備区域ということでなっておりますし、今、九州地方電源地域連絡協議会という協議会が90団体余りであります。

これは、原子力発電も水力も火力も、火力でも石炭も天然ガスも、全ての立地地域が加入をしております。

そこでの要望を取りまとめて、経済産業省エネルギー庁にお願いに行っております。くしくも私が会長をしておりますので、先頭に立ってお願いをしてまいっております

が、1つは30km圏を認めていただきたいということでございます。

もう1つは、もうそれぞれ火力とか水力に対しての支援対策をしっかりといただきたいと。特に、石炭火力はこの4月にですね、ベースロード電源、いわゆるなくてはならない重要な電源だということを国は改めて認められましたので、今までは外されておりました。原子力ばかりやってですね、外されておりましたが、今度はなりましたので、次にベストミックス、その割合がまだ出ておりません。割合が出たならば、また電源三法交付金事業の対象にさせていただきたいと。このお願いを強くしているところでございますが、実際、天草の地域の中でも、牛深の一部等はですね、50km圏に入るわけございまして、これが川内、絶対安全っていう話は絶対しないように、国もしてるということでございますので。

万が一ということがあった場合にどうするのかということをしっかり検証をして、万が一のときに、国民が安全に避難できるようにしていただきたいというのが我々の願いでもございます。

そういうことでございますので、川内発電所から苓北町は70km。そして、もし玄海も動き始めますと、あそこからも90kmでございます。風向きによって、この前の福島の原子力発電所は、大変な思惑違いといいますか、200km以上離れた静岡県のお茶々葉もセシウムにやられてたというような報道もございました。そういうことで、風向きによっては大変な事態も起こりかねないということでございます。

そのときにはですね、適切な避難は、熊本県そして天草市等ともよく連絡を取り合いながら、まずは灰のかからないところ、屋内に避難していただく。そしてできれば、その放射線がですね、あまり通らないような建物を指定していくと。これからこういう作業もしていかなければならないと考えているところでございます。具体的には、防災無線、これこそ先程の光ファイバーができたおかげで、相当町民に対する告知はですね、充実されておりますので、この件につきましてもしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 今、町長の答弁の中で、財政状況の報道の対応が抜けていたような感じがいたしますが、まあいずれにいたしましても時間があと10分となっておりますので、その辺は調整して、はい町長、補足をお願いします。

○町長（田嶋章二君） 先程答えた中でいいかなと思ったんですけど、国保はですね、広報れいほく4月号で平成26年度の予算と町の財政状況、10月号で平成25年度の決算報告と財政用語の解説等を広報をしております。これでも足りなかったのが今回は質問が多かったのかなと考えているところでございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） お答えいただいていないのは、もう一カ所、内田白木尾海岸の対策で、当該箇所の堤防の高さが違いがあると、このことについてもお答えをいただいております。再質問させていただきますので、その答え、併せてお答えいただきたいと思います。

まずは、川内原発の件ですが、この周辺、今、町長からも30km圏内という話がありました。新聞報道とか何とかでは、地図の上にただコンパスで円を描いておるだけですね。先程の最初の質問ともちょっと重複しますが、まさにこのことは、滑稽と言わざるを得んと思います。当然、地域には高い山もあれば低い川もある、海もある、そういう部分がありますので、今度、九電地方電源協議会ですか、の中ででもそういう話もしていただいたりとかしていただきたいと思いますし、このことは関係機関にそういう子どもだましのような、平面地図に円を描いて、これが30kmで危ないんですよと、それ以外はいいんですよと、そういうことは先程言いましたように、滑稽。もう笑うしかないというふうなことだと思いますので、この辺のところについては、十分関係機関に強く訴えていただきたいと思います。

それから、IT化の成果と今後の活用ということで、これは今、少子化あるいは企業の誘致とも重なる部分があると思いますが、ここにですね、篠原匡先生が書かれた「神山プロジェクト」という本があります。

中をかいつまんで紹介しますと、徳島県、これは徳島県の神山町ですね。徳島県は、2000年代半ば以降、県内全域に光ファイバー網が整備された。総延長は20万kmを超えるということです。このような中で、神山町も抜群のIT環境があると。先程、今の町長答弁の中では、非常に荅北町は特異的な取り組みをされているというふうに思うわけですが、人口は6,100人ほどです。平成26年度当初予算は、42億800万円。歳入の内訳は、徴税等の自主財源が28.2%、地方交付税41%を含む依存財源は71.8%。地形は、平地が少なく急峻な斜面に集落が点在し、高齢化率は、これ私、見間違いかと思っておりますが46%になっております。しかし、IT情報技術のベンチャー移転ラッシュに沸いてるということだそうです。

その結果、2011年の人口動態調査では、転入者が12人ですけども、人口減少の歯止めにはなっているというふうに思います。転入者が12人ではあるが、転出者を上回っているということです。

荅北町もIT化に力を入れ、これを活用した町づくりを目指すのなら、この徳島県神山町の状況も参考にされたらどうかというふうに思います。

荅北町と神山町を詳細に比較すればですね、企業誘致には交通インフラは絶対必要だと、整備は絶対必要だと、そういう部分で若干違いは出てくるかというふうに思いますけども、生業を起こす起業家ですね、転入による人口減少対策。そして小規模ではあ

りますけども、それぞれの起業家がその神山町に入られて起業を興しておられる。それはですね、基本的には5人とか10人とか小さい企業だそうです。一般論とすれば、企業誘致といえ、100人も200人も500人も1,000人も従業員を求める工場の設置とか、そういうものが通常は企業誘致という言葉方をしていましたけども、先程マグロの養殖も海が生んだ、そういう海流も比較的穏やかだと、そういう自然的な状況を使った企業誘致ということも大事だろうと思いますが、総事業費は10億円ですね、町の持ち出しが5,000万円ぐらいというそういう部分について費用を、国費があつたにしても税金は税金ですので、そういう費用対効果から考えると、そういう部分で整備した施設、状況は、大いに活用して、これまでの企業誘致と考えを変えたような企業誘致に取り組むべきではないかと思います。

これは、単に人口減少対策にもなりますし、雇用の場の創設にもなりますし、そういう人たちはですね、都会のいうならば、一流企業といいますか、都会でそういうIT事業に参画されておられた方が自然の中でやりたいということで、その神山町に来られているということらしいです。そういう人たちがこの苓北町に移転して来られることによって、また新たな地域づくりがですね、地域づくり、地域おこしが可能になるんじゃないかというふうに思います。

そういう意味では、使った税金をそれ以上、何とかそれ以上の成果を出すというふうな形で取り組むべきだと思います。

そういう意味で、その施設的には、先程廃校後の旧校舎の利活用についても、ちょっとお尋ねしましたが、そういう施設もいっぱいあります、2カ所にありまして、こじんまりとした事務所ならば、そういう旧校舎を利用することも可能だと思いますので、ぜひ、企業誘致、現在町が取り組んでおられる企業誘致の施策の中に、予算の配分の中に、このITを使った企業誘致といいますか、そういう部分もぜひ、予算化していただきたい。

もっと詳しく言えば、プロジェクトチームあたりもですね、作って取り組んでいったらどうかというふうに思います。日本全国あっちこっちも、そのITが整備されてくれば、今の苓北町の特徴点というのがですね、もう埋もれてしまうわけですね、全国的に考えると。今はまだ埋もれていないわけですので、ぜひその良いところをつかんで施策に取り組んでいただきたいと思います。

それから、この白木尾海岸の1m余りの堤防の差があるのはどういうことなのか、再度お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 時間もございませんので、核心の部分です。

はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今の堤防の高さに差があるのはどういうことかとい

うことで、これにつきましては、県に確認をいたしましたところ、護岸の堤防の高さを決定する際に、海岸の背後に人家や施設があるか、背後地の条件によりまして、算出しました結果、高さに差があるということでございます。

以上でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） そしたら、今のは公式の話ということでいいんですかね。海岸の後ろに人家が無い場合は、堤防は低くするんだということでいいんですか。

それから、何か方法はないのかということで、当初ご提案申し上げましたが、これは町長、魚付保安林ですか町長。魚付保安林を新たに造成するということにすれば如何でしょうか。民有地であればそれを保安林として、町があるいは県が、あるいは国が、保安林は当然国の管理になろうかと思しますので、国にその土地を購入してもらおう。そして、そこに埋め立てをして、小高い丘を造ってそこに植栽する。そしてそれは、魚付保安林とすれば、かなり規制が厳しくなるわけですね、その後の処理も。そういう取り組みは如何でしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まあ、1つのアイデアかと思しますので、この点は関係機関によく問い合わせをしてみたいと思います。

段差のことは、あれで良かったのかな、もう決まってるっていうから。

○議長（倉田 明君） いわゆる段差の関係で。

はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 今、県のほうに確認した結果でございます。

○議長（倉田 明君） 答弁も最後に、質問も最後にしてください。

はい、浜口君。

○2番（浜口雅英君） ほんなら、私も県のほうにそのことを確認します。今日の質疑のような形で県のほうにもお尋ねをしたいと思います。

もちろん人家があるところは大事です。しかし、農地がそういう形ですね、海に持っていかれるっていうことは、国土の保全という立場からするとですね、県は重大な過ちを犯していると思います。国土が減っていくわけですから。国土を守らないかんですよ。戦争だけでなくですね、そういう自然に対する国土を保全するという、そういう立場からすると、蒲島県知事は、やっぱりその政策は間違いだというふうに思います。

終わります。

○議長（倉田 明君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

ちょうど正午となりました。午後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後0時00分

再開 午後1時05分

—————○—————

○議長（倉田 明君） それでは休憩前に引き続き、本会議を開きます。

一般質問、通告4番、錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 通告4番、10番議員、錦戸久幸です。

一般質問に入ります前にお願いをいたします。傍聴席の方の配布物はいいんですが、執行部の皆さん方と議会の皆さん方に、配布物に、通告書で8項目ほど、町が大型事業に取り組んだその項目を挙げておりましたが、紙面の都合で印刷がされておきませんので、そのことを事前にお伝えをしたいと思います。

それから、一番最後の行から3行目だったですかね、字句の訂正を1字だけお願いしたいと思います。名言という語句を入れておりましたが、明るい方の明言に修正をお願いします。大変失礼しました。

それでは、一般質問に入ります。

まず1、町財政の展望と課題についてお尋ねをいたします。

苓北町は、昭和30年1月1日の町制施行から15期、まもなく60年が経過しようとしておきまして、人間に例えますと還暦にあたります。このうち田嶋町長は6期、24年間優れた行政手腕を発揮されて、数々の大事業に取り組んでこられました。

いくつか例を挙げますと、まず1番目に、役場庁舎の建設事業。2番目に温泉センター、プール建設事業。3番目に下水道関連事業の整備。4番目に比較的豊かな町財政に裏打ちされた単独での町づくり決断と実行。5番目に、石炭灰を活用する進出企業誘致で、これまでの懸案事項だった都呂々ダム工業用水と町の工業団地活用を図られたこと。6番目に各生産基盤の整備拡充。7番目に、各種の交流事業に取り組まれたこと。8番目に光ファイバー、教育、文化面でも町民の意識向上に努められたこと等、これは大きく評価をされる成果だと思います。

反面、気がかりな点もいくつかあります。

県がまとめた平成25年度の県下45市町村の普通会計決算状況をもとに熊日新聞が集計し、住民1人当たり収支額等が公開されました。まず、基金から起債を引いた1人当たりの県平均額は、36万9,000円のマイナスで、苓北町はその2倍近くの70万2,000円のマイナスで、断トツ1位となり、大いに考えさせる結果となりました。

ちなみに、これらの数字を見る限り、特別に有利な起債といわれた合併特例債枠があったにもかかわらず、上天草市は46万7,000円、天草市は44万2,000円である程度の堅実性が伺えます。

天草2市9町の合併をどうするかという法定協議会に持ち込まれた平成12年度の決算資料を見てみますと、苓北町の財政力指数は0.77、基金現在高7億7,000万円、起債現在高58億5,900万円、公債費比率11.4%、経常収支比率が78.5%となっております。

当時、どの数値をとってみても、苓北町の財政力は天草の中では誇れる優等生だったし、このことが単独での町づくりを決めた大きな要素でもございました。

ところが、13年後の平成25年度決算で、財政力指数は0.594に下がり、基金現在高14億9,653万6,000円と7億2,653万6,000円増えたものの、起債現在高も12億3,801万8,000円増えて70億9,701万8,000円となり、実質公債費比率、これも14.4%に上がり、70%以下が望ましいとされる経常収支比率も92.6%までに上がり財政の硬直化が進んできたこと。

なお、公債費においては、平成32年度をピークに起債の償還額が増える見込みであること。又、天草広域連合で予定されているごみ処理施設整備の負担金等が増える見込みであること。監査委員の決算審査意見書においても、今後しばらくは経常収支比率の改善は難しい状況にあると思われる、と指摘されています。

これらのことは、議会による議決で町は執行されてきたことを考えると、議会の責任も大きい面があると言わざるを得ません。その上で、一連のこのことについて町長はどのように思われるか、又、今後どのように取り組まれるか、お尋ねをします。

この件につきましては、先程、2人の議員の方からもお尋ねがありましたので、そこと重複する部分の答弁は遠慮されても結構だと思います。

次に、平成16年5月31日付で、町と進出企業で交わされた事業進出に関する協定書の関連についてお尋ねをいたします。

町長は、石炭灰をこの事業に取り組む当初、「九電も進出企業も良いし、町も税収面で良かったですよ」と自信を込めて説明をされてこられましたが、この10年の税収策はどうなっていたのか、お伺いいたします。

既にACⅡは町内で大量に使用されておりますが、これまでに耐用年数を尋ねると、これは定められていないとのことでございました。果たしてこのままで良いのでしょうか。

又、露出外周部に、土波ブロック類が鉄筋でアンカーされておりますが、塩害で腐食の恐れがありますので、これの耐用年数も示すべきではないでしょうか。

町長は、今後も仮設住宅用地を造ると明言されておりますが、財政的な負担も大きいので、現存する建物や施設を有効活用するべきだと思いますが如何でしょうか、お尋ねをいたします。

以上で、問題提起を終わります。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の錦戸久幸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、財政問題の展望と課題についてご指摘をいただいております。確かに当時から比べますと、指数も悪くなってきています。

それは1つは、九州電力からいただいている固定資産税、これの償却資産が要因していると考えられます。又、それに伴って財政力指数が少しずつ落ちていったということも事実でございます。ただし、平成15年に2号機が運転開始されてから、また財政力指数1にしばらくの間、返ってきております。

そのこととは別にですね、私は町長に最初なるときに、海の汚れは皆さん方の生活排水が原因です。下水道整備をして、公共海水域、そして川の水域の水質を守りますと、このことを第1番目の公約にいたしました。その中で計画を作っていただきまして、現在のようなことに至っているわけでございます。先程比較をなさった天草市、上天草市どうでしょうか。下水道、完全に付いてますでしょうか。

合併のとき、財政負担が非常に大きいということであきらめられたんですね。そのことが良い判断だったか、悪い判断だったかは私からは申せません。これは、後世、判断されることだと思いますが、一番大きな財政負担となっておりますのは下水道です。

ただし、私は水道と下水道と教育は、ナショナルミニマムだと考えております。ナショナルミニマムということはですね、国のどこに住んでも、どんな場所にいても、国民等しく受益できる施策、これは国が責任を持ってやらなきゃいけないことだと考えておりますが、それがなされておりません。

当時、私が町長選に出るときには、私の裏の巴湾、非常に汚れておりました。そして海が引いたとき、干潮時に浜に入りますとずぶっとぬかって、中には黒い泥が出てくるような有様でございました。そういう状況を打破しないと、「青い海、白い砂の天草」と皆さんは自慢をしておられますが、いつだか私が町長就任間もない頃、皆さんと東京に陳情要望活動に行ったときに、「東京のほうがきれいかやっか」って言うておられたことを思い出します。

そういうことですね、下水道は、苓北町にとっては絶対に必要な施設だったと。これを80億円ぐらいかけて整備をいたしまして、半分ぐらいは財政負担になっておりますが、これは町民にとって非常に素晴らしい、私は、私なりに提案だったと思っているところでございます。

これにつきましては、議会について、今、錦戸議員が議会の責任もあるとおっしゃいましたが、これは執行部が提案して、議会が議決をしていただかないとできないことでございますので、この点は、どっちにどれだけの重みのある責任があるとは言いかねますが、やはり良かったと、良いことだという考えの中で進めさせていただいたことだと

思っております。

そういう中で、その後はですね、借りる金額よりも返す金額を多くしようということで努力をしてまいりました。ただし、毎年毎年努力をするんですけど、2、3億円ですね、国が交付税をやらなきゃいけないけど足りないから、借金しといてくれという財政特例債を発行なさいました。これは国の100%保証でございます。これが今、積みり積もっているところでもございますが、先程も申しましたように、これは苓北町に限ったことではありません。全国全ての自治体にそういう措置がなされてると。私は、これは国がちゃんと保証していただけるものと考えております。

その後ですね、しばらくは返す金額のほうが多かったんです。ところが、平成21年度に、自民党の最後の政権のときに行われた財政対策、そして平成24年度、25年度に行われた財政対策、これは非常に魅力のあるものでございました。これでやっとかない、あと、いつそういう対策があるかわからないというような状況でございましたので、そういうところで、財政的にですね、どうせやるもんなら先にやろうと。あるいは、今までやろうと思っていたことでも、とても無理だろうと思っていたことができる。じゃあそれもやろうと。全てそういう考えの中で、町民の大半の方も待ち望んだ施設が殆どでございます。光ファイバー、そして水道施設の更新、そして防災面での都呂々港の改修、そして学校の施設の改築更新、こういうこと、あと太陽エネルギーについてもそうでございます。

そういった意味で、財政の償還のピークが平成32年度にくると、先程野崎議員からの質問もございました。今もずっと、平成22、23年度が下水道の償還のピークでございましたので、それからずっと同じようなペースで少しずつ増え続けてきているんですね。32年度にピークになって、それから後はずっと減っていく予定でございまして、ですから今後は、やはりでも、計画していたやつが財政対策の中で、どうしても今取ったほうがいいということであれば、又、議会にご相談をしていきたいと考えているところでございますが、大体、主だったもの、まだまだありますけれども、よっぽど良い経済対策のときにやったほうがいいかなと思うようなことは、これは控えていきたいと考えているところでございます。

ただし、今後はですね、地方創生の中で今、法律ができて、今後具体的な要綱が出てくると考えられます。それに備えて経済対策が行われると思いますので、これには積極的にやはり頑張っていこうと考えているところでございます。

そういった意味でですね、財政と町民の暮らしをどうするかということは、やはり対極にあると思います。町民の暮らしを良くするために、財政投入をしていると、やはり今度は財政負担が重くなって起債が多くなると、借金が多くなるということでもあります。そのこのところの見極めをしながらですね、財政投資も、そして町民サービスもきち

っと考えながら、つり合いをとりながらやっていかなければならないわけですし、そういった意味ではですね、今の指数が1つの良い判断ではないかと思います。

財政的な指数でですね、国が示した判断基準に劣っているものというのは、財政力指数ではなくて、経常収支比率、これがちょっと悪くなっているかなと。これは、苓北町のみならず非常に悪くなってる自治体が多ございます。良い自治体は、熊本県でいえば、殆どが下水道をしていません。調べられるとわかりますけどもしてません。

そして経常収支比率というのは、見極めはですね、高くなるとどうしてだめなのかというと、これは固定経費だけがどんどんどんどん増えてきて、要するに政策投資のお金が無くなってくると。だから町民サービスが低くなると、そのことなんですね。今のところはむしろ、扶助費、これはもう国で定められているやつに追随してやるやつ、その上に又プラス、例えば保育園園児の補助費、そして医療費の補助費、これは非常に他所と比べても遜色のない、むしろ高い位置でずっと使ってます。ということは、財政力に柔軟性があると。そしてしかも必要な社会資本整備、あの都呂々港の防災的な要素のある港湾修繕、そして拠点避難整備、こういうこともやった上でこれだけです。

ですから、あとはですね、その辺のつり合いをしっかりと取りながら、財政面そして住民サービス、両立できるように考えるのが、私は財政運営だと思っております。

だから、その目安が、いろんな公債費比率とかいろいろあると思います。その目安を見ながら、経常収支比率について、十分に柔軟性はある、弾力性のある施策は展開しているんですが、数字が悪い。じゃあ悪いところはわかっておりますので、その辺をどうやっていくのか。これはやっぱり計算をしっかりとしながらですね、徐々にでも経常収支比率を下げていくということを考えていきたいと思っております。

そういうことと、誘致企業の問題をご指摘をなさいました。

当該企業は、町に誘致企業として創業をし、税条例等に基づき、平成17年度から町税を納入していただいております。町の税収の貢献については、直接的には固定資産税、法人税、軽自動車税、間接的には従業員の住民税等の納付をいただいているところがございます。税金の他にも、土地の貸借費用、この賃借料を納入をいただいているところがございます。しばらくは、やはり投資が非常に大きい関係で税金もそうたくさんはなかったんですが、安定して払っておられます。法人税も均等分は払っておられまして、昨年度分はですね、法人税も地場の企業には劣らないよりも、むしろ優るぐらいの法人税を払っていただいております。そういう状況でございます。

あとACⅡの中身のことでご質問がございました。

これまでお答えしましたようにACⅡは盛土材として使用されており、耐用年数については定めがございません。土羽ブロックが鉄筋でアンカーされているがこれらの耐用年数を示すべきではないかということですが、ACⅡ内における鋼材であるアンカーの

目的は、ＡＣⅡが固まるまでの補助鉄筋であり、固まった後のＡＣⅡは盛土材として使用されているため、アンカーにつきましての耐用年数は定めがないものという見解が出ております。

次に、仮設住宅用地については、さすがやはりご指摘がありましたようにですね、もう更にですね、今現存するやつを使えるか使えないかの検討を再度やっぱり行ってみようと考えております。いわゆる町有地ですね、公共用地、使えるところがあるのかどうか。ただ、それとあわせて実際、今度、波の目安がちょっと引き上げられておりますので、その辺も勘案しながらですね、使える場所があれば、以前ご指摘がありましたように、空き家で使わせていただくところもそのための考え方、家主さんと町との関係等々も含めてやりくりを考えていかなければならないと思いますし、それでも足りないときは、やはりある程度の面積を求めた中で考えていかなければならないと。１つには、耕作放棄地等々についても使えるのか使えないのか、検討してもいいのではないかと考えております。

その辺のところも含めて、来年度の予算以降にこれも私が当選できればということの前提でございますが、来年度の予算以降でですね、組み入れながら研究課題として、対応をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上、錦戸久幸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君） 町長には繰り返して丁寧にご答弁いただきました。

これは私たちもわかっているつもりでございます。町長言われるように、何も事業をしないと町の起債も増えませんよね。ただ、そこには住民サービスもいろいろしていかなければならない。ですから、事業をするとその借入金が増えてくる。この関係はよくわかるわけですが、私たちも今までは苓北の町の財政だけを見ておりましたのでね、そういったことで思っていたんですけれども、今度、熊日新聞のほうで、県下４５市町村の財政の事情、そのことを数値化して報道されましたので、これはやっぱり私たちもびっくりしたし、比較してですよ、私たちもびっくりしたし、町民の皆さん方も「これは苓北町がそぎゃん無駄遣いばしよったっかい」と言われる声がやっぱり多いです。

なおかつ苓北町は、先程も言いましたが、市町合併を検討する時点においては、苓北町の財政は優等生だと私たちも自信を持っておりました。他の市町村の人たちも、もう本当にこうしてうらやましがって、「苓北と一緒に合併してくれればなあ」というふうな気持ちが実感だったと思います。

それで臨時財政対策債の話がよく出ますけれども、これはどういった事情でこうなったかといいますと、要するに国に金が無くなったから、ただし、地方には配分をせねばならないというふうなことで、国ももうこれ以上の借金は負いきらんというようなこ

とで、各地方自治体に必要に応じて「あなた方が肩代わりをして、起債してください」というふうなことになると思うとですよ。

ですから、このことは国を100%信頼すれば、いつかは国が責任持ってこれは全額みてるんだというふうなことでいいとは思いますが、今、国にそういった力がありません。ですから、地方に、それだけあなた方が借りとってくれろというふうな事情ですよね。そんならば、あと何年待ったって国がそういった財政的にゆとりができて、約束をしてきたその地方に、それだけ分の全額、起債の部分を返してくれるのか。

これは今の時点では、だれも何年したらそれはできますというふうなことはできないと思うとですよ。そこにこの問題の大きさがありはせんかなと私は考えます。

ですから先程も例を言いましたが、上天草市とか天草市、比較的優遇されとるといいますその合併特例債の使える枠があっても、なかなかそのところが吟味をした上で吟味をして、やはりこういった数字に落ち着きがあるんじゃないかなと私は思います。

しかし、それはどちらがその町民にとって幸せなのかと。やはり、それはこういういろんな事業をして、町民にそういった住民サービスをしてやるほうが良いことはわかりますけども、これはあくまでも、この国の臨時財政、特例債やった、こういった金が間違いなく何年後には入るというふうな確約があった上での話だと思うとですよ。やっぱりそこに難しい面があると思います。

それで今の点は、そういった事情を私もよくわかりますので、この点はそれぐらいで止めておきますけども、次に、後段の進出企業の税収策の件ですけども、これは確認ですが、これは企業の会計年度かどうかわかりませんが、私たちに説明があったのは、平成25年度の町の会計年度を締め切った後に、進出企業から相当額の納税がされたというようなことを、町長より、そしてお聞きをいたしました。

これは、私たちはあくまでも平成26年度になって、町の会計に納入をされたというふうな理解でよろしいですね。そういったことでお聞きします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まずは、税金の面は、後で税務住民課長から再質問のお答えをさせますが、額面でね、いろいろ見た目だけで批判されるというのは、あれは熊日の書き方が良くないんですよ。やっぱりそれぞれ住民サービスとか、いろんな施設整備等と住民が快適に暮らせる施設かどうか、町かどうか、自治体かどうか、そういうことも付け加えた中であいう数字を出していただければもっとわかり易いと思います。

ただ単に幾ら借金があつて幾らと、これが何番目と言われても、先程言いましたように、住民に必要なサービスをしてないところは借金は少ないわけですから、そういうところで、結局、緊縮財政を敷けば、一番困るのは、一番貧しい一番弱い方たちが一番困

るわけですよ。そういうことは、従来の財政面から見てもよくわかるはずですよ。

強い人たちは自分で稼げるんですよ。比較的弱い方々は、やっぱり財政出動で財政支援がないと、例えば子どもを保育園にやる、子どもを病院に連れていく、こういうことだってお金がかかりますよ。これをやっぱりどこまでやっているのかっていうのは、1つのやっぱり比較基準。そして、下水道とか水道とか、そういうことをしっかりやっているところか、やってないところか。比較的、水道はですね、熊本県が全国で1番整備率が悪いんです。特に水が豊富なところ、我々にとってもものすごくうらやましいんですけど、熊本市周辺は非常に整備率が悪くなってます。下水道の整備率もですね、よく見てください。合併するけんせんで、もう言うたところも多いですし、だからそういう面ですね、そういう選択がいいのかどうかっていうのは、町民にとって私は快適に暮らせる町であるのかどうかというのと、財政とですね、よく見合わせながらやって、そのやった成果が殆どの財政力の示す数字は、すっかり健全化で示されてるじゃないですか。

経常収支比率についても、経常収支比率が高いというのは何回も言うようですけど、高いと政策に柔軟性がなくなって住民サービスがおろそかになると、滞るということで、経常収支率を下げなさい下げなさいといってるわけですね。職員の給料とか固定経費だけにしか回らない財政になるわけですから。

ところが、先程から申し上げているとおり、我が町ではどうですか。そういう点は、全部クリアしていると思ってます。足りない点はあるかと思います。しかし、一定の自治体の住民サービスの水準より以上のものをやはり行えていると。その上で、財政の指数は全部下回っていると。経常収支比率だけが高いわけですけど、経常収支比率の1番の高い欠点は、政策面に柔軟性がなくなると。しかし、これもクリアしているということでございます。

ただし、数字は良い数字を出したほうが良いにきまっていますので、その辺は今後ですね、住民サービスと見合わせながら、その経常収支比率の問題は少しずつでも良くなるように頑張っていきたいと考えているところでございます。

あとは、ちょっと税務課長から。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 先程の法人税の所得割の件ですけども、平成25年の4月1日から平成26年の3月31日までの企業の決算に伴って、平成26年度になってから納めていただいたものでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 町の会計年度でいきますと、平成26年度に納めていただいたというようなことでよろしいですね。額については、相当額であったというようなことですね。これはもう町長がそう答弁してあるんですから、そうですね。

それで私は、これはもう少しちょっと踏み込んでお尋ねをしたいと思います。これはプライバシーに関することですので、やっぱり個人のことにしても企業のことにしても、そこは節度を持ってしなければいけないと思いますが、この事業は、町がいろんな面で便宜も図ってやり、そして各委員会の費用等も町が負担をして、苓北町に進出する進出企業の誘致のためだとして、そうして進めてこられました。

そこで、相当、冒頭にもこれまでの田嶋町長の功績の面でも言いましたが、例の都呂々ダムの工業用水の活用の件、それと長年、遊休地化していた工業団地の活用。この点については、やっぱり進出企業は、苓北町にとって大きく貢献をされたと私も評価をいたします。

ただ、評価をするところは評価をしますが、ただ、どうしても釈然としない部分があると思います。

1 つには、先程町長も答弁されましたが、そのACⅡの強度の問題、耐用年数の問題ですね。これは盛土材だから、それは耐用年数は定めがないんだというふうなことですけども、実際は、この盛土材を構造材として積み上げて、今使われているんですね。ですから、これは灰そのものは天然のものですけども、これをやっぱりACⅡに製品として造ってあるってことは人の手が加わっております。ですから、これは人間が造ったものに、永久的にそのままの形で保持できるというようなものは、私はあまり知りません。

鉄筋コンクリートだってそうですよね。鉄筋コンクリートだって最初できたときには、非常にこれはいいもんだと、これはもう寿命はなかつじゃなかるかいと、多分そうして思われて使われてきたと思います。ところが、もう半世紀経つか経たんうちからやっぱり風化が始まります、ですよね。ですから、私はこのACⅡも非常に使用場所によっては素晴らしい材料だと思います。しかし、それについてはやはり寿命があるもんだと私は思うとですよ。でね、使用するときから、これには寿命があるもんだという考え方と、これには寿命がないんだと、定めがないんだということじゃもう使い方がね、最初の使い方が違うと思うとですよ。

ですから、私は度々この問題を取り上げて、耐用年数はどうなっていますか、それでいいんですかと重ねて尋ねてまいりました。そして、それはもう生涯永久的に、これは絶対崩れないんだというふうな前提であれば、それは別ですよ。確証があれば別ですよ。そんならば、鉄筋コンクリート並に半世紀を過ぎました。そしたら風化が始まりました。そうしたときにどうなるか。このACⅡの環境基準に合格しているということは、その計算はどうしてあるかっていえば、要するに2mm以下に砕いて、その2mm以下になるようにふるいにかけて、それを水の中に入れて、水を攪拌して、完全にそれが沈殿をして、上澄み液を取って、これには含有成分は基準値以下だというふうな試験

の方法だったと思います。

そうしますとですよ、崩れないならいいけども、もし50年後、100年後にそういった現象があるとすれば、上澄み液だけが流れてくるわけじゃないですよ。やっぱり下に染み込むとですから、やっぱり溶けた品物は、ずっと下に染み込んでいくってことは、その私たちも素人ですけども、仮に溶けていくようなことがあれば、地下に染み込んでいくというふうなことは、もう容易にこうして考えられるんですよ。ですからそこら辺のことをね、私は心配をするわけです。

そしてその点の耐用年数と、今、ACⅡ使われるときには、表面に出るところが、元々はACⅡでできた土羽ブロックでしたけど、今はコンクリート製で外壁をしてあります。これは鉄筋のアンカーを1枚に2カ所取ってしてあるわけでしょう。鉄筋で引っ張っとつとですよ。ACⅡが直接引っついて、外れないってような強度がないと思います。ただ、くっついてるだけ。

そうしますと、今通ってみてわかりますけども、雨が降りました。この次、乾くまでにどれぐらいかかりますか。何日もかかつとですよ、乾くとに。場所次第にもよりますけどね。

そうしますと、表面が濡れているということは、この裏はもっと濡れているというようなことです。鉄筋を引っ張っております。ここら辺はご存知のように、海岸の近くで必ず雨には塩分を含んでおります。そうしますと、塩害でこの引っ張っている鉄筋が腐食、必ず私は腐食すると思います。そういったときに、鉄筋で引っ張ってるから絶対大丈夫だと、その造ったときには思いますけれども、問題はそれから、経過年数ですよ。それを一度造ったらずっとあるわけですから、それがいつかは鉄筋が切れて、拠点避難地か仮設用住宅地かわからないけども、造ったときには確かにそういったのがあったらうけど、それが10年、20年、30年、半世紀過ぎたその先には、いつかはこれは切れて倒れてくるってようなことも私は心配するわけですよ。

恐らくもうここにいる私たちは、もういなくなってからそういったことが起きることになるかもしれませんが、そういったこともありますので、私は常日頃からそのようなことも心配をしてお尋ねをしてきました。この2点については、如何でしょう。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今の錦戸議員より、ブロックの前面に水が流れるってようなことのご質問でございましたけども、これはブロックの背面のACⅡとブロックの間から流れる、現地で確認もしていたところですけども、これは上津深江につきましては、今、ブロックの構造上、ブロックとブロックの継ぎ目からですね、排水といえますか、水が流れてくるということでございまして、ブロックの表の構造という形で水が下のほうに落ちてくるということでございまして、今議員のおっしゃいま

したように、ブロックと背面のＡＣⅡの間の打設の段階で密着されておりますので、そういうことではございませんで、ブロックの表面の水ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君） 今、課長も答弁されましたけど、課長、普通そう思うとですよ。ところがですよ、ＡＣⅡがあつて、土羽ブロックがあるでしょう。これはくつついとるから浸透性はないって課長は、今の答弁ですよ。上の土から染み込んで流れてくると。

水の性格をよくご存知ですか。水を漏らさないっていうことは非常に難しいんですよ。水がしみないようにするっていうことは非常に難しいんですよ。だから大半の水は、課長が言われたように、確かに土の部分から染みて水がこうしてくるでしょう。ところが下にも染みとですよ、下も染みて濡れとですよ。

そうしないとね、雨が止んでから何日もああいった形で表面が濡れてることは、私は絶対ないと思う。絶対っていう言葉使っていいかどうか分かりませんが、私は殆どないと思う。

ですからね、頭からそのような固定観念だけじゃなくて、そういったことも現実にあるんだというようなことで対策をしないから、私は度々言うんですよ。これを、腐食をしないという保証はないでしょう。もう少しこのところは真剣に、やっぱりそれを使う以上は考えてしてもらいたいですよ。

その件はもうそれでいいです。ただ、そういったことも現実にあるなっていうようなことは常に頭に置いておいていただきたいと思います。

それから、税収の件ですけども、私が先程もいいましたが、これはね、法人にあつてもやっぱりプライバシーは保たなければいけませんのでそう思いますけども、ただ、この事業はですね、苓北町が、最初から相当に熱を入れて進めてきた事業なんですよ。これは何回も言っておりますが、九電もいいし、進出企業もいいし、苓北町も税収面で良かつですよというふうな触れ込みで取り組んできてあつとです。

ところが、ここ１０年になってね、１０年間、私はずっとこの姿を見てきとって、途中でもお尋ねもしましたよ。苓北町には税収でどういった貢献があるか。そうしたら、最初の初期投資が大きかったんで、なかなかそこまではいかないというふうなことでした。確かにそれはそうでしょう。初期投資も大きかったんですよ。それで、この事業進出に関する協定書にありますけども、投資金額もさすがにやっぱり大きいです。約３億４，０００万円という起債がございます。やっぱりこら非常に大きな事業だなと私も思います。

ただしかし、これをするについては、非常にこうしてメリットもあつとですよ。それ

はどういうことかと言いますとね、もう具体的な例を1つだけ挙げなければ話がお互いにわかりませんのでね、具体例を1つ挙げて、みんなでやっぱり考えてもらいたいなと思います。

これは、今言いましたように投資金額は約3億4,000万円でした。確かにこれは高額であります、例を挙げて考えてみましょう。

前回、平成19年の町長のマニフェスト、1万人構想、財の尾宅地開発債務負担行為で、町が1億200万円で購入した件です。ここはACⅡを6万1,755.7m³を盛土し、使われた灰は、8万506.25tでした。トン当たり明示された4,600円を掛けると幾らになりますか。町が買い受けた土地代の3.5倍を超える3億7,032万円余りになるんですね。

しかし、この金は公金ではありません。ですから、私はこの金そのものに異議を言うわけではありません。ただしかし、こういった金が、これは九電から進出企業に支払われた産廃処理費で間違いなく企業のお金ですけども、これに係る税金、これはやっぱり苓北町に納めてもらわんと私は筋が通らんとするんですよ。進出企業は、苓北町以外に、どこかで税金分をそうして納めてもらうっちゃ、苓北町は大義名分はなかじやなかですか。

町長は、この事業を取り入れるときに、苓北町も税収が上がってよかったですよというように自信を持って、私たちも説得して、そして進めてこられたとです。

私もそんなときね、「こらあもう、石炭灰を使うて、そぎゃん苓北町も町の税収面でよおなっとかな」と、これを理解すつとにはしばらくかかりました。

ところがやっぱり流石、町長が優れた行政手腕をお持ちで、もう誰よりも早くそういったことに目覚められて、良いことだと思って取り組んでこられたと思います。私もこのことをよく理解をしておりますが、問題は毎年のように、このような工事がされてきたのに、町税収に反映されないシステムに何か問題はありはしないのかと。町長はこのことをどうして黙認されてきたのかと、このことをまずお尋ねしたい。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 聞かれている意味がよくわからないんですが、私は会社が税務署と話し合っ、その状況の中で決まった金額を納められていると思っております。

ただし、それが今までの、最初の初期投資に対する税金の控除というのは当然あるんじゃないかと思っておりますので、そこで最近になって仕事も少しずつ増えてき、他所でも大分始められましたので、それで税収が出てきたのじゃないかなと思います。

その間も、全く税金が納められていないわけではないわけでございます。

それと従業員の方々13、4名いらっしゃると思いますが、その方の職場もできて、この方たちも、どれだけの収入かわかりません。わかりませんが、やはりこの地域の中

では、それなりの給料をもらっておられるんじゃないかなと思っているところでございます。

あとは、税務住民課長が、こういった過程でどういうふうになったか、私は細かいところまではわかりませんが、税金を決める段階の話を、もしわかればしてもらえればありがたいと思います。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 先程も町長から答弁がありましたように、直接的に納めていただく固定資産税とか軽自動車税、あるいは法人の均等割りですね。それはもう、うちの税条例で決まったとおり納めていただくわけですが、その議員のおっしゃる所得割、いわゆる企業の収益に係る分だと思えますけども、一般的には収入があって、又逆に必要な経費が出るわけですね。開業されたときには、おっしゃったように多額の投資があるわけですし、それを開業費とかいろいろあると思います。ある程度の年数で落としていくような会計になっておりますので、その辺は決算資料が、この場合公表してありませんので、私どもでずっと単年度の企業の収支の内訳を知るすべはないわけですけども、国の方に法人税の申告もされます。そういった中で、その法人税額に対して町の税率を掛けて、町のほうに均等割をおさめていただくシステムになっております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） ちょっと私の言うところも無理があるかなとは思いますが。

ただしかしね、もう1つ私が気になるのは、この平成19年にこの事業はありました。そして、平成21年に福岡市の方で株式会社エコアッシュホールディングスを設立してあつとですよ。

ですから私が考えるのは、苓北町にそういったことで今、相当額の税金が初めて平成26年に入ったと言われましたが、そういったことがどうして今までなかったのかなと思っておりますら、平成21年福岡市の方で株式会社ホールディングスを立ち上げてあつたと。やっぱりこういったことが、会社を創り上げられることはいいことですよ。会社の企業活動ですから。ただ、その会社をつくるときに、苓北町にも何かの相談があって、「今度、うちの会社が福岡の方でこういった会社を立ち上げます」というふうな、何というですかね、町にはそのようなことはなかったのかなと思うとですたいね。

だからそういったことの報告も1つもないから、ほんならこれは極端な言い方をしますと、納税をするために、福岡市の方に納められるようなシステムになつとつとじゃなかかなと思う感じはすつとですよ。

そして、これをこの件で、前回町長にもお尋ねしましたが、進出協定に関する協定書の第8条では、このようなことをしたときには町と協議をするというようなことになっ

ていると思います。ですから、これ前、答弁がありましたよ、答弁がありましたけどね、私はここで言う、当該権利義務は継承を必要とするものとするというような記述がございます。これは、私は、町とエコアッシュの関係で当該権利義務は引き継ぐと。ですから町の立場からいうと、この義務っていう部分は、苓北町に納税をする部分がエコアッシュは苓北町に対する義務だと私は理解するわけですよ。

ところが、町の考え方としては、当該権利義務は継承を必要とすると確かに定められてございますが、株式会社エコアッシュから株式会社エコアッシュホールディングスへの権利義務を継承したのではなく、現在の株式会社エコアッシュは、石炭灰の製品を製造販売しておりますので、これは協議の必要ないと判断をしているところでございますとあります。

ですが、これは会社側がその判断することであり、苓北町としてみれば、そういったことをしたときのためにこの協定書にも謳ってあるんじゃないかなと私は理解するわけですよ。

○議長（倉田 明君） 質問中でございますが、時間が迫っておりますので、簡潔にお願いいたします。

○10番（錦戸久幸君） はい。それで、私がね、こういったことでありますので、やっぱり当時からのことを知っていると、やっぱりそういったこともお尋ねをしなければならぬ点もありますんでね。私は釈然としない面にはやっぱりそういったことで、答えていただきたいなと思います。

それから、英国の歴史家にジョン・アクトンという人がおられましたけども、この人は、権力は腐敗する、絶対的権力は絶対に腐敗すると。洋の東西を問わず、昔からの現象、事象を捉えた後世の人たちの教訓、残したものと私は思います。

ですから、私もそういったことで町長の優れた行政手腕は認めます。ですから、今はそういった釈然としない面について、やはり町長の今後と、ものをやっぱり説明されるその姿勢を期待したいと思います。

以上で、時間が来ましたので質問を終わります。

○議長（倉田 明君） 時間はきましたが、特に執行部から答弁がありましたならば、なければ終わりますが。

はい、これで錦戸久幸君の一般質問を終わります。

引き続き行います。通告5番、野田謙二君。

○1番（野田謙二君） 通告5番、1番議員の野田謙二です。

今回は、苓北町の情報開示不足についてお伺いいたします。

確かに、熊本日日新聞において、苓北町は、情報開示ランキングで県内でも下位であるとの指摘がなされております。しかし、これは役場の弁護をしているわけではござい

ませんが、都市部での基準で我が苓北町を指し図った指摘であり、この指摘が必ずしも絶対に正しいとは私も思っておりません。実際に、殆どの町民が情報開示不足だと不満を述べているわけでもありません。

がしかし、これには行政に対する町民の関心度が低いせいかもしれませんので、だからこのことにも絶対的な信頼を置くわけにもまいりません。ですから、本日、私が指摘いたしますことは、あくまでも相対的に私が感じている私の主観です。その前提で話を聞いてほしいと思っております。

今の時代では、地方の町村での人口での減少が社会問題化されております。どこの地方でも人口を支えるだけの安定した仕事が少なく、地方の若者は学校を卒業すると、仕事を求めて都市部へと出て行き、そこで安定した生活が送れば、そのまま定住するという大きな流れになっています。

それは個々人の自由ですから、その大きな流れをどうこうするつもりはありません。しかし、今の多様な時代にはそんな中でもあえて地方を選択して、生活拠点を地方に求める人もあるということも知っていなければならないと思っております。

例えば、定年を迎えてのんびりと温暖な気候で余生を過ごしたいという人もいれば、若いときから、Ｕターンに限らず、Ｉターンでも、地方だからこそできる仕事をやっていきたいと考える人もいます。全国で数は少ないかもしれませんが、島根県の隠岐の島町では、結果として、人口が増加するという現象さえ起こっております。

苓北町にも、そのようにして定住している人もいらっしゃいます。そのような人たちの実感として、苓北町の情報発信は遅れていると感じていると言っております。今回、私はそのことについて考えてみました。

さて、苓北町役場職員は一生懸命に仕事をしていると思っております。しかし、結果として熊日新聞から、情報開示不足だと指摘されているのも事実です。これは、町長をはじめ、役場執行部からの指示がないからできていないとの単純な理由でしょうか。確かに執行部から仕事の明確な指示が出れば、形式的には熊日新聞の指摘に対して答えることができるのだと思います。

しかし、これでは職員一人当たりの作業負担を単純に増加させるだけにしかありません。最初からこれでは、仕事に対する役場職員の士気を下げるだけにしかならず、作業ノウハウを積み上げて、当たり前の仕事として消化できるようになるまでの時間がどれだけ取れるのか、仕事が不安定になるばかりではないかと思っております。

ところが、町民の中には「役場職員は、時間ば消化しよるばかりでもっと積極的に仕事ばせんば、つまらんばい」との指摘もあります。こういう指摘、表面上は正しい指摘ではないかとも思えます。

事実として、全国の主要メディアが、各地方の自治体が造った巨大な建造物が実際に

は無駄ではなかったかとの指摘が数多く報道されております。それらの情報を前提とした議論では、どうしても公務員が仕事をしないということを前提にしか議論がなされておられません。結果として、公務員は怠惰であるとのイメージが付いてしまっているのが実情ではないかと思っています。

そして、「理屈はどげんでんよかばってん、仕事ばしよらんとは事実やろもん」との指摘が主流になっていくと思っております。実際には、それが個々の職員の能力だとしてか評せないとは思っております。

ただ、地方公務員の場合、一般ではなかなかわからないその個人の性格や思想の違いで、結果として、仕事が怠惰に見えてしまうということもあるというのが、実情ではないかと思っています。それでも地方公務員は、地域のため、自治体、住民のために仕事をしているはずです。そうではないという職員が仮にいたら、いち早く申し出てもらって早々に退職していただきたいとは思っております。

さて、話を又主題に戻します。

今の時代は、SNSと称されるT w i t t e rやF a c e b o o kを各自治体も利用する時代です。苓北町もホームページだけではなくF a c e b o o kも利用しています。確かに見てみると一生懸命作成されています。しかし、残念ながらそこには移住を希望する者に対する情報がありません。

ところが、近隣の天草市や上天草市のホームページには、ちゃんとそういう情報のページも用意されているのです。その内容がどの程度のものなのか、私にそれを評価する能力はありませんので、それはここでは問いません。しかし、これでは熊日新聞に指摘されたように、苓北町の落ち度であると言われても仕方がないという状況が見えているのです。

この違いは何でしょうか。予算だけの違いでしょうか。上司からの指示の有無の違いなのでしょう。それだけではなく、各職員の意識の違いでも解決できるのではないかと考えています。

現実に、Iターンして来て苓北町に定住する人のお話では、「苓北町役場に問い合わせたところ、役場の担当者が一生懸命に頑張ってくれているのを見て、苓北町に決めました」と、こういうご意見もあるのも事実です。役場職員は、町のため、住民のために仕事をしています。役場職員が意識しなければならない苓北町の住民とは、どこまでの人か。苓北町に住民票を有している人が、苓北町住民の全てなののでしょうか。

法律上はそうのように指摘されるのかもしれませんが、近い将来に苓北町に移住しようと考えている人も、苓北町住民だと意識して仕事をすべきではないのでしょうか。ただ、その人がどの人と特定されていないだけで、近い将来に移住するのであれば、住民と変わらないだけの情報サービスが受けられても良いのではないかと考えています。た

だ、その人たちを個別に特定することができていないだけなんです。

今の時代には、その人が特定できていなくても、関心があるだけで簡単に情報に接することができる時代です。関心がない人に、わざわざこちらから努力して接する必要もありません。ホームページやF a c e b o o kだけでも可能なはずです。

苓北町役場が、どれだけの姿勢でいるのかを明確にここで示していただきたいと私は思っています。実際に、ホームページやF a c e b o o kが、なぜ町外の人でも簡単に見られるようになっているかっていうのは、苓北町の姿勢を見てもらうという意味もあると私は思っております。

実際に、今現在では人口減少に悩む自治体が、数字は定かではありませんが、全国ネットのテレビで、移住希望者へ移住の際には10万円を普及しますとか、空き家の改築に30万円まで保障しますとか、又は、インターネットが3年間無料で使用できますなどのサービスを訴えている自治体があるほどでもあります。

さて、そんな時代に苓北町では、苓北町の町民というのをどこまで意識しているのか。又、今現在、移住希望者へどれだけのサービスを用意しているのか、加えて、これからどこまでのサービスが必要だと考えているのか、具体的にお聞かせを願いたいと思っております。

本当なら、各課でその自分の職場として接することがあるかないかの違いで、それぞれの課で意識の違いもあると思いますけれども、各課長に伺うには、数が多すぎますので、今回も代表して町長にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

まずは、地方公務員、特に、苓北町役場職員、頑張ってるのかと。自分は頑張ってると思うけど、本当は頑張っていないんじゃないかと思っているような質問でありました。そこはですね、私も常々悩んでいるところもあります。

しっかり管理者である課長さんたちが一番より近くに、職員の近くにいるわけですので、その分、課長という立場になったなら、1つの嫌われ愚痴でも聞けよということは常々申し上げております。

なあなあ、まあまあで良い友達であった、あん人は良かったと言われるほど、これは町民に対して失礼なことはないと思いますので、今、課長さんだけしかいらっしゃいませんので、それは職員に好かれるというのは、本当の意味で好かれる課長になってほしいと思いますし、ただの付き合いをですね、これを言ったら職員との間は気まずくなると思うからやめようとか、そういうことを考えてほしくない。しっかり、やっぱり伝えることは伝えて、町民皆さん方のために頑張ってもらいたいと、そう伝えているところ

でございます。

そして、町民とはどこまでの範囲かということを、今おっしゃいました。町民とは、公式的には、今苓北町に住所を有される方々、そしてもう少し広げていけば、苓北町の出身者、本籍地を持っておられる方々、そういうところまでが苓北町民に、法的な意味を除いて入るのかなと。それと毎日、あるいは定期的に苓北町に仕事に来ていただいている方々。例えば九州電力の社員の方々とかね、そういうことも町民のうちに入るんじゃないかなと思っているところでもございます。

ただ、野田議員の場合は、もっと大きな意味で町民ということの規定を考えておられるようでございますが、私は今、町長という立場からすると、そこまではこの席では、ちょっとお答えはできない状況でございます。

まずは、苓北町に移住者、移住者のためにもうちょっと情報公開したらどうかということでございます。又、情報公開の例の中で、苓北町は点数が非常に少ないんですね。オンブズマンの方たちから、叱られているわけです。いつも熊日に載るのは悪いんですが、よく中身を聞いてみますと、議会のテレビ放送をやっているかと。コピー代がただなのか有料なのかと、そんなことを聞かれるわけですが、議会のテレビ放送をやりたいんですよ。ただし、1回見積り取りましたら相当金額張りました。とにかく3,000万円近く毎年かかるということでもございました。それが安いか高いかは、まだ議会に諮っておりません。放送する基盤はできてるわけでございますので、もうちょっと気楽に、役場職員でできる放送があればいいなと思っているところでもあります。

そしてコピー代のことなんですが、町民からも取って文句を言われておりません。その町外の方から来てですね、自分の情報を公開してるんですよ。それが情報公開にならないっていうんですね、コピー代を取れば。そこはどうなのかというのは、考え方のいろんな違いもあると思いますが、やっぱりそこに費用は要るわけですから、かかった費用分ぐらい、10円、20円というのは、今お願いしてるところでもございます。

そういうことじゃなくて、もうちょっと役場の運営、そして施策のことでその情報公開の評価をしていただければ、もっとこう我々もですね、すんなりといろんなことをもっと広げていけるんじゃないかなと思っております。

又、移住希望者の方、どんどん来てほしいんです。ただ、来てほしい方々は、例えばここの気候、温暖な地域、自然豊かな地域にですね、ほれられて、年金生活者になったから行ってみたいという方々、大歓迎です。嫁さんの実家があるから来たいと、もう年金ももらえるしという方、大歓迎です。

先程、浜口議員から質問があったように、ITを使った商売が自然豊かなところでできるから来たいというところも歓迎です。

ただし、若い方でよく報告があるんですが、仕事のあてもなくて、自然がいいから来

たいという方がいらっしゃるんですが、それはその方にとっても、この町にとっても不幸なことじゃないでしょうか。やはり、仕事のあてがあつて来ていただくのには、我々も応援のしがいがあります。だから、そういうやっぱりいろいろあると思うんですよ。来てほしい人と、ああこの人はもうちょっと都会で仕事を見つけて、頑張っていたいたらいいいんじゃないかなと。ただ、都会の生活に疲れた。仕事も何もないけど、何とかなるだろう、行ってみようというような感じではちょっと私も感心しません。

ですから、担当の方からいろいろ報告はありますが、できれば、ある一定以上の生活を目処のある人、ちょっと支援すれば良くなる人とか、そして、さっきのように起業をしたいとか、何かここでやるのが具体的に決まっているという人たちには、しっかりと応援していきたいと思っております。

そういう面ですね、自然豊かなこの地域へ移住したいと、田舎暮らしをしたい等の空き家、借家に関する問い合わせにつきましては、町内の住宅等を所有している人からの物件情報をお寄せいただき、移住希望者の方々へ情報提供を行っているところでもあります。

又、昨年度、空き家について調査をいたしました。空き家の所有者、管理者の調査はある程度終わりましたので、所有者、管理者の方へ、今後の意向調査をしたいと準備を進めているところでございます。

現在、苓北町では、町に分譲地に住宅を新築される方について補助金を交付しております。交付要件は、町外よりの転入者には20万円、町外問わず4人以上の家族は10万円、住宅の新築時期が1年以内の方が10万円、2年以内は5万円、町内に住所を有する業者に建設を依頼された場合には20万円、一部を依頼された場合には半額で、こういうものを合わせて最高60万円を交付することになっております。

これは、ちょっとやっぱり私も反省をしてるんですが、ちょっとケチケチしているのかなというあれもありますので、来年度の予算編成の中で、やはりここで老後をしっかりと楽しみたい、送りたいという方、そしてここで仕事をして大いに頑張りたいという方々にはですね、もうちょっと後押し策が必要ではないかなと考えております。

そういった意味での情報はですね、もう少ししっかりと出していくべきだと思っておりますので、これも職員みんなで意識をしながらですね、頑張っていきたいと思っております。

そういった意味でですね、今回で今期の議会が終わるわけですが、又、新たな気持ちで、そして今まで経験十分の方々にはですね、今までのことも振り返りながら、そして私に対するご叱責もいただきながら、そして、できればいろんなご忠告もいただきながらですね、していただいて、そして、町民皆さん方と力を合わせて、たった8,000名の町でございます。そういう面で、良い所も悪い所もはっきりわかるとこ

ろでありますので、そういうこともわかった上で、「よし、おれはここで生活しよう」という方々は大歓迎ですので、そのことを申し上げて、野田議員の質問にお答えをさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 野田君。

○1番（野田謙二君） 私は、情報開示不足についての大きなお話という大前提で質問させていただきましたけれども、実際にですね、本当細かく考えてしまいますと、結局は、苓北町の人口を増やすために町外から移転してきたい。Uターンでもいいし、Iターンでもいいしっていうその人たちをターゲットにどれだけできているのかっていうのを、具体的なことを実は聞きたかったっていうのもあるんです。

現実には町外の人、特にIターンで苓北町に、もし本当に自分で自立して仕事ができる人であれば大歓迎なんです、先程、町長が言われましたように。そういう人たちが、苓北町をどうアクセスするか。町外に住んでいます、もしかしたら県外かもしれません。そういう人たちが苓北町を見つける。苓北町のホームページを見て、町内情報っていうのが得られない。移住者に対する情報が得られないっていう現実があるんですよ。これだけは最低限直してもらいたいなって。

これには、それほど費用も何百万とかかるわけではございませんので、特に、苓北町職員もそういう情報は有しております。空き家情報であったり、その住宅用地の情報であったりってのは既にあるわけですから、そういうのをネットに情報で流すだけで、結果として年間何軒かは、確実な応募者がある可能性が出てくるわけですね。それが現在できていないんじゃないかなと私は思ってるんです。

実際に1人か2人かわかりませんが、それで人口が最低限増えとったら、実質年間100人近く減るときは減ってますよ。それが98人で止まったり、97人で止まったりっていう可能性が少しでも出てくるんです。苓北町もそういう厳しい現状にあるんだっていうことを役場の職員皆さんに意識してもらいたいっていうのが、僕の最大の希望です。

実際にそういう苓北役場の職員一人一人にどれだけ意識がいつているのか、そういう指導はできているのかっていうのをもう一度伺いさせていただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、私に与えられた叱責だと思ひまして、職員全体にですね、もう少し染みわたるような、そういう姿勢でやってまいります。頑張ります。

○議長（倉田 明君） 野田君。

○1番（野田謙二君） 実際に苓北町に転入しようという方っていうのを意識するために、本当は末端の職員一人一人が、そこまでが苓北町の住民で情報を出さなきゃいけないんだって意識するだけで、例えば各課の会合であったりとか、話し合いであるとき

に、そういうときに、ここまでできるんじゃないですかっていう意見を出せるようになると思うんですよ。普段からそれを意識してなかったら、実は誰も出ないんですよ。実際に職員の皆さんがそういう意識を持っていただくっていうところから始めないと、町長からいきなり「これまでやれ」って言われたら、「ええっ」ってなっちゃうんだと思います。

ですから最初に、まずその意識を持ってもらうっていうところから始めてもらえないだろうかというのが今回の私の意見です。

実際に、苓北町のホームページだ、F a c e b o o kだと、苓北町情報は確かに出されているんですけど、どう見ても苓北町の町民向けの意見がなってるのが殆どなんです。苓北町外の人たちに苓北町はどういう姿勢だ、どういう町だというのを思わせようというのが、実は編集内容から私は個人的には感じれないんですよ。実際にインターネットに得意な人、不得意な人もあるでしょうから、その辺の感覚っていうのは皆さんそれぞればらばらだろうと思います。実際に、専門家の方とかにも一度は見てもらって、評価をいただけないだろうかと思ってるんですけども。F a c e b o o kだ、ホームページだっていうのを、今どのように把握されているのかをお聞かせください。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） インターネットにつきましては、只今ずっと新しい情報ということで更新はしておりますけども、インターネットの構築につきましては、一応専門の業者のほうに委託をいたしまして編集をしております。

今のインターネットの分につきましても現在見直しを行っております、今年度中に又見直しをして、新たなということで、もう少し見やすいようなということで、インターネットの構築を今行っております。

それから町外に向けての配信ということで、宅地の分譲地につきましては、インターネットの中に載せております、ホームページの中にですね。ただ、空き家情報につきましては、個人の所有ということで、個人の方の承諾もいりますので、その辺については載せておりません。

以上です。

○議長（倉田 明君） 野田君。

○1番（野田謙二君） 実際に、苓北町の町内に、不動産業で自立できてるというところっていうのは、私は現実には知らないんですけども。実際の個人の空き家であったりっていうのを不動産の管理っていうのが、実際どの程度までできているのかっていうのを私も把握できておりません。もし、できていないところとかあって、希望者があれば、役場がその情報だけでも受けるということだってあっていいんじゃないかと思って

おりますので、実際、今のお話では、そこまでは考えてはいないということだったんですけれども、例えば情報だけでも載せるっていうことがあってもいいんじゃないかと思えますけれども、如何でしょう。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 空き家の情報につきましては、現在は町民の方々から情報をいただきまして、今現在、空き家としてうちの方で把握しているのは2軒です。この分につきましても、下水道の整備がないというようなことで、紹介はありますけれどもなかなか借り手がついてないというところでございます。

今現在、去年から空き家の調査ということで、ゼンリンの地図のほうに空き家情報を今、全部落としております。その分の所有者と管理者を現在、調査を行いまして、その方たちに今後の意向調査ですね、この建物をどうしますかと、貸しますか、それとも解きますかとか、年に何回か帰ってきて利用しますか、というようなアンケート調査をですね、明けて2月、3月ので行えると思っております。その結果を待ちまして、以前、野崎議員のほうからの質問もありましたように、空き家バンクというようなことまで発展して考えていけたら、来年にそういったことに向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（倉田 明君） 野田君。

○1番（野田謙二君） 今後、又、苓北町の人口が減少しないように、そういう意識を役場職員全員が意識して、仕事されることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（倉田 明君） これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

通告6番、大仁田藤男君。

○4番（大仁田藤男君） 通告6番、4番議員、大仁田です。

私は、先に通告しておりました2点について質問をいたします。

まず、第1点ですが、苓北町の財政状況について。

このことについては、本日3名の議員から質問がっております。重複する分については結構ですが、一応、財政状況についての質問をしておりますので、質問いたしたいと思います。

10月3日の熊日報道で、県内45市町村の昨年度決算状況が公表されました。県全体の歳入は、国の経済対策で5.9%増え、過去最高の8,737億円、歳出は8,394億円、実質公債費比率など財政悪化を図る4指標は、いずれも早期健全化基準内に収まり、黄信号に陥った市町村はないとのことであります。

苓北町の実績は、経常収支比率92.6%。かつこ内は市町村平均でございます。

（86.4%）。実質公債費比率は、苓北町14.4%（10.0%）、将来負担比率は

124.4%、平均は48.2%となっており、いずれも市町村平均より大きい。

又、普通会計の住民1人当たり収支は、地方債残高、借金ですね、88万5,000円、県の平均は47万9,000円、積立金残高（貯金）は18万4,000円で、県平均の11万1,000円、差し引き70万2,000円の借金となっております。県全体の差引額36万9,000円の約2倍であります。

借金の増加は、後年度に全額補填される臨時財政対策債が増えたことが主因としておりますが、どの項目も県平均を上回る実績であり、借金は1位、将来負担比率は2位となっております。

町民の方の将来町財政への不安の声を聞きます。そこで、町民の皆さんに、わかりやすい表現での報告項目の説明内容と今後の財政方針をお尋ねいたします。

2番目に、原子力発電所の再稼働についてでございます。

火力発電所立地の町として、原子力発電所再稼働の可否についてお尋ねいたします。

先の想定外を超越した東北大震災及び津波被害による福島第一原発の事故、それに伴う放射性物質の拡散により、全国の原発停止が相次ぎ、昨年9月に全48基が停止しました。

福島の事故から3年、国のエネルギー政策は定まらず、責任を電気事業者だけに押し付けてきました。この背景には政権交代があったことがあるかと思います。そのため、各電力会社は、燃料費増大、3年間で約3.6兆円等で経営難に陥っております。九電の累積赤字は約7,100億円、現在も赤字を継続中であります。

これまでは、資産の売却、社員のボーナス、この冬も含めて4期連続無支給や賃金水準引き下げ等の経営努力を重ねてきましたが、企業努力も限界にきているとのことでございます。

荅北町にも、九電社員の親御さんや親せき、あるいは関連企業の従業員も大勢おられます。このままでは生活が大変心配との声をお聞きます。

10月末に薩摩川内市、11月7日には鹿児島県知事が、立地自治体として理解を示し、川内原発1、2号機の再稼働に同意されました。九電の株主、又、電気のふるさと荅北町としての町長の原子力発電再稼働に対する考えをお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

荅北町の財政状況につきましては、先程から再三ご質問がございまして、私は心配はしていない。しかし、努力の必要は相当あるんだということを申し上げました。

そして、住民サービス、住民に必要な社会資本整備、このことはしっかりやっていかなければならないけれども、やはり財政との見合せが非常に大事になってくるということも申し上げたところでございます。

そういった観点で、今後財政運営をやっていきたいと考えております。

次に、原子力発電所の再稼働についてのご質問でございました。

ご指摘のあったとおり、福島第一原発、予期せぬことだと東京電力は思っておられるかもしれませんが、あれに対応をしっかりとしておられれば、こんな事態ではなかったんじゃないかと私は思っているところでございます。

まずは、東日本大震災からの復興復旧がこのために大変に遅れをとっていると。非常に現地の方々、また今年もこれからもう寒くなってまいります。本当にお気の毒な形の中で完全復旧ができておりません。これも東京電力の油断が一番大きかったのではないかと思っているところでもございます。その関係で、全国の電力業界、非常に厳しい状況になっております。

その第一原因は、安定供給を旨としてきておられる電力業界でございます。需用があるならば、これはしっかり供給をしていかなければならない。そのためには、原子力もなくなったことだし、じゃあどうするのかということで、やはりもう殆ど休止状態の老朽化した石油火力発電所をどこもお使いになられておられます。このことと、天然ガスの発電、これを踏まえた中で、非常な経営難に陥っておられるのは、今、ご指摘のあったとおりでございます。

そういう中で、経営がどうかということよりもですね、この原子力というのを、今国家が進めてきておられるんですが、絶対に安全だということが今、言われない状態で再稼働が進められようとしております。しかし、この安全だということを専門家の方たちが認められたならば、これは再稼働に向けた準備をなされるべきではないかと私は思っておりますし、今も思っております。

その中で、安全性の確認を規制委員会から出された後に、住民の方々の意見を聞かれました。住民の方々も、大方G Oサインが出てきたわけですので、あとはもう一度安全性を確認するための作業が残っているかと思えます。このことについて、しっかりと点検をしていただいた中で、それが合格をすればですね、ぜひ稼働をしていただきたい。ただし、その条件は絶対ってということがないわけですから、何かあったときの地域住民の方々、そして被害を被るであろうという我々の地域も含めてですが、この避難計画とか、そういう安全面でのしっかりとした指導・指示をしていただきたい。

このことが揃えばですね、可能な限り稼働をしていただいて、ただし、もう大分老朽化したのもありますので、これを40年を60年に延ばすとか、ということはあまりおっしゃらないような形でですね、国がこれを廃炉にしたならば税制面でいろいろ考えいくという方向性も出てきておりますので、そういうことの中で古くなったやつは、再生エネルギーとか石炭火力とか、そういうものにどんどん替えていっていただきたいと私は思っておりますので、今のご質問に対しては、そういった条件はございますが、そう

いう条件が整ったならば、ぜひ再稼働してほしいとそう願っております。

しかし、私の考え方では、将来的にはですね、石炭火力が非常に今技術革新されておりますし、CO₂のリサイクルについてもですね、いろんな技術が出てきております。そういうことを考えれば、石炭火力がベースロード電源っていうのは当たり前のことで、以前みたいな形でですね、そのCO₂のリサイクルをしっかりと、今度は技術確立をした中で、以前の原子力みたいにしてほしいなと。その前の段階は石油火力でした。石油オイルショックで、今度は石炭火力、原子力にどんどん比重が移っていったわけですが、石炭火力はCO₂を出し過ぎるということになっております。

ちなみに、もう最後の質問ですから申し上げますと、今の苓北火電の2号機並の性能を持った石炭火力発電所、アジア全体で置き換えたなら、17億tのCO₂の年間削減につながるそうです。日本に与えられている削減目標は13億tです。それだけですね、中国とかインドとかが石炭火力に頼ってるんですが、これがなかなか性能があまりよくない。それがまた飛んでくるわけですよ。そういう面ですね、これはもうアジア全体を考えてみても、石炭火力が中心になってくれば、もっと経済効率も高くなるんじゃないかと。あくまでもCO₂のリサイクルもできてということが条件になってきますが、いくつか出てきてるんですね。

農業にも、もうそろそろ使えるっていう状況にもなってきてますので、これはまたの機会に私の政治目標にしたいと思っているところでございます。

以上は、再稼働については、条件付きですけども、条件が整ったならば速やかに稼働させていただきたいというのが私の考え方でございます。

以上、大仁田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） まず1点目の財政状況について、1点だけお願いがあり、再質問なりしたいと思います。

最後に、町民の方の将来財政の不安を取り除くためにですね、町民の方にわかりやすい報道内容の説明をお願いしたいということではですね、毎年広報れいほく10月号にですね、前年度の決算報告が載ります。それでいきますと、ここ3年を見えますとですね、歳入歳出、全部黒字なんですよね。平成23年度が1億3,700万円、平成24年度が1億8,400万円、平成25年度は2億100万円で、苓北町の家計簿ということではありますけど、それもそれぞれ16万7,000円、18万4,000円、20万円という黒字で報道してあります。

そういうことで単年度を見ると、苓北町の財政は、「あ、黒字でいいんだな」と町民の方は思っておられると思うんですよ。そこに今回の対市町村との比較で、1人頭70万円の借金だというようなことがあると「えっ、どっちが本当なの」ということがある

と思います。

先程、野崎議員の質問の中で、町長がインフラ整備のことを言われました。水道事業、下水道事業、光ファイバー、あるいは笹尾の浄水場とか、こういったインフラ整備をですね、したときのそういった負債っていいですか、借金が残っているということで、これは積み上げがあつてんじゃないかと思います。その中でですね、例えば先程からよく出ておりますけど、後年度、全額補填される臨時財政対策債、それがどれぐらいあるのか。それは後で結構ですので、そういった数字をですね、例えば単独でいえば70万2,000円の中に何万ぐらいのそれがあるのか。純粋な借金とあとで返ってくる分ですね。そういう対比をわかりやすい形でですね、教えていただければと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その臨時財政対策債というのはですね、苓北町に限らず、他所の町もですね、交付税これだけやりたいんだけど足りんから、これは借りとつてくれと。あとは100%国が補填するからということの約束で借りてるやつですね。これは、どこもあることです。あとの今度は借金の中に、これも熊日もそがんと載せてもらえばいいんですけど、交付税補填がどのくらいあるかという。例えば補正予算でやるとですね、大半が借金の50%は元利とも国が補填してくれるんですね。そして拠点整備をやってる防災対策債、緊急防災対策債については70%を元利とも国が充当してくれる。補填してくれる、そういう同じ額面の借金が、例えば100万円あっても、70万円分は元利とも補填をしてくれるやつと、30万円分しかしてくれないやつとあるわけですよ。そのこのところの中身の問題があるわけでありまして、そのこのところはですね、よく説明をしていかなきゃいけないと。

紙面でするよりも、何かやっぱり説明会でもやったほうがいいんじゃないかなと思っているところでございます。

○議長（倉田 明君） 大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） 私が言うのはですね。決算の中で、我々はわかるんですよ、議員はある程度。黄色にいつてないとか何とかいう話をですね、250、125なんていう数字だったら、まだ半分あるじゃないかと、そうわかるわけですけど、一般町民の方がですね、広報れいほくを見た場合と、こういった数字が出た場合の懷疑ですかね。

「あら、黒字と思つとつたら、借金の余計あつとばい」というような感じで心配されるわけですよ。その辺を、やっぱり本当の姿をですね、知らせるべきだと思います。

確かにインフラ整備、苓北町はですね、他所の人が入ってきたときに、二江からこっちへ入ってきたときに「やっぱ、苓北は違うばい」というような意見を聞きます。そういった意味じゃ、先輩議員たち、又我々も町と一緒にあって、いろんなことでそういう

ことをやってきたわけですけど、事業した結果、こういった数字が残ってるわけですから、そういったことも町長は自分の自慢になるから言わないというような、先程の話がありましたけど、実際やったことについてはですね、事実としてやっぱり報道すべきだと思います。そうしないと町民の方は、何もわからんで心配ばかりされるわけですね。

このうち、いくつは返ってくるんだよって、こういう事業したからこうなりましたと。皆さんはその恩恵にあずかっているんですよ。例えば少子化の問題にしてもですね、学校の医療費でも、苓北町は前から町長言われたように取り組んできております。そういったことはですね、ちゃんと説明して、だからこういった現状なんですよっていうことをですね、知らせるべき義務があるんじゃないかな。せっかくですね、いろんなことやってきているのに心配させる必要はないわけですよ。

ただ、借金が残っていることは現実ですので、そのことをどうするかについてですね、今後の財政方針は一緒に尋ねております。

その2つについてですね、何かの方法で町民の皆さんに心配されないような形ですね、説明していただきたいと、それが1点ですね。

財政報告についてはこれで終わります。

それから、原子力の件ですけど、このことについてはですね、何か収支の問題を言われるということですけど、資源の少ない日本のエネルギー政策についてはですね、特に原子力の再稼働についてですね、そういったスタンスというのは大きな比重があると思うんですよ。それぞれ考え方があって、東北の大震災の後ですね、非常に大変なことになってるということは認識しております。

ただ、そのこととですね、エネルギー基本政策は、国の安全保障と同じだと思うんですよ。石油に例えればですね、ホルムズ海峡を通して、1日何隻も20万tクラスの石油がですね、2隻、3隻、毎日通って来よるわけですよ。このことが、もし安全を脅かされて、機雷とか何かで来なくなったらですね、もう日本はそういった経済活動ができなくなるわけですね。その中の一環としてこういったエネルギー政策もあるわけですね。

そういった点から見れば、以前は4%と言われてましたけど、最近は自然エネルギーとか何かあって10%ぐらいになっているんじゃないかと思いますが、それでもまず、まだ日本はこういった資源が少ない国であります。したがって、すると経済的なことで、もしそういった世界のそういうのが入ってこなくなればですね、大変なことになってしまうんじゃないかというような危惧もあるわけです。

苓北発電所があるためにですね、苓北町も固定資産税が入ってきておりますし、そういったことですね、今までの事業もできてきたと思うんですよ。そういうことを思ったときに、やっぱり九電の収支が改善しない限りは、今後も大変だなという感じはす

るわけですね。

それぞれの考え方はあると思います。100%安全ということは何に対しても言えないわけですから、規制委員会が新しく作ったエネルギー基本計画に基づいてですね、いろんなことを審査して、安全と認めたことについて、今度の川内原子力1、2号機の結論が出たと思っておりますので、まだ今後、工事計画書や保安規定っていうのは認可が必要になってきます。そういったことも含めてですね、一般の人の意見も聞くようなシステムになっておりますので、もし、私たち、今この苓北町が30km圏内にあれば、議会も町もその結論を出さなんわけですよ。

だから他人事じゃなくて、自分たちの生活に密着した話だということで考えていただければ、又違った面のあれが出てくるんじゃないかと思います。

絶対安全っていうことは、まず何をしてもできないとは思いますが、なかなかそういったことについてのですね、新聞報道も含めて、真実の姿をですね、模索しながら対応していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、その点について。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件は、先程私も明言したはずでございます。はい。

いろいろ条件を整えば、速やかに稼働してほしいということを申し上げましたので、もういろんな経済的なことも全てわかっております。

ホルムズ海峡は、カタールからの天然ガスでございます。あそこが止まれば、中部電力が一番困るんです。中部電力が、今経営、割と他に比べれば良いのは、天然ガスと水力でやってるから割と助かっているんですが、九電と関西電力は原子力に頼ったおかげで今、非常にきついものになっております。

そういうことを考えてみて、しかしだからといって安全性をしっかりと担保できないと、私は稼働してほしくないと思っておりましたが、この前、委員会からその認可が下りました。あとは、諸条件をクリアをしていただいてですね、そして、いざというときには、我々もやっぱ逃げ方をしっかりとかにやいかんわけですから、そのことも含めて、しっかりした計画の中でですね、稼働をしていただきたい。

ただ、将来的に申し上げますと、先程も言いましたけれども、老朽化した原子力発電はどっかでやっぱ廃炉に持って行っていただき、その辺のところも電力会社の財政上、問題のないような税制扱いをやるという動きもありますので、ぜひそういうこともしていただきたいし、できれば石炭火力が中心になるようにですね、CO₂の再利用もですね、どんどん技術革新ができておりますので、ぜひそれを進めていただいて、石炭火力、そして再生エネルギー、これを中心になりながらですね、これはもう30年、40年後の話を言っているんですよ。ぜひそうやってほしいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（倉田 明君） 大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） 一応、町長の考え方も二度にわたり確認をいたしましたので、そういうことで、一応私の質問は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（倉田 明君） これで、大仁田藤男君の一般質問を終わります。

これをもちまして、全ての一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。

なお、明日は、午前9時30分から本会議を開きます。どなた様も大変お疲れさまでございました。

—————○—————

散会 午後3時02分

平成 2 6 年 1 2 月 5 日（金）

（第 2 日 目）

平成26年第30回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

平成26年第30回苓北町議会定例会は、平成26年12月5日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	野田 謙二	2 番	浜口 雅英
3 番	山本 政人	4 番	大仁田藤男
5 番	田嶋 豊昭	6 番	野崎 幸洋
7 番	錦戸 俊春	8 番	山下 時義
9 番	松野 重幸	10 番	錦戸 久幸
11 番	神崎 公顕（副議長）	12 番	倉田 明（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	山口 仁人	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	岡田 晴喜
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	福田 忠輝
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教 育 課 長	山崎 秀典	商工観光課長	立山 清剛
代表監査委員	登本 玄一		

8. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 49号 | 例月現金出納検査の結果報告について（平成26年度8月分・9月分・10月分） |
| 日程第 2 | 報告第 50号 | 定期監査の結果報告について |
| 日程第 3 | 報告第 51号 | 所管事務の調査（合同常任委員会町内視察）結果報告について |
| 日程第 4 | 承認第 49号 | 専決処分の承認について
専決第11号 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 5 | 議案第324号 | 苓北町公告式条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第325号 | 苓北町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第326号 | 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第327号 | 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第328号 | 苓北町子育て支援医療費補助に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第329号 | 苓北町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第330号 | 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第12 | 議案第331号 | 平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第332号 | 平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第333号 | 平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第334号 | 平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第335号 | 平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第336号 | 請負契約〔苓北町役場庁舎空調設備改修工事〕の変更締結について |
| 日程第18 | 議案第337号 | 請負契約〔苓北町体育センター耐震化工事〕の変更締結について |
| 日程第19 | 議案第338号 | 請負契約〔町道赤仁田線災害復旧工事〕の締結につ |

いて

日程第 2 0 議案第 3 3 9 号 苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 2 1 議案第 3 4 0 号 苓北町斎場の指定管理者の指定について

日程第 2 2 議案第 3 4 1 号 苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について

日程第 2 3 議案第 3 4 2 号 苓北町町民センター等の指定管理者の指定について

日程第 2 4 諮問第 4 号 苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 5 請願第 7 号 「農協改革」に関する請願書

追加日程第 1 発議第 1 6 号 「農協改革」に関する意見書の提出について

日程第 2 6 閉会中の継続審査（調査）の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。

只今の出席議員数は11名です。山本議員から欠席届があがっております。

定足数に達しておりますので、只今から、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第49号 例月現金出納検査の結果報告について（平成26年度8月分・9月分・10月分）

○議長（倉田 明君） 日程第1、報告第49号、例月現金出納検査の結果報告書、平成26年度8月分・9月分・10月分が提出されましたので、お手元に配布しております。朗読は省略します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで報告第49号を終わります。

日程第2の議事に入ります前に、監査委員の出席を求めていますので、監査委員の着席をお願いします。

-----○-----

日程第2 報告第50号 定期監査の結果報告について

○議長（倉田 明君） 日程第2、報告第50号、平成26年度苓北町定期監査の結果報告についてを議題とします。

平成26年度苓北町定期監査結果公表書の提出がありましたので、お手元に配布しております。定期監査の結果公表書についての説明をお願いいたします。

登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） 皆さま、おはようございます。代表監査委員の登本でございます。どうかよろしく願いをいたします。

さて、このたび平成26年度の苓北町定期監査を実施いたしました。定期監査を実施いたしました結果については、何ら法令に違反するような事例は見受けられず、関係諸帳簿及び帳票類などはよく整理されており、係数においても誤りはなく適正に執行されていることを認めました。

又、皆さま方のお手元に平成26年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げておりますが、この公表書の20ページに要望事項を取りまとめ、本年度は、奨励事項も取り上げておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議方よろしく願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） ちょっとお伺いしますけど、20ページの要望事項の中にですね、公共工事の発注に当たっては単価諸経費のばらつきがみられるということで、文章が書いてありますけれども、本来、一定の基準に沿ったところであるのが当然かなというような気がしますけれども、ここら辺の内容についてちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

それともう1点、複数の施設で建物の老朽化が見られるということで、この末記の方に坂瀬川公民館、都呂々公民館については、施設自体の必要性も含めて十分に検討され、取り組まれないということでもありますけれども、監査委員さんの考え方についてお伺いをいたします。

○議長（倉田 明君） 登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） お答えをいたします。

公共工事の発注の件のお尋ねでございますけれども、この公共工事の算定においては、公表された単価がないものについては、3社から見積書を適正に徴収しております。そして、補助工事では最低価格を採用されまして、製品単価は平均単価を採用しております。

しかし、実際には町が発注した工事において、見積書の一律80%を採用されている課があるように見受けられます。平成26年度4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行されたのに伴いまして、部内で更なる勉強会を定期的に開催するなどして、先程申されましたように、統一した対応と基準づくりを要望しているものでございます。

2点目でございますけれども、建物の老朽化の点でございますが、各施設を回ってみますと思った以上に建物の老朽化が進んでおります。経年劣化によりまして、コンクリートの剥がれたところやら、又は落下の危険性がありますので、早急にこういうふうなところに対応していかなければならないのではないのだろうと要望いたしております。

以上でございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。監査委員さんに何点かお尋ねをいたします。

まず、20ページの要望事項の件ですけれども、1番目に学校で使用する薬品等の管理については、鍵のかかる保管庫にきちんと保管すると共に、在庫数量の管理簿に加え、鍵についても学校長の責任において鍵の受払簿を整理され管理されるよう指導されたいという記述がございます。

この件は、今の町内の学校において、未だにこういったことを監査委員から指摘をされなければならないような状況にあるということは、非常に信じられないような状況だ

と思うとですよ。そこで、現在中学校が3校、小学校が4校あるわけですけども、その内で7校のうちでどれくらいの数の学校で見受けられたのか、それをお教え願いたいと思います。

それから推奨事項として掲げてございます、水道環境課においては、以前から毎週初めに課のミーティングを開き、課内の情報共有に努められ、非常に素晴らしいことであると評価をする。よって、他の部署におかれても定期的なミーティングを開催し、情報の共有はもとより、職員相互の協力体制の維持・強化に努められたいという推奨事項が記載されてございます。

これは非常にいいことだと思うとですよ。反面、じゃあこういったことがなされていないの多い課が見受けられるというふうなことであれば、私は受け止めるわけですけども、そのようなことなのかどうか。

この件は、町長も以前から課の設置条例とか何とかを審議をするときに、提案をされるときに、これを同じ課ならば、例えその担当の職員が休暇で休みを取っていても、代わりの職員が何の不自由もなく職務の遂行ができるようにというようなことは、常々今までも言っておられました。ということからしますと、これは町長が本会議でそうして述べておられたことと、現実には、それが機能していなかったというふうなことに受け止めるわけですけども、その件については町長はどうお考えでしょうか。

それぞれお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） それではまず、登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） お答えをいたします。

各学校で管理する薬品類の管理状況なんですけれども、この状況を見ましたところ、全校とっていいのではないだろうかというふうなのが感想でございます。この鍵の管理にとどまらずですね、数量の把握、こういうのもちよつとなされていないような感じですよ。はっきり申し上げさせていただくならば、思ったよりもずさんだったというふうな感じを持っております。

今回、中学校の各統合に伴いまして、不要な薬品の処分待ちというふうなところもございまして、段ボールにそのまま入れておるような状況です。新聞・テレビなどの報道でもご存じのとおり、薬品類は給食への混入やら、又、生徒たちの、自分の命を絶つ道具としても使用できるわけでございますので、今後は各学校長の責任において、厳正な管理を強く要望してきております。

それから、推奨事項の件でございますけれども、私どもの監査はどちらかというと指摘する事項が多いわけございまして、指摘するだけではなく、こういうふうな推奨をもって役場の機能を更にレベルアップすると、そういうふうな意味を含めまして、今回はあえて推奨という形を取らせていただいております。

このように評価するものは今後も積極的に評価をし、推奨し、そして改善改革を支援する監査を今後は実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ただいまのご質問にお答えをします。

ここに、推奨事項で素晴らしいことであるとして書いてありますが、素晴らしいことでも何でもなくて、当たり前なことだと私は思っておりまして、こういうことをやってない課があったと、今、そういう指摘があったならば、これは私も目が届かなくて大変申し訳なかったと。常々、課長さん方にはリーダーシップを取って課員を引っ張っていく。昨日の答弁の中にも申し上げたようにですね、職員の教育含めて、諸々の課長さん方へのリーダーシップをお願いをしてるわけでございますので、そのことをしっかり、やっぱり守っていただきたい。裏返せば、そういうことができない方は、課長になる資格はないと改めて感じました。

大変、私も至らぬことかあったことについては、申し訳ないと思っております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番です。

今、監査委員さんもありました、町長からもありました。これは何も苓北町役場に限りてそういうことをしなさいということじゃなくて、このことは、普通の民間企業でも当然やってあることですよね。やってあつとです。1つの組織であれば、これはもう殆どといっていいぐらいに、朝からのミーティングというのはあると思います。

ですから役場の職員の立場の方々も、年々職務が、仕事の内容が増えてきて大変だとは思いますが、大変であればあるほど、やっぱり同僚の、あるいは先輩、後輩のそういった関係を重視する意味からも、そして苓北町の職員の数が100人とするならば、110名分の職務をこなすというふうな、そういった考えの中でいけば、やはり、今後、今町長が言われたようにそういったことは大事にしていっていただきたいなと思います。

それから、この数字には関係ありませんけれども、監査委員にできるかどうかわかりませんが、答弁の範囲内で結構だと思います。今、私たちの町も、昨日の一般質問でもそれぞれありましたように、非常に財政状況が年々窮屈になってきているというふうな状況の中で、これはもう税収を非常に、歳出も見なければいけません、税収も考えなければならないというふうなこともあると思います。

そこで、長年の懸案事項だった進出企業の納税も、平成26年度分から法人税が新たに入ってきたというふうな報告が、町長から、担当課長からありました。そこで、相当額というふうな表現で提示をされております。

しかし、その相当額っていうのが、私たちにはどれぐらいの額かわかりません。ただ、表現からいきますと数十万単位ではないかと、一千万単位にも上るのかなと思いますけども、そこまでは上らないだろうと。では、もう少し数字を絞るために、500万から上なのか、500万から下なのか、その程度の表現は教えていただいてもいいんじゃないかなと思いますけども、その点でお答えになれる範囲で結構だと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 代表監査委員、登本監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） お答えをいたします。

相当額がどれぐらいの額かというようなことは、監査委員としても把握はいたしていません。担当課長から、できればお答えをしていただきたいと思います、よろしくごさいますでしょうか。担当課長よろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 額については公表できないと考える。

○町長（田嶋章二君） 地場産業の比較で言うてみたらどがんな。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 平成26年度から法人税の所得割が入っております。上がった原因としては、売り上げが上がったというようなことでしたが、所得割の額っていうのは毎年変わりますので、一概に言いますか、額についてはこちらからは公表できないと思います。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） これはもういろいろ事情がありますからね、それはわかりますよ。ただし、今までの事情もありました。ですから、そうしてお尋ねするわけです。これが普通の個人とか法人とかの件ならば私もこういった尋ね方はしません。

そこで監査委員さんに再度お尋ねですけども、お尋ねといいますか、要望ですけども、これはまだ確認をされていないというふうなことでしたので、町長からはそういったことで担当課長からも平成26年度分で初めて入ったんだと、相当額が、というような表現がございました。

ですから監査委員とされては、その額の確認だけはやはり次の例月出納検査あたりでも確認をさせていただきたいと思います。その件はお願いできますか。

○議長（倉田 明君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） お答えをいたします。

次の今月の出納管理のときに確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 3ページに、職員の配置状況について報告があっております。

これは町長にお尋ねしますが、現在職員数で9名が減になっていますね。これは、この定数110人は、このままずっと定数として条例に残すのか、それとも現状、人口の減少とか高齢化とか、業務はいろいろ人数に合わせて職員を減らすということは、厳しいものがあるかと思いますが、現状でもマイナス9人で行政の執行がなされております。これは、そういうことで110人の定数は条例にそのまま残すのか、今後実態に合わせた形で条例改正をしていくのか、お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 現段階で人口は相当減っております。人口は減っておりますが、やる職務というのはむしろ年々増えていると。実際は、しかし100人でやってみようとしてやっております。しばらくそういう状況が続けてみまして、人口は減ったけど職務は増えてるという中でどこまでこなせるか、よく見極めた中で条例を変えるか変えないかの判断をしていくべきではないかと考えております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 明快な資料は持ち合わせておりませんが、定数110が大幅に減ったのは、富岡の老人ホームを民営化したそのときから大きな実務者の減につながったと思います。しばらく様子を見るということですが、まあ、しばらくが概ね何年ぐらいを計画されているのか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） あの当時は、多分120人だったと思います。

○2番（浜口雅英君） しばらくっていうのは概ね何年ぐらいなのか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 老人ホームのことを質問なさったんで、その何年も続いているようなことを今おっしゃったからお答えをしたわけですが、120人が110人になって、まだそう時が経っておりません。数年か、数年というところだと大体3年から5年だと思いますが、そのようなところの中で今の職務状況と職員の数で100人を目標にしてやっておりますが、それでこなせるのかどうか、そこら辺を確認をよくしてから、条例を改正するかどうか検討したいと考えます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。ないですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。

これで報告第50号、平成26年度苓北町定期監査の結果報告についてを終わります。

監査委員には、長期間にわたり定期監査、大変ご苦労さまでございました。ご退席い

ただいて結構です。

—————○—————

日程第 3 報告第 5 1 号 所管事務の調査（合同常任委員会町内視察）結果報告について

○議長（倉田 明君） 続きまして、日程第 3、報告第 5 1 号、所管事務の調査（合同常任委員会の町内視察）結果報告についてを議題とします。

総務常任委員長に報告を求めます。大仁田総務常任委員長。

○総務常任委員長（大仁田藤男君） 合同調査の報告をいたします。

報告書につきましては、お手元に配布しておりますが、1 つ訂正をお願いします。

三常任委員会合同調査報告書、その後ろに（案）とありますが、この案を消していただきたいと思います。

それでは、朗読して報告にかえたいと思います。

平成 26 年 1 2 月 4 日、苓北町議会議長、倉田明様、苓北町議会総務常任委員長、大仁田藤男、建設経済常任委員長、田嶋豊昭、町民福祉常任委員長、野田謙二。

三常任委員会合同調査報告書。

三常任委員会は、合同で所管事務の調査・研究を行ったので、会議規則第 7 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記、1、調査事件名、平成 26 年度各事業の進捗状況等について現地調査をいたしました。

2、調査の過程、経過、（1）調査期日、平成 26 年 1 2 月 4 日木曜日。（2）調査場所、苓北町拠点避難地造成工事、1 工区・2 工区、苓北町体育センター耐震化工事、苓北町温泉センター法面復旧工事、富岡城百間土手築地塀整備工事、富岡城二の丸、長屋、角櫓整備工事、富岡城出丸築地塀整備工事、アダム荒川の記念広場整備工事。

（3）出席委員、大仁田藤男委員長、野崎幸洋副委員長、山下時義委員、松野重幸委員、田嶋豊昭委員長、浜口雅英副委員長、神崎公顕委員、山本政人委員、野田謙二委員長、錦戸俊春副委員長、倉田明委員、錦戸久幸委員でございます。（4）、委員会書記。山口議会事務局長。

3、視察研修の概要等、各工事現場において、担当課長及び担当者から工事の進捗状況等について説明を受けた。各委員から工事完成の見込み等に関するお尋ね等があった。

4、意見要望事項、①温泉センターの法面復旧工事に関しては、利用者が不便を来している。早期に湧水原因を究明し復旧をお願いする。この湧水原因の究明というのがですね、現地で排水を触ったところ、温かい温水というような感じを受けましたので、温泉の漏水ではないかというふうな意見が出ておりますので、その辺をもう 1 回、究明お

願いたいと思います。②アダム荒川公園整備に関連して、私有地、土地建物、町で取得され、休憩所等として利用・管理されたい。③高齢者等が、歴史資料館まで行けるようにするため、出丸広場を駐車場として利用できるようにされたい。④百間土手の築地塀整備については、道路面からの高さを基準として、整備すべきであった。

以上です。

○議長（倉田 明君） 質疑が終わりました。この件につきましては、全員での合同視察ということで、質疑は特にありませんと思いますが、特段質疑あれば。

神崎君。

○11番（神崎公顕君） 議長から今、質疑がありますかというようなことですが、尋ねてもどうか変わるとか、考えて今から変更してみますっていうふうな回答ができるのかどうか、その点を最初聞いてから質問します。

○議長（倉田 明君） それは、あくまでも報告書に留めていただきたいと思います。他に質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。

これで報告第51号、所管事務の報告についてを終わります。

—————○—————

日程第4 承認第49号 専決処分の承認について

専決第11号 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（倉田 明君） 日程第4、承認第49号、専決第11号、専決処分の承認について、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第49号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙が12月2日公示、12月14日投開票となりましたので、議会を招集する暇がないと認め、11月21日に専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） それでは、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、ご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ568万円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億825万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、11月21日に衆議院議員が解散され、12月2日公示、14日投開票されます衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査に係る費用を11月21日に専決したものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入です。款14、県支出金、項3、県委託金、目1、総務費県委託金568万円の増額は、衆議院議員選挙事務委託金と最高裁判所裁判官国民審査事務委託金です。

7ページをお願いいたします。歳出です。款2、総務費、項1、総務管理費、目12、庁舎管理費、節11、需用費は、衆議院議員選挙に伴う一般財源の調整で、光熱費5万2,000円の減額です。

8ページから9ページをお願いいたします。款2、総務費、項4、選挙費、目6、衆議院議員選挙費、節1、報酬から次のページの節14、使用料及び賃借料までは、12月14日に投開票されます衆議院議員選挙の費用として570万円の増額です。あと目7、最高裁判所裁判官国民審査費は、衆議院選挙と同時に行われます最高裁判所裁判官国民審査の費用として3万2,000円増額をいたしました。

以上で、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご承認のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（倉田 明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

承認第49号、専決処分の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第49号、専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第324号 苓北町公告式条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田 明君） 日程第5、議案第324号、苓北町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第324号、苓北町公告式条例の一部を改正する条例について。

苓北町公告式条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成26年12月4日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、引用している関係条例に条ズレが生じたこと等により改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

平成26年苓北町条例、苓北町公告式条例の一部を改正する条例（案）

苓北町公告式条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「苓北町議会会議規則」の次に「(平成3年苓北町議会規則第10号)」を、「苓北町議会傍聴規則」の次に「(平成3年苓北町議会規則第11条)」を加え、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「同条第1項」を「前条第1項」に、「同条第2項」を「前条第2項」に改める。

補足の説明をさせていただきますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

まず、字句の追加部分の改正につきましては、法制執務での条文作成におきましては、他の法律や条例、規則等を引用する場合、最初の題名記述部分については、法令番号まで記入する必要があるため追加するものであります。

条項番号の改正につきましては、法律の改正に伴い、引用している部分に条ズレが生じたことにより改正を行うものでございます。

又、同条を前条とする改正につきましては、同条といたしますと、条項内に記されております地方教育行政の組織及び運営に関する法律を指すこととなるために、これを本条例の第4条に適用させるため、前条に改めるものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するということで、施行日は平成27年4月1日となっております。

以上のとおり改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第３２４号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３２４号、苓北町公告式条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第６ 議案第３２５号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田 明君） 日程第６、議案第３２５号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 議案第３２５号、苓北町税条例の一部を改正する条例について。

苓北町税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年１２月４日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。苓北町税条例第３２条を削除し、附則第１０条の２に課税標準の特例を追加し、条文の整理を行う必要があるためでございます。

次のページをお願いします。平成２６年苓北町条例、苓北町税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町税条例（昭和４０年苓北町条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の主な改正事項は、第３２条の削除と附則第１０条の２に第２項を加える改正でございます。

第３２条、削除。第３２条は、個人の均等割の税率の軽減を定めたもので、均等割が課税される控除対象配偶者、扶養義務者について１００円、又、この対象者を２人以上扶養する方に対して、１人に１００円、均等割を減免するものでございますが、住民税の均等割は、地方公共団体による様々な行政サービスの対価として広く住民が地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分でございます。

平成17年度からは税制改正によりまして、均等割の納税義務を負う夫と生計が1つの妻に対する非課税措置が廃止されるなど、広く分担を分かち合うという考え方がとられておりまして、本条の意義が薄れていると判断し、この条例を廃止するものでございます。

次の第34条の7は、法令番号等を挿入するものでございます。

次のページをお願いします。第80条の2は項が1つでございますので、本文に入れ、条文の整理を行うものでございます。

附則第10条の2に、第2項を新たに加えるものでございますが、この内容は、法附則第15条第38条に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。ということです。これは、改正フロン類法で、業務用の冷凍冷蔵庫機器の使用者に対しまして取り組みが不十分である場合、勧告命令が出されることになりました。そういった状況を踏まえまして、ノンフロン製品の普及を図るため、該当する業務用の冷凍冷蔵庫機器の固定資産税を3年間4分の3とするものでございます。

附則第25条の2項は、最初の均等割の軽減、第32条の削除により、適用条項がなくなりますので削るものでございます。

前のページをお願いします。あっもう1つ前です、すみません。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 現状で均等割が今、幾らになっているのか。

それと、減額がなくなるということは、そのままの均等割がずっと生かされるということになるんですかね。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長

○税務住民課長（荒木広之君） 町民税の均等割は本則で3,000円です。本年度から10年間、震災復興の関係で500円追加されまして3,500円となっております。この32条を削除しますと、該当してた100円の減免っていうのがなくなります。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第３２５号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３２５号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第７ 議案第３２６号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田 明君） 日程第７、議案第３２６号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第３２６号苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年１２月４日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて職員の給与等を改正することに伴い、条例を改正する必要があるためでございます。

まず、今回の条例改正にあたりまして、人事院勧告の内容について主なものをご紹介します。

今年、人事院は若年層を重点に給料表の水準を平均０．３％引き上げの人事院勧告を行いました。熊本県人事委員会は、県職員給与が県内民間企業の給与を０．５５％下回っていることから、人事院勧告による改定後の各給料表の額に０．２９％乗じた額を加算する勧告を行い、０．５５％の民間との是正を行いました。

苓北町としましても、熊本県人事委員会勧告に準ずることで改正を今回お願いするものです。天草管内、天草市、上天草市も同様の改正をお願いするようになりました。

それから、期末勤勉手当の引き上げですが、熊本県人事委員会勧告も人事院勧告と同じで、年間支給月数を０．１５％、０．１５月分引き上げ、３．９５月分を４．１０月分となり、苓北町も同じような形で今回改正をお願いするものです。

平成２６年度においては、０．１５月分を勤勉手当に配分し、１２月の支給に反映するようになります。それから、平成２７年度は６月、１２月支給で、０．１５月分を勤勉手当に配分するようになります。現在、６月に０．６７５、１２月に０．６７５の勤勉手当を支給しておりますが、今回、１２月に平成２６年度においては、０．６７５を０．８２５、平成２７年度においては、０．６７５を０．７５として、６月、１２月に勤勉手

当の配分をするというような形になります。

それでは、条例の改正につきまして新旧対照表でご説明申し上げますので、14ページをお開き願いたいと思います。

初任給調整手当、第8条の2ですけれども、第8条の2の第1号、これは医療職給料表の人事委員会勧告によりまして増額分です。41万900円が41万2,200円ということになります。

それから通勤手当、第11条ですけれども、第2号の自動車等の使用距離の区分に応じ1万5,000円以下の範囲を2万2,000円以下の範囲ということで、これは県の通勤手当に伴い最高限度額を引き上げるものでございます。

それから、単身赴任手当ですけれども、15ページですけれども、単身赴任手当、第11条の2、単身赴任手当の月額2万3,000円を3万円に、それから交通距離がある方につきましては4万5,000円を7万円に、それぞれ勧告通り引き上げるものでございます。

それから、管理職員の特別勤務手当ですけれども、今まで週休日等につきましてはございましたが、今度新たに第2項ですけれども、改正後の第2項に掲げておりますとおり、前項に規定する場合の他、第7条の2第1項の規定に基づく規則で定める管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給するというものが、今回人事委員会を出されております。

これは、災害等で週休日以外の日に夜間出た場合、管理職員特別勤務手当を支給するという、新たに項目が増えたものです。

それで、改正前の第2項ですが、第2項が第3項の第1号に入ってきます。それから、先程同じ2項で説明した部分が第2号として前項に規制する場合、同項の勤務1回に付き6,000円を超えない範囲内において規則で定める額ということで、第2号を追加させていただきました。

続きまして16ページをお願いします。16ページは、先程1項増えたことにより、それぞれ1項ずつ増えることです。それから勤勉手当ですけれども、先程申し上げましたように、平成26年12月1日から適用分と平成27年4月1日からの適用分ということで、第20条の第2項が出されております。現在、12月支給分の勤勉手当につきましては、100分の67.5ということになっておりますが、今回は12月1日から適用部分として0.15月分を増やしまして、100分の82.5という数値になります。それから、平成27年4月1日からの適用分については、それぞれ6月と12月に0.15になるように0.075を加えるということで、100分の75を乗じていただ

くという形に変わります。

以上が、今回の条例の改正の内容でございますけれども、6ページをお開きいただきたいと思いますが、附則でございます。

附則、(施行期日等)。

この条例は、交付の日から施行する。ただし、第1条中第11条、第11条の2及び第17条の2の規定並びに第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定、(苓北町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第11条、第11条の2、第17条の2及び第20条の規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の給与条例(附則第4項において「改正後の給与条例」という。)の規定は平成26年4月1日から、同条の規定(給与条例第20条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。ということで、給与につきましては平成26年の4月1日から、手当につきましては12月1日から適用するという条項です。

(適用日前の異動者の号給の調整)。

第3項、平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この条項につきましては、うちの職員に該当するものはございません。

(給与の内払)。

第4項、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)。

第5項、この条例の公布の日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合、その均衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。ということ、この5項につきましてもうちの職員に該当するものはございません。

以上が、今回お願いする給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(倉田 明君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。松野君。

○9番(松野重幸君) 今、提案理由の中で、熊本県の民間の給与を公務員の給与が下

回っているからという、そういうような理由で人事院勧告がなされたという説明があったのですが、我々から考えれば、民間の企業がこがん高っかはずはなかとにどういう基準でこの数字を出してくっとか、もういつも不思議に思うとつとですが、この根拠っていうとは、役場、それよりの町村にもこういう根拠の中で、民間の給与を公務員の給与が下回ってるっていう、この根拠っていうとは人事院から説明はあつとですか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 給与はですね、説明会、それぞれ担当者を集めて行われますが、県の方からの説明については、もうそこまでの詳しい話はないわけですが、先程申しあげましたように、県の職員給与が県内民間企業の給与を2,066円下回っているということで、そういう説明の中で0.55%下回っているということで、県としましてはそういうふうな形で出されたということでした。

○議長（倉田 明君） いいですか。他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 課長にお尋ねします。この新旧対照表の2ページに第17条の2の2項に、15ページですかね、新旧対照表の2ページ。この17条の2の2項で掲げてあります途中からいいますと、職員が災害への対応その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。という表現がございすね。

これは、勤務日を指してあるわけですか、これからいきますと。勤務日であって午前0時から午前5時までの間に、こうして緊急で職務をしなければならなくなったというときには手当を出すわけでしょう。そういった理解でいいですね。

そうしますと、この勤務日であって午前0時から午前5時までの間は勤務手当出すけども、それより前の時間、そして朝5時から勤務時間が8時30分から始まりますので、その間に午前0時から5時までの以外の時間、この時間は対象にならないということですか。

それと、では勤務日以外で同じようなことが発生したときに、勤務をしたというときの扱いはどうなりますかね。この2点についてお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） まず、勤務日以外が週休日という取扱いになるんですけど、それが今の第17条の2ですね。第7条の2第1項の規定に基づく規則で定める管理云々としまして、次項に、週休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給するというので、週休日につきまして今まで条項があったわけです。特別管理職員の勤務手当、これは一応6時間という形、これは規則であるんですけども、それが第2項で、前項に規定する場合、同項の勤務1回につき6,000円を超えない

範囲以内において規則で定める額というのが、週休日等に、あっ失礼しました、第1号の方ですね。第1項に規定する場合同項の勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において、規則で定める額というのが、週休日、第1号の関係ですね。

それから、今回、人事委員会で出されたのは、普通の休み以外るとき、平常の勤務のときにした場合が、第2号で前項に規定する場合、同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額ということで、今回、午前0時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は出るというような形ですね。これは、今までやはり、管理職員の場合は管理職員手当というのがありますので、ある程度そこの中で包括されているという考え方で、特にやっぱりこういうふうな形になったとき特別に出しますよという条項をですね。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○7番（錦戸俊春君） 確認の意味でですね。午前0時から午前5時までは勤務手当が出ると。その前後については出ないということですたいね。要するに深夜の部分っていいですかね、1時から5時までの間は今までよりも管理職手当以外にこれが出ると。管理職以外っていうか、管理職手当というか、時間外で出るとっていうわけですかたいね。はい、わかりました。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 通常、職員の場合は、その時間分も時間外手当という形で出しますが、管理職の場合は、管理職手当もありますので、1回幾らという形で定めるとい形になる。それが、取り方がやはり12時までは管理職手当でみるのかどうかということになるんですね。それで0時から5時までをそういうふうな形で1回6,000円というのが今回、人勤が定めた額です。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑ないようです。これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第326号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第326号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 8 議案第 3 2 7 号 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
○議長（倉田 明君） 日程第 8、議案第 3 2 7 号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第 3 2 7 号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成 2 6 年 1 2 月 4 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、出産育児一時金等の見直しに伴う関係政令等の改正により、条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成 2 6 年苓北町条例、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険条例（昭和 3 4 年苓北町条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「3 9 万円」を「4 0 万 4, 0 0 0 円」に改め、同項ただし書中「ところにより、これに 3 万円を上限として」を「金額をこれに」に改める。

附則、第 1 条、この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

次のページには、新旧対照表を載せております。補足説明をいたします。

出産育児一時金につきましては、これまでは出産育児一時金の 3 9 万円に産科医療補償制度の掛金分 3 万円を加算して 4 2 万円を支給しておりましたが、産科医療補償制度の掛金分が 3 万円から 1 万 6, 0 0 0 円に引き下げられることになったため、出産育児金を 4 0 万 4, 0 0 0 円に引き上げ、総額 4 2 万円を維持し、支給されることになりました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。浜口君。

○2 番（浜口雅英君） 今の説明では、4 2 万円を維持するということですかね、併せて特例というか。そしたら、その支給額が上回るということにはならないんですか。

○議長（倉田 明君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 今までは、先程申しましたとおり、出産育児一時金としては 3 9 万円を支給して、それにプラス産科医療補償制度の掛金分、これは医療機関が掛けるわけですが、その 3 万円を足して総額で 4 2 万円を支給しておりました。

これが、3 万円が 1 万 6, 0 0 0 円引き下げられることによりまして、それだけ減り

ますので、減らさないように出産育児一時金を40万4,000円に引き上げる、総額で42万円を維持して支給するということになります。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 42万円という額が出てきていますけども、これは改正後の条文によれば、規則で定める金額をということになったと思いますけども。これは、やっぱり具体的に42万円をですか、確保するということになれば、ここは不明確な言葉で表現するよりも、そういう思いで42万円になる以上の何か規則を提示するべきではないかというふうに思いますが、如何ですか。

○議長（倉田 明君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 規則につきましては、議会に提案するというものではありませんので、附則につきましては、これと同時に改正するということでご理解をいただければと思います。

規則の方で1万6,000円を支給するというふうに改正をしております。

○議長（倉田 明君） 最後をお願いします。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 提出義務はないにしても、参考資料としてですね、見せていただかんと、信頼関係でしょうけどもそういう部分があると思います。他にもいろんな条例改正のときはですね、規則まで議会で議決する必要はないにしても、やっぱり参考資料としては提出していただいた方がより理解がしやすいと思います。今後、そういうことができればというふうに思います。

○議長（倉田 明君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） はい、わかりました。そういう要望があれば提案したいと思いますが、ただ、この条例が通らなければその規則もまだ決定はされないということでございますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） そういうことで、はい。

○2番（浜口雅英君） 条例を通すたびに、規則ば参考資料って出したほうが通りやすかつじゃつか。何もわからんでんおって、具体的な数字が出てこずに确实確保しますとかいうそういうことじゃなくて、規則でこがんなとっちゃけんって言ったほうが、より我々は理解しやすいか。

○議長（倉田 明君） ひとつ確認をいたしますが、これは附則の施行日は、さっき申されましたかね。いや、確認ですけど。

○健康増進室長（山崎敬一君） 補足説明の前に。

○議長（倉田 明君） 言うた。

○健康増進室長（山崎敬一君） はい。

○議長（倉田 明君） はい、結構です。他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第 3 2 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 2 7 号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 9 議案第 3 2 8 号 苓北町子育て支援医療費補助に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田 明君） 日程第 9、議案第 3 2 8 号、苓北町子育て支援医療費補助に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第 3 2 8 号、苓北町子育て支援医療費補助に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町子育て支援医療費補助に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成 2 6 年 1 2 月 4 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、子育て支援拡充のためでございます。

次のページに改正案がございますが、その又次のページに新旧対照表がございますので、これにより説明させていただきます。

今回、第 1 条、主旨、第 3 条、支給対象者、第 4 条、支給の範囲日及び助成の額の中で、乳幼児及び児童を児童に一本化しておりますけれども、児童福祉法には、児童について年齢が満 1 8 歳に満たない者をいうと規定されておりますので、条文の整理をいたしました。

次に、ここが核心部分ですけれども、第 4 条第 2 項、現行では、町長は、支給対象者のうち、小学校 6 年生までの乳幼児及び児童にあつては、医療費に係る負担すべき一部負担金を全額助成し、中学校 1 年生から中学校 3 年生までの児童にあつては、医療費に係る負担すべき一部負担金の 3 分の 2 を助成するものとする。となっているところを、町長は、支給対象者の医療費に係る負担すべき一部負担金を全額助成するものとする。と改めるものでございます。

補足しますと、現行では御承知のように子育て医療につきましては、小学校までは全

額無料、中学生は窓口負担の３分の２を助成しておりますが、改正後は、中学校３年生まで全額無料になるということでございます。

前のページに返っていただきまして、附則としまして、この条例は、平成２７年４月１日から施行し、改正後の規定は、施行日以降の診療分から適用する。となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第３２８号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３２８号、苓北町子育て支援医療費補助に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、１１時まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前１０時４５分

再開 午前１１時００分

—————○—————

日程第１０ 議案第３２９号 苓北町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する 条例について

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続きまして本会議を開きます。

日程第１０、議案第３２９号、苓北町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第３２９号、苓北町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町学校給食共同調理場設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２６年１２月４日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。町内３つの中学校全てを平成２７年３月３１日をもって廃止し、平成２７

年４月１日付で新たな１つの中学校を設置するにあたり、条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

平成２６年苓北町条例、苓北町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町学校給食共同調理場設置条例の一部を次のように改正する。

別表（第２条関係）給食実施校範囲の欄中「、坂瀬川中学校」及び「、都呂々中学校」を削る。

附則、この条例は平成２７年４月１日から施行する。

以上のとおり、中学校の統合に伴い改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第３２９号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案３２９号、苓北町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１１ 議案第３３０号 平成２６年度苓北町一般会計補正予算（第５号）

○議長（倉田 明君） 日程第１１、議案第３３０号、平成２６年度苓北町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第３３０号、平成２６年度苓北町一般会計補正予算第５号（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から７，３８１万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５４億３，４４４万３，０００円とするものでございます。

今回の補正予算は、公共土木施設災害復旧費に係る補正等が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） それでは、議案第330号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,381万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,444万3,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正でございます。2、変更で、公共事業等債、道路事業で400万円減額し、限度額を1,170万円に、災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業で4,770万円減額し、限度額を4,710万円にするものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入です。款1、町税、項2、固定資産税、目1、固定資産税は、九州電力苓北発電所の償却資産分で3,300万円の増額です。

9ページをお願いいたします。款13、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費、障害児施設給付費の増加に伴い、国負担分752万円の増額です。目3、災害復旧費国庫負担金は、災害査定により9,557万8,000円の減額です。

10ページをお願いいたします。項2、国庫補助金、目2、民生費国庫補助金は、保育緊急確保事業費補助金19万4,000円、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金80万円の増額です。目4、土木費国庫補助金は、道路橋梁費補助金550万円の減額です。

11ページをお願いいたします。款14、県支出金、項1、県負担金、目1、民生費県負担金は、障害者自立支援給付費県負担金、障害児施設給付費県負担金376万円の増額です。

12ページをお願いいたします。項2、県補助金、目2、民生費県補助金、節1、社会福祉費補助金は、やさしい町づくり住宅改造助成事業補助金45万円の増額。節3、児童福祉費補助金は、熊本県保育士等処遇改善臨時特例事業補助金3万2,000円の増額。節4、介護保険事業費補助金は、認知症サポーター活性化事業補助金26万円の増額。節5、ひとり親家庭医療費補助金20万円の増額です。目3、農林水産業費県補助金、節1、農業委員会補助金は、農地基本台帳システム改修補助金237万6,000円の増額。節2、農業費補助金は、経営体育成支援事業補助金2件分の196万円の増額です。目4、衛生費県補助金、節1、保健衛生費補助金は、むし歯予防対策事業費県補助金10万1,000円の減額。熊本県風しん予防接種助成事業補助金2万5,000円の増額、合わせて7万6,000円の減額です。節2、環境衛生費補助金は、海岸

漂着物地域対策推進事業補助金 101 万 2,000 円の増額です。目 6、消防費県補助金は、熊本県自主防災組織設立促進・活動活性化事業補助金 4 万円の増額です。

13 ページをお願いいたします。項 3、県委託金、目 1、総務費県委託金は、国勢調査調査区設定委託金 4 万 6,000 円の増額です。目 3、衛生費県委託金から目 6、土木費県委託金は、県の権限移譲事務交付金の確定によるものでございます。

14 ページをお願いいたします。款 17、繰入金、項 2、基金繰入金、目 1、財政調整基金繰入金は、財政調整基金を 2,800 万円取り崩すものでございます。

15 ページをお願いいたします。款 19、諸収入、項 5、雑入、目 1、雑入は、各種検診個人負担金等で 66 万 1,000 円の減額です。目 2、過年度収入は、富岡港船客待合所電気水道料過年度収入 8 万 6,000 円の増額です。

16 ページをお願いいたします。款 20、町債、項 1、町債、目 2、土木債は、道路事業で 400 万円の減額です。目 7、災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧事業で 4,770 万円の減額です。

17 ページをお願いいたします。歳出です。款 1、議会費、項 1、議会費、目 1、議会費は、職員の給与等の改正に伴う人件費部分です。以後、職員の給与等の改正に伴う人件費部分につきましては、説明を省略させていただきます。

18 ページをお願いいたします。款 2、総務費、項 1、総務管理費、目 1、一般管理費、節 3、職員手当等から節 4、共済費は、職員の人件費分。節 11、需用費は、消耗品費、修繕料が不足しますので 67 万 7,000 円の増額。節 12、役務費は、通信運搬費が不足しますので 41 万 9,000 円の増額。節 14、使用料及び賃借料は、有料道路通行料 5 万円の増額。節 27、公課費は、自動車重量税 7,000 円の増額です。目 4、会計管理費は、職員の人件費分です。目 5、財産管理費、節 1、報酬は、最低賃金の改訂に伴う登記事務補助員報酬 9,000 円の増額。

19 ページをお願いいたします。節 4、共済費は、登記事務補助員の社会保険料等で 1,000 円の増額。節 11、需用費は、富岡港船客待合所電気引込板の修繕料で 20 万円の増額。節 13、委託料は、土地調査委託料 64 万 8,000 円の減額。節 14、使用料及び賃借料は重機等借上料で 15 万円の増額。節 15、工事請負費は、ふれあい館の解体工事の工事費の確定見込により 260 万円の減額です。目 6、企画費、節 3、職員手当等、節 4、共済費は職員の人件費分。節 14、使用料及び賃借料は、産業文化祭用の大型テント等の借上料の確定により 40 万円の減額。節 19、負担金補助及び交付金は、地方バス運行補助金で 269 万 7,000 円の増額です。目 8、諸費、節 11、需用費は、外灯の電気料、修繕料の不足分 60 万円の増額です。

20 ページをお願いいたします。目 9、電源開発調査費は、給食調理場前ハイブリッド外灯の撤去費 22 万円の増額です。目 12、庁舎管理費は、庁舎空調改修工事の入札

結果による２２０万円の減額です。目１３、電算システム管理費は、国民年金システム改修委託料６８万４、０００円の増額です。目１４、情報化推進費は、苓北町地域情報通信基盤施設保守委託料１００万円の増額です。目１５、企業誘致対策費は、職員の人件費分です。

２１ページをお願いいたします。２１ページは職員の人件費分です。

２２ページをお願いいたします。項３、戸籍住民基本台帳費、目１、戸籍住民基本台帳費、節３、職員手当等は、職員の人件費分。節１１、需用費は、印刷製本費５０万円の増額です。

２３ページをお願いいたします。項５、統計調査費、目２、指定統計費は、消耗品費５万５、０００円の増加です。

２４ページをお願いいたします。款３、民生費、項１、社会福祉費、目１、社会福祉総務費、節２、給料から節４、共済費は職員の人件費分。節１９、負担金補助及び交付金は、結婚祝補助金３０万円の増額です。目２、老人福祉費は、老人保護措置費３０５万円の増額です。目３、老人福祉センター費、節１１、需用費は、老人福祉センターの貯湯槽と浄化槽の修繕料１７５万円の増額。節１８、備品購入費は、消火器の購入費１万１、０００円の増額です。目４、介護保険事業費、節３、職員手当等と節４の共済費は、職員の人件費分。節８、報償費から次のページの節１８、備品購入費までは、認知症サポーター活性化事業分でございます。節２８、繰出金は、介護保険特別会計繰出金１９１万１、０００円の増額です。目５、後期高齢者医療費、節２、給料から節４、共済費までは職員の人件費分。節１９、負担金補助及び交付金は、平成２５年度後期高齢者医療・療養給付費負担金の精算により４７６万６、０００円の増額です。目６、障害福祉費、節１２役務費は、障害者自立支援等審査手数料１万８、０００円の増額。節１９、負担金補助及び交付金は、やさしいまちづくり住宅改造助成事業費補助金１件分９０万円の増額。

次のページをお願いいたします。節２０、扶助費は、障害者自立支援介護給付費等１、５０４万円の増額です。節２３、償還金利子及び割引料は、障害者総合支援事業補助金返還金４万３、０００円の増額です。

２７ページをお願いいたします。項２、児童福祉費、目１、児童福祉総務費、節１３、委託料は、子育て支援医療費助成システム改修委託料８１万円の増額。節１９、負担金補助及び交付金は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金２５万９、０００円の増額。節２０、扶助費は、ひとり親家庭等医療費助成４０万円、誕生祝い金１０万円、合わせまして５０万円の増額です。

２８ページをお願いいたします。項４、国民年金事務取扱費、目１、国民年金事務取扱費は、旅費２、０００円の増額です。

29ページをお願いいたします。款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費は、職員の人件費分です。目2、予防費は、予防接種委託料224万円の減額です。目3、環境衛生費、節12、役務費は、通信運搬費3万円の増額。節13、委託料は、ダイオキシン類調査委託料3万円の減額です。目5、健康増進事業費は、各種健診の実績見込みにより委託料194万1,000円の減額です。

30ページをお願いいたします。項2、清掃費、目2、塵芥処理費、節4、共済費は、臨時雇いの社会保険料等1万円の増額。節7、賃金は、臨時雇賃金2万5,000円の増額。節11、需用費は、ごみ袋等消耗品費等で81万9,000円の増額。節13、委託料は、塵芥処理委託料15万8,000円の増額。節19、負担金補助及び交付金は、天草広域連合負担金の確定により100万円の減額と一般廃棄物収集施設用地借上料補助金1万1,000円の増額で合わせて98万9,000円の減額です。

31ページをお願いいたします。款5、農林水産業費、項1、農業費、目1、農業委員会費、節2、給料から節4、共済費は、職員の人件費分。節13、委託料は、農地基本台帳システム改修委託料237万6,000円の増額です。目2、農業総務費は、職員の人件費分です。目3、農業振興費、節7、賃金は、臨時雇賃金30万円の増額。節12、役務費は、通信運搬費1万円の減額。節13、委託料は、農地・水活動組織図面作成業務委託料40万円の減額。節14、使用料及び賃借料は、車等借上料14万円の増額。節19、負担金補助及び交付金は、経営体育成支援事業補助金2件分で209万1,000円の増額です。

32ページをお願いいたします。目5、農地費、節15、工事請負費は、工事請負費の確定見込により40万円の減額。節19、負担金補助及び交付金は、農地等小災害復旧事業補助金3件分の60万円の増額です。

33ページをお願いいたします。項2、林業費、目1、林業振興費、節11、需用費は、消耗品費1万3,000円の増額。節14、使用料及び賃借料は、車等借上料2万円の減額。節19、負担金補助及び交付金は、有害鳥獣駆除対策協議会負担金14万2,000円の減額、イノシシ等有害鳥獣防除施設補助金13万円の増額、合わせて1万2,000円の減額です。目2、林道費、節2、給料から節4、共済費は、職員の人件費部分。節15、工事請負費は、工事請負費の確定見込により60万円の減額です。目3、治山事業費は、消耗品費に不足が生じたので9,000円の増額です。

34ページをお願いいたします。項3、水産業費、目3、漁港建設費、節2、給料から節4、共済費は、職員の人件費分。節15、工事請負費は、臨港道路連絡道整備費の確定見込により35万円の減額です。

35ページをお願いいたします。款6、商工費、項1、商工費、目1、商工総務費は職員の人件費分です。目2、商工業振興費は、物産館トイレ等の修繕料12万9,000

0円の増額です。目3、観光費は、苓北コースが九州オルレに認定されたため、ウォーキングトレイル整備関係費5万5,000円の増額です。目4、温泉センター管理費は、財源区分の変更です。

36ページは、職員の人件費分です。

37ページをお願いいたします。款7、土木費、項2、道路橋梁費、目1、道路橋梁総務費は、職員の人件費分です。目2、道路維持費、節1、報酬は、最低賃金の改定に伴い道路維持作業員報酬1万8,000円の増額。節11、需用費は、維持補修費等で67万円の増額。節14、使用料及び賃借料は、重機借上料20万円の増額。節15、工事請負費は、工事請負費の確定見込より10万円の減額です。目3、道路新設改良費、節15、工事請負費は、町道平和橋線他改良工事費860万円の増額。節17、公有財産購入費は、町道用地購入費の確定により30万円の減額です。目4、橋梁維持費、節13、委託料は、測量設計委託料の確定見込により200万円の減額。節15、工事請負費は、工事請負費の確定見込により800万円の減額です。目5、国県道整備促進費は、旅費が不足しますので10万円の増額です。

38ページをお願いいたします。項3、河川費、目1、河川総務費は、工事請負費10万円の減額です。

39ページをお願いいたします。項4、港湾費、目1、港湾管理費、節11、需用費は、港湾施設の電気代が不足しますので5万円の増額。節19、負担金補助及び交付金は、熊本県港湾協会負担金11万円の増額です。

40ページをお願いいたします。項5、住宅費、目1、住宅管理費、節2、給料から節4、共済費までは、職員の人件費分。節13、委託料は、設計業務委託料の確定見込により50万円の減額。節15、工事請負費は、工事請負費の確定見込により300万円の減額です。

41ページをお願いいたします。款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は、東天草分署に配備する水槽付消防車購入の増額により天草広域連合負担金2万5,000円の増額です。目2、非常備消防費は、職員の人件費部分です。目3、消防施設費、節12役務費は、防災行政無線専用回線料の不足分8,000円の増額。節15、工事請負費は、消防倉庫工事費確定見込により190万円の減額です。目4、災害対策費、節3、職員手当等は大雨時等の職員の時間外手当50万円の増額。節13、委託料は、防災マップ修正業務委託料43万円の増額。節15、工事請負費は、上津深江地区広域避難地法面工事費1,000万円の増額です。

42ページをお願いいたします。款9、教育費、項1、教育総務費、目2、事務局費、節4、共済費は人件費分。節11、需用費は、消耗品費が不足しますので30万円の増額。節13、委託料は、中学校の閉校式前の周辺整備の委託料として12万円の増

額です。

４３ページをお願いいたします。項２、小学校費、目１、学校管理費、節１１、需用費は、修繕料等で１０４万６,０００円の増額。節１８、備品購入費は、入札結果による都呂々、木場地区スクールバス購入費４０万円の減額。節２３、償還金利子及び割引料は、非常勤職員に係る過年度分の保険料払戻金２,０００円の増額です。目２、教育振興費は、単価改正に基づく特別支援学級就学援助費１万２,０００円の増額です。

４４ページをお願いいたします。項３、中学校費、目１、学校管理費、節１１、需用費は、消耗品費、修繕料１９５万円の増額。節１３、委託料は、学校薬品廃棄委託料２０万円の増額。節１５、工事請負費は、駐輪場等工事の確定見込により１５０万円の減額です。

４５ページをお願いいたします。項４、社会教育費、目１、社会教育総務費、節３、職員手当等は、歴史まちづくり事業、中学校統合関係、成人式等の時間外勤務手当１３万５千円、０００円の増額。節８、報償費は、県立劇場ネットワーク事業を実施しなくなったため１０万円の減額。節１１、需用費は、消耗品費２万円の増額。節１３、委託料は、講師派遣業務委託料３万３千円、０００円の増額。節１９、負担金補助及び交付金は、県立劇場ネットワーク事業を実施しなくなったため４万３千円、０００円の減額です。目３、社会教育施設費、節１１、需用費は、農村運動広場フェンス支柱修繕料７０万円の増額。節１５、工事請負費は、坂瀬川グラウンド公園整備工事確定により５０万円の減額です。目４、文化財保護費、節９、旅費は、発掘調査関係費用弁償等で３万７千円、０００円の増額。節１４、使用料及び賃借料は、発掘調査に伴う重機借上料で４万７千円、０００円の増額です。目５、志岐集会所管理費、節１１、需用費は、消防用施設の修繕料４万１千円、０００円の増額。節１４、使用料及び賃借料は、テレビ受信料１,０００円の増額です。

４６ページをお願いいたします。項５、保健体育費、目１、保健体育総務費、節１１、需用費は、消耗品費１５万円の増額。節１３、委託料は、健康教室事業委託料４万３千円、０００円の減額。節１４、使用料及び賃借料は、大会等機器のリース料１３万円の増額です。目２、学校給食費、節１報酬は、最低賃金改定に伴う調理員報酬３万３,０００円の増額。節２、給料から節４、共済費までは、職員の人件費分。節９、旅費は、調理員費用弁償７万２,０００円の増額。節１１、需用費は、炊飯器システム修繕料等７万５千円、０００円の増額。節２７、公課費は、給食車重量税５,０００円の増額です。

４７ページをお願いいたします。款１０、災害復旧費、項２、公共土木施設災害復旧費、目１、河川等災害復旧費、節１１、需用費は、補助対象未満の河川道路の修繕料等１００万円の増額。節１５、工事請負費は、査定等により総額で１億２,４８０万円の

減額です。

以上で、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 33ページの19負担金及び交付金です。

これは、有害鳥獣駆除対策協議会負担金が14万2,000円減額で、イノシシ等有害鳥獣防除施設補助金が13万円の増になっております。これは、この19だけの項目の中では1万2,000円ですが、昨日の一般質問でも触れましたように、イノシシの被害というのは、非常に単に農地だけでなく、日常生活の中でもありますね、道路の崩壊につながったりとかそういう実態があります。これはもう、もし、この項目だけで処理するとすれば、この1万2,000円は、そのままイノシシ等有害鳥獣防除施設補助金にプラス13万円ですので、なぜこれに1万2,000円も、金額は少額ですが、回して町の取り組みの姿勢をやはり町民の皆さんにお知らせすべきだというふうに思います。

それと、全体的に19ページから47ページの間に、工事請負費が単独、補助を含めてですね、単独だけで1,930万円が減額処理されています。個別に19ページの工事請負費、20ページの工事請負費、19ページがマイナス260万円、20ページがマイナス220万円、それから37ページがこれは補助ですが800万円、それから40ページが単独で300万円、41ページが単独で1,000万円、44ページが単独で150万円、それから47ページが補助で1億2,480万円ですか、あります。個別にその減額の理由、当初の予定されていた分と減額の理由を教えてください。

以上、2件です。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 只今、浜口議員の33ページの有害鳥獣に対しての補助金の分でございますが、苓北町有害鳥獣駆除対策協議会負担金というのは、新規免許の登録者に町の方から補助をいただいて、それを助成するものでございます。新規登録者にあたり、登録者がいなかったための減額でございます。

それとイノシシの有害鳥獣駆除対策施設補助金は、電柵に対しての5件分の助成金の増額を計上しております。それで、全体といたしましては、電柵の補助5件分を増額ということで、イノシシの対策に対しては減額とはなっていない状況でございます。

以上です。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 只今の工事費等の減額部分につきましては、平成26年度においては、苓北町の地域の元気基金事業ということで、基金事業に取り組んでそ

の分で事業を進めております。この分につきましては、平成26年度で全て完了をしなければなりません。

その工事につきまして、それぞれの課にヒアリングを行いまして、工事が確定したものの等精査を行いましてその増減をいたしまして、基金の余った分につきましては使い切るということで、土木のほうに860万円ですか、増額をいたしまして、平和橋等の舗装事業ということに充てて、平成26年度中にこの地域の元気基金全て2億7,469万4,000円の事業ですけども、終わるということで12月の予算で調整をさせていただきました。

この事業につきまして、一応3月で終わりということで、この基金が余りますと、余った分については国に返還するというようなことにもなりますので、それが生じないように今回調整をさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） これは、そういう総括的な工事請負費の関係ですが、総括的なそういう検証をされたということなんでしょうけども、私がお尋ねしたかったのは、当初の設計に甘い部分があったのではないかとということです。

今朝ほど、三常任委員会から視察の報告がありました。そのときにも、道下に塀があると、富岡城百間土手の築地塀ですか。あそこは、道路があつて道路の下に塀があつたわけですね。普通考えるとその塀は一体何なのかと。歴史に忠実ということであれば、多分富岡城にあのような雑木がですね、太く大きくなっているはずはないわけです。私は築城されたときおりませんのでよくわかりませんが、歴史書とかそういうものを見ると、お城の周りに大木があるということは攻略されやすいんですよ、城がですね。ですから、歴史に忠実というならば、まずその富岡城の雑木を環境省と打ち合わせて切ってしまう。そういうことができなくて、現実には現実として認めざるを得ないということであれば、富岡の百間土手の塀は、道路よりも高くすべきだという部分があります。

今のは1つの例ですが、例えば制度的に元気交付金があつて、それを有効に使っていくということには賛成しますが、この単独だけで約2,000万円が出来上がったからということとか、精算したらということですので、それにはですね、やはり設計にもちよっと配慮すべきだということを提起したいと思います。

それから、47ページの1億2,480万円。これは補助ですが、このことについての説明はなかったと思いますので、あと1回伺いたいします。

それから、33ページで登録者がいなかったとか、あるいは電柵を増やすんだということはですね、それは予算策定の理由で、それはそれなりで当然そういう正当な理由があるべきなんですよ。

ただ、私が先程質問したのは、金額は1万2,000円の少額であっても、有害鳥獣

関係の中でやっぱ予算を繰り合わせるといいますか、やりくりといえますか、適当な言葉はわかりませんが、そっちに回すべきだと。そして、町が先程言いましたように、イノシシ被害に困っておられる町民の皆さんに、この有害鳥獣に関する費用は増額はするけども減額はしないんだと、そういう町の姿勢を示すべきだということです。

先程課長からは、策定の理由、増額の理由、減額の理由の説明がありました。ただ、町の姿勢として、その予算をですね、町民の皆さんにご理解いただけるような予算の補正なり、当初なり、これは予算については、当初・補正にかかわらず、そういう姿勢を示すべきだというふうに思います。

それで、今の有害鳥獣の件については、町長の考えをちょっとお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、農林水産課長が説明をしたとおりの状況であります、13万円増やしたということの評価していただきたい。そういうことで、1万2,000円について、私もそこまでは関知しておりませんでした、対策費をですね、増やしたということの評価していただければありがたいと。この後については、そういう使う状況があるようであればですね、減額しないでなるべく使うような形を監督していきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、浜口議員から災害復旧費の1億2,480万円の減額ということでありました。この災害復旧費の工事につきましては、9月の補正予算で計上する前に、まず災害が発生いたしまして、その後、国の方に災害報告を上げるわけですが、その時点では詳細な設計も行っておりませんので、その時点で考えられる工法を検討いたしまして、その中で、赤仁田の災害につきましては、大型ブロックであるとか、そういうふうな工法をいたしまして、一番最大限2億円程度必要であるんじゃないかということで災害の報告をさせていただきました。

その後、詳細を設計をいたしまして、工法検討といたしました中で、6,400万円程度の工法で済むというようなことで、ここで1億3,000万円程度減額になったところでございます。

あとは、その他詳細につきましては、他の工事の調整につきましては、合計1億2,480万円の減額ということでございます。

よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 今の土木管理課長の説明によれば、当初2億円を超えていたということですね。詳細設計の結果、6千5、6百万円で済みそうだとということですが、

これは財源内訳の中で、国庫支出金もマイナス１億９,５００万円になっていますが、これは国の査定を受けた中で減額になったんでしょうか。これはもう、あと１回ですね。

それと、先程の単独で減額した場合の富岡百間土手の塀の件もちょっと触れましたけども、これは、ああいう完成ではありませんが、ほぼ五分ぐらいできていると思います。あそこは１回、町長も現地に出向かれて、その百間土手の塀の役割とかが、どういう意味があるんだろうかということ。それと、外観上ですね、富岡港のほうから見上げますと、今、工事中ですのではっきりしたことはわからないかもしれませんが、もう明らかに塀の上に路面が出てくる。下から見える状況にあります。１回、町長も直接現場を見ていただいて、変更をする必要がないのか、変更ができるとすれば、どのような方法があるのか、そこら辺も一応確認してもらいたいと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私はもうしょっちゅう見ておりまして、結論はですね、道路が高くなってるんですよ。だから、それができるかどうかは検討したいと思います。道路が高くなってるせい、どんどん舗装したりして。だから、これをやっぱり削ることができるのかどうか、これは今後の課題だと考えております。大分高こうなっとなつてですよ。

○議長（倉田 明君） 検討してください。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、各補助金の管理につきましてでございますけども、これにつきましては、９月の補正で２億８,４８０万円の工事費を、これも見込みということで出させていただきますして、そして補助金につきましても、その金額の６６．７％で計上させていただきますしております。今回の１２月補正につきましては、査定で金額が決まりましたので、その金額によりまして今回補正をさせていただきますしております。

○議長（倉田 明君） ４回目、はい、もう１回どうぞ、最後。

○２番（浜口雅英君） 今、百間土手の件については、当時からすると、路面が上がってるということです。今度、新たに工事をするわけですので、先程ちょっと触れましたように、昔のままをそのまま大事にするということになれば、富岡城周辺の雑木は切ってしまうべきだと。現実には現実としてそれは認めて、現実に合わせてような形での復元をされるべきではないかというふうに思います。

歴史、当時とは変わったから、現状は当時とは変わっている。しかし、新たに手を加えるものは、昔のままですれば、当然ですね、食い違いが出てくるわけですよ。それが外観とか機能とかを考えた場合に、それが適切かどうかという判断をやっぱりされるべきだろうと思います。

もし、まだ変更が間に合うようであればですね、そういう見解の中で役場の行政の皆さんが、皆さんに目を通していただいて、これでいいんだということであればそれ以上のことは、もう既に議会で通った事業ですので、そのことについてはもうあえて言いませんけども、やはり、塀は造ればずっと残ります。資料館も新たになるし、全体的に富岡城の形が昔の歴史に基づいて昔の形に復元されつつあれば、当然、今まで以上の来客を見込んであるわけですので、長崎フェリー、富岡・茂木のフェリーの整備も進んでおりますし、そういうことになってくればですね、後で又継ぎ足しをせないかんとかいうことになればですね、これはもう無駄な税金の使用につながりますので、そこら辺は再度十分検討していただきたいと思います。

それから、あの。

○議長（倉田 明君） はい、もう４回目ですから、これでやめてください。

町長。

○町長（田嶋章二君） これは確かに、歴史上に史実に忠実でないと、私はしょっちゅう見ながら思っておりますので、可能な限り削りたいと思いますが、そこは配管類があるかどうかは課題になってくると思いますので、担当課とよく相談をしてみたいと思います。

それと併せて、歴史上忠実であるならば、樹木類がですね、あるわけがないというのは正確な指摘だと思いますが、あそこは環境省の国立公園の指定地域でございます。只今の法律で切れないようになっております。択伐について、択伐というのは、適切な状態でもう必要でないところを選んで切っていくという意味ですが、卓抜をお願いしますが、これもなかなか我々が言ったような形にはなりません。ですから、これは今法律があるということでひとつ理解をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。神崎君。

○１１番（神崎公顕君） ４件、ちょっとお尋ねします。

２０ページの電源開発調査費の中で、１１の修繕料で給食室の外にある外灯を撤去するというようなことで２２万円上がっておりますけれども、これはソーラーが付いとるあの部分かどうかをお尋ねをいたします。

それから、２７ページの負担金で２５万９,０００円、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金２５万９,０００円ですけれども、これはどのような配分になって保育士に行き渡るのか、その点をお尋ねします。

それから、４１ページの災害対策費で、上津深江避難地の増額が１,０００万円入っておりますけれども、これをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと、これは付け加えになりますけれども、昨日、現地調査を各委員会で行きましたけれども、浜口議員の質問にもありますとおり、道路よりも築地塀が低いというような

ことで、それは町長は、昔のままでして道路が高くなつとるっていうようなことですが、それは誰も知らんわけですね。ただ、見た目ではやはり、基線から眺めた場合に道路のほうが高いということは、ちょっと考えられんような状態だと私は思います。それですからやはり、一部違ってもそのくらいはいいんじゃないかと思います。まあ、私が思うだけで、本当はつまらんとこというようなことでは、もう少し説明をお願いをしたいと思います。

それと、ペーロンの格納庫の前付近になりますけど、石垣を今してあります。それから九大実験場に行った方の3m高さぐらいの土手が20mばかりありますけれども、あそこも石垣を組んでいただいたらもっと景観が良くなるんじゃないかと。あそこも補正でもしてでもそのくらいはした方がいいんじゃないかと思います。

それとあと1つ、温泉センターの下の工事をしてありますけれども、せっかく志岐城址に近いというようなことで、石垣、野石でしてありますけれども、その前に、今度わざわざ間知石で、コンクリートで今、やり替えをしております。ああいったセメントを使わないで石でできなかったのかどうか、そして、わざわざ大きなあの石を隠して、その外側に間知石で今しております。それですからあの間知石はどうしてコンクリにしたのか、石でできなかったのか、その点もお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 20ページの電源開発調査費の修繕料ですけども、あの分につきましては、そこの志岐小の給食調理場前のソーラーが付いてる部分でございます。今、故障をしております、維持費が相当かかりますから撤去をしたいということしております。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 27ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金ですけども、これにつきましては、当初予算で792万円ほど計上しております、この間の各保育所からの申請に基づいて試算をしました結果、予算に不足が出ましたので25万9,000円、今回補正するところでございますが、この補助金につきましてはですね、各保育所の保育士さんの勤続年数なんかによってですね、それぞれ給付をされてるところでありまして、保育士さんが給料が安いというような現状もあるところから、特例的にこうやってその引き上げのためにですね、補助金を給付しているという制度でございます。

○議長（倉田 明君） 41ページ、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 41ページの工事費の補正でございますが、これは平成25年度で上津深江防災ゾーンの工事を実施いたしまして、法面の残っておる事業につきましの工事費用でございます。

○議長（倉田 明君） その他といひましようか、いわゆる築地塀の件と温泉センターの石ブロック、その件について何か担当課、答弁はありますか。

教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 先程の築地塀の高さにつきましては、町長の答弁のとおりでございます。

それから石垣の拡張分につきましては、今後新たな補助事業でありますとか、新たなそういった有効な補助金とか出た場合にですね、今後の計画として考えてまいりたい、検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 温泉センターの法面につきましては、昨年、石積みをはらんでいることが判明しまして、その後、地質調査、それから測量設計を平成25年度で実施をいたしまして、平成26年度で工事を開始したわけですがけれども、当初設計ではですね、水抜きを5本して、水位が低下した後に石積みをもう1回積み直そうというふうな計画でしたけれども、どうしても水が抜けずに水位が低下しないということで、又更に水抜きパイプを実施してですね、石積みでやろうというふうな計画でしたけれども、どうしても水が抜けないというふうな状況になったものですから、石積みは取り外して、積み直そうということはやめまして、その前に今のブロックでですね、造るというふうなことに変更をいたしました。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私が尋ねたいのはですね、なぜコンクリートの間知石を使ったかというようなことなんです。間知石にあわせた野石、石を昔式にしたら、もっと見た目にいいんじゃないかと。あそこも志岐城址にあわせた、やはり景観を必要としますので、コンクリートに塗ってしまったというのは、コンクリート間知にしたために、私たちから見たら何てことをずっとだろうかというような感じがします。

そういったことで、もう言っても遅いわけですがけれども、町長がそういった志岐城址にあわせた景観をつくろう、富岡城にあわせた景観をつくろうというようなその思いはどの程度か、そこを尋ねる。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今の温泉センターの石積みですね。今、商工観光課長がお答えしましたように、最初、石を積み直すというような計画でございました。それで水、当然、今の石垣の部分については、ご承知のとおり、安定計算はございません。ブロック積みとか、そういう部分については安定計算ができますけど、安定計算ができないと。じゃあどうしたらいいかというようなことで、今の請負業者さんとお話しし、そして専門家の測量屋さんとお話をさせていただきまして。最初、石積みでどうだろうかと

そういうようなことでしたら、工期的に間に合いませんような工期になります。これも元金交付金を使用しておりましたので、私も何とかして、じゃあそのコンクリートの、いわゆる河川にしてある石垣の形をしたような型枠はないのかというようなことでしたら、その部分については、今からそれに合わせたような形で作らなければいけないというような事情がございました。何とか今の石を外してできないかというようなことで検討をさせていただきましたけど、水位が6 m以下にどうしても下がりませんでしたので、これを断面的に抑えざるを得ないというようなことで、今の、あれも石垣模様ではございますが、そういうふうな形で施工を一応やってみようというようなことで、とりあえず安全性を確保したような形で、安全性が優先じゃないかというようなことでさせていただきました。

確かに神崎議員がおっしゃるように、環境に整備した部分のやつがあればよかったんですが、どうしても間に合わないの、その点については、今後配慮をしながらいろんな工事の中で進めていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） そういったことで時間がなかったからというようなことですから仕方ないとしても、一度やったことはもう一生そのままでいくわけですね。先程の百間土手の築地塀も一緒です。1回したならばもう手直しはないわけですから、やはり基線から見て道路のほうが高いとか、それから温泉センターにしても、志岐城のほうの整備を今後ずっとされた場合に、コンクリートの石垣になったというようなことで、やはり景観がうんと落ちていくわけです。それですから、もう仕方ないですけども、私は昨日は不満を抱えながら帰ってきたところでした。

終わります。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 今、温泉センターのことが出てますので、35ページに温泉センター管理費というその部分でお尋ねしますけども、今神崎議員がおっしゃいましたように、昨日現場を視察したときにですね、実際、湧水、水出てる部分を触りますと温かいわけですね。これが温泉水のような、素人的にですけども感じたわけですけども、湧水なのか、温泉水か、配管どっか漏れて漏水なのかというその辺の調査は一応したけども、原因追求、なかなか原因がわからなかったという話だったんですけども、例えば今、コンクリートの塀を石垣の前に積んであるわけですけども、このまま、例えばあの工事だけのままで将来的に石積みされた部分がはらんできているっていうことですけども、そのコンクリート塀だけでも大丈夫なのか。又、今後のことを考えて徹底的に湧水なのか、漏水なのかの原因追求はしなくていいものなのか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 水質調査の会社に尋ねましたところ、どうしても地中を通ってきた分については、成分調査は難しいと。やっても思ったような効果が出ないので、最初からそれはもうされない方がいいですよというふうなお話でしたので。

それとあと、漏水のほうはですね、止めましたので、今後その点は大丈夫と思うんですけども、あと水抜きパイプをですね、最終的には1本入れましたので、今後その保守点検を確実にしてですね、詰まらないようにやっていきたいというように思っております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） ということは、漏水ではなく、湧水、湧き水が出てきての水止めが不可能だという判断のもとで現在の工事をされているということですかね。さっき言いましたように、その工事の過程で、過程っていいですか、それを結果的にしても、それを将来的な又はらんでくるとか、そういう不安といいますか、それは大丈夫なんでしょうかね。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） まず、水を抜くことが一番先決で、水を抜いてしまいますと、当然すべり、それから重さというのがございますので、今野崎議員が言われるように、あの辺は全部湧水地帯で今、温泉スタンド、あそこからも出てきております。多くのものが鉄分を含んだやつで、昔からです。あのグラウンドを造ったときも下の側溝に出てきて、今の温泉スタンドを作ったときにも全部下に、あそこは迫になっておりましたので、水抜きパイプを全部100mぐらい引いてあります。

今まではあそこに湧水はなかったんですが、言われるように、最初左側の方がよく崩れてましたけど、今度はあそこはカラカラになって、ちょっとそういうふうな水が出ましたので、今、言われたように上からの温泉水が漏れてるのかどうなのかというのは、1回止めて、きれいにしたら上からの温泉の配管の漏れじゃないというようなことはさせていただきます。

やはり、昔ずっと炭鉱がありましたので、その辺がございますから、今の温泉スタンドの分とできれば私は調査をせろと、試験をせろと言ったんですが、専門家がそういうふうに言うたということやったので、もう1回尋ねまして、言われるように水質調査をやりたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。田嶋君。

○5番（田嶋豊昭君） 私も浜口議員のちょっと関連なんですけど、33ページ、イノシシ有害鳥獣駆除の件ですけども、これは本当に浜口議員が言われたとおり、大変なことであります。だから、一応減額になったのは、免許取得者がいなかったということ

今、課長から聞きましたけれども、やっぱりこれは捕らなきゃ減らないと思うんですよね、どうしても。だからそういう人を努力して増やしていただいて、やっぱりそこら辺も十分考えてやってもらわんばいかんかなということを思っております。

そして、捕獲してでも、職員の農林水産課あたりの人でも、免許をやっぱり取ってもらってですね、その捕ったがどうしようもないっていう、いろんなことを聞いております。この前城下の件でも、行ってもと殺できないというようなことが多くて、山口事務局長を呼んでやってもらったとかいう、そういう経緯もあると聞いておりますので、やっぱり免許がなければできないということが大変です。そういう事を十分考慮していただいて、なるべく多くの人に増やしてもらえればという要望をしときます。よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今後も免許の取得に関して、これは対策の大きな一つの課題として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） ちょっと関連した質問ですけど、さっきの温泉センターの前の温泉水が漏水か湧水かっていう話ですけれども、触ってみる限り温泉ですよ、先程話が出てましたけども。下のいわゆる温泉ボーリングしたところは、今、何ですか、法面に出てきてるところよりも温泉の泉源が低いんですよ。普通ならば、温泉の泉源の方には、今実際自噴してるわけでしょう。そうするとですね、そっちの上までに吹き上がるっていうとはちょっと素人的にも考えにくか感じすつとですけども、温泉水が漏水の試験をしたら漏水はなかったというようなことですけども、ちょっと工事のときに、休館されとったそのときにもどンドン出よったんですかね。水は、そんなとき温泉は当然、泉源から温泉センターのほうには上げてなかったでしょうから、そのときもやっぱり出よったわけですか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） そのときは、まだ法面の工事はしておりませんでしたので、石積みの前には水は出てはおりませんでした。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 出ておりませんでしたということは、いわゆる泉源から水は上げてなかったわけでしょう。上げてなかったときに出てないということは、その漏水の可能性というのは大いにあるような気がするんですけども、そのときにもですね、泉源から温泉センターの方に水を上げてなくても出よったならば、そこから湧水があったという考えもあるでしょうけども、そのときに泉源から上げてなくて水が止まったということであれば、大いにその漏水というのは考えられるつとやなかですかね。

それと触ってみてですね、明らかに温泉じゃないかなってというような気がすつとですよ、あれは。

それでですね、その温泉の成分の成果表があるですよ、温泉水の。それと今出てくるその水を分析をされてみたら、多分同じようになつとじゃないかなって気がすつとですけども。泉源からもしですよ、温泉のその泉源が低いので、上に吹き上がるということはまず考えられんとですけども、もし地下水のそのままの温泉が出てるならば、その成分が全く同じやつが出るんじゃないかなという気がするんです。

漏水して地下水を通して来るならば、ある程度変わるかもしれんですけどですよ、そこら辺はもう1回されてみたらどうでしょうかと思いますけれども。

○議長（倉田 明君） それは、私が言うのも何ですが、一応、温泉水の、

○7番（錦戸俊春君） それ、もう1回ちょっと確認ですけども、休館されたときは出てなかったということですね。

○議長（倉田 明君） いずれにいたしましても確認してください。温泉水かどうか。

いいですね、錦戸俊春君、その件は。

○7番（錦戸俊春君） もう1回確認ですけど、休館したときは出てなかったということですね、水は。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 水抜きボーリングをしていなかったの、そのときは、工事まだしてませんでしたので、ですから表には出ていなかったということですけども。

○7番（錦戸俊春君） だから、ちょっとよかですか。いや、水抜きボーリングは（「漏水検査の検査ばしたろうが。どがんふうにしたかば言わんばいかんとた」と呼ぶ者あり）

○議長（倉田 明君） 特別に、そんならきちっと答えてください。副町長。

○副町長（松野 茂君） 平成10年に建てる前にですね、ボーリングをしてあつとですよ。何m下には水位があるということの断面は残ってます、その当時からですね。だけんもうこれは私の推測の話ですが、その水位が上に上がってきとれば、今の状態のような形になります。だからおっしゃるように、今出てる水をですね、出てる水抜きボーリングしてあるやつと温泉水と温泉スタンドにあるやつ、ちょっと水質調査をさせていただきますので、はい。

そういうことで、誰も今、推測の世界で、最初にボーリングした断面が残っております、平成10年。そのときも下に水位はあるんですよ。それから今度ボーリングしたときにもその水位はちょっと上がってます。だから、その水が温泉の水なのか、どうなのか、今、最初にした分はものすごい鉄分が出口から出てます。そういうことでちょっと

3カ所、水位の検査をさせていただきますので。

漏水は、ちょっと私は立ち会ってませんので、漏水の検査はちょっと課長の方から答えさせていただきます。

○議長（倉田 明君） そんならその件について商工観光課長。

もう、よんにゆ言わんちゃよかけん、ちょっときちつと言いなっせ。

○商工観光課長（立山清剛君） 平成25年度末にですね、漏水の検査をいたしました、その分について上から水を落としたらですね、水を落とした排水については配管ごととに止めます。止めて、その部分が確実に側溝の方に流れているというような形での調査をいたしました。先程副町長も申されましたように、次年度につきましては、その水分についてですね、成分について、きちんとした調査をですね、実施したいというふうに思っております。（「漏水の検査した結果はなかったかい」と呼ぶ者あり）

○議長（倉田 明君） 何か追加の答弁ありますか。はい、そういうことでもう、特別に。

○7番（錦戸俊春君） 漏水はですね、極端に言えばですね、今ポンプを上げよるけんでそれを止めました。漏水は止まりませんでしたなんて、すぐにはわからんと思うとですよ。あれだけの距離があれば1日以上はかかると思う、水がなくなるまで。すぐは絶対なくならんと思うとですよ、あれだけの距離があったらですね。

ただ、パイプから漏れとるか漏れとらんかは、そこでやったらわかつてですけども、あれだけの地下水に含まれてのことですので、やっぱり1日、2日ではですね、恐らく送水管を止めたけんで、1日、2日で水が止まるっちゅうことは考えられんと思うとですよ、何日もおかんと。そうせんとですね。いわゆる、その土質に含んだ水がずっと染みて出てくるわけですので、1日、2日じゃ恐らくわからんですよ。

○議長（倉田 明君） そういうことを含めて、ひとつ検査をしてください。

他にありませんか、錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。

1点だけ、41ページの件でお尋ねをいたします。

先程の神崎議員の質問で、上津深江の防災ゾーンの件だというようなことでした。あつ浜口さんやったのですかね。

そして、これはもともとは本体工事をされるときに、上の法人の方との関係プレーがうまいこといってけば、これは本体工事の部分でできとった部分ですね。工事の手续としてはね、そうですね。

そうしますと、その当時の国の補助金があったと思うとですよ。要するに、町長がいつも言っておられる有利な起債で進めるというふうな事業の一部だと思うとですよね。ですから工事の連携がうまくいってれば、町の一般会計の持ち出し分は少なくて良かつ

たと思うとですよ。ここで一般財源が1,089万円、これはほぼ全額でしょう。1,089万円、全額町の一般財源出した形ですよ。ですからこれは、これまで事業を進めるにあたって、いろいろ農地関係の手續もそらあったでしょう。ただし、これがスムーズにいったら、この1,089万円を町の一般財源の持ち出しをどこまで圧縮できたのか、お尋ねしたいのはそれがまず1点と、この1,089万円で予定されている工事というものは、その法を完成させるだけの工事なのか。これは、東側の今の町道から入ってくる進入路、又あそこも工事をせないけませんね。それから、あそこの手前の更生園に上っていく、あそこの道路の舗装もまだできておりません。そういった工事も含んだだけの金額なのか、どうなのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、錦戸議員からご質問ありました、まず1点目のこれにつきましては議員おっしゃるように、農地法の関係で、この部分がどうしても一体となった工事ということで、今年度、今回の工事にさせてもらったわけですけども、これにつきましても、今まで申し上げますとおり、福祉ゾーンの中の一体化とした工事というその中で、どうしてもこの工事を完成させなければならないということで、今回計上させていただいたところです。

続きましては、2番目の工事内容につきましてでございますけども、これにつきましては、今回の工事はこの法面の残っております分の工事でございます。今、議員のおっしゃられた進入路の舗装等につきましては、今回の工事の中には入ってはおりません。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 錦戸久幸議員のご指摘のとおりでございます。最初は、この工事も緊急防災対策債の中に入っておりました。入っておったから、入るんじゃないかということで県とも交渉をさせたわけでございますが、なかなか認めてくれないって。私も釈然としないままここに至っているわけでございますが、工事はしなければなりませんので、こんな形になっております。大変申し訳ないと思っております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 1回目の質問のお答えが、まだ完全に返ってきておりません。ただし、質問回数は、議長2回目ですよ、もう。

それで課長ね、私が1点目に尋ねたのは、今回は、純然たる一般財源で町がしなければならない、補助事業のときには、有利な起債という触れ込みでこれしてあつたですよ。ですから、国の補助と町の持ち出し分、その割合があつたと思うとですよ。

今これは、私たちは全額を一般財源でしようとして予定をしてあるわけですよ。その金額です。もし、当初の有利な起債の事業ならば、幾らで町の持ち出し分を収めたのか、それを尋ねるわけですよ。

○議長（倉田 明君） 今の質問、先程もあった質問ですが。企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） この部分につきましては、昨年度ですか、しました緊急防災債ということで7割を交付税措置があるというような財源とする予定でありましたけども、さっき土木管理課長が申したとおり農地法ですか、それで引っかかったということで県と再三、交渉はしたんですけども、とりあえずはその分はそれですよということで、この分はどうしても認めていただけなかったということで、今回一般財源ということで充当をさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） これは当初はそうだったけども、結果としていろんな事情があって、こういったことで収めなければならなくなった。その事情はよくわかります。わかりますけども、ただ私たち議会の立場からしますとね、当初説明されていたこととやっぱり思わぬところで、こうして町の一般財源を出さなければならない結果になったというようなことは、やっぱり議会としても指摘をしておかなければならないと思うんですよ。

それであと、先程言いました東側の進入路、それから手前の更生園の西から上る道路の舗装、これは、まだ上との関連で、舗装はすぐにはできないと思いますが、この法面の工事以外に、あそこで町が予定する工事の金額はどれぐらいになりますか。あと関連の残工事ですたい。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 今、先程申し上げましたように、残っておりますのが、国道から避難地、まずその上までの舗装、約300m分ございまして、その金額につきましては、ちょっと今把握して、まだ積算をしております。

それとあともう1つは、あとの財の尾支線の方からの分につきましてはですね、その辺の舗装につきましては、又どのくらい必要かということは、まだ、今、現時点では積算をしております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） あれだけの事業を予定して、本体工事はもうできとるわけですね。ですから、あそこは私たちが考えるには、もう要するに上の関連がなかったらすよ、並行してできていたら、あそこは既に一連の工事は完成しているはずだと思うんですよ。あれだけのテラス面積も完成をしておりますので、できればそういったことで、東側の進入路も、道路の舗装分も、現実に工事は進められないにしても、それだけにかかる金っていうのは、あれだけ原型ができとつとですから、町はそれだけの予算といたしますか、そういった計算はまずして、担当課は持つとかんばんじやなかですか。

私は、そんなくらいぐらいの事務をしとかなないと、施設は造りました。仮にですよ、災

害が起きたときに、そこら辺の使用度合ってというのは、広場はできたけど、もう全然あそこは使われんやったというふうなことですよね。

ですから、そういったことがありますんでね、やっぱり、その工事は上との関連がありますので、そらできないですよ。ですけども、その金額的なもの、町がこれからそこに工事費として計上しなければならないその金額というのは、私は、もう今の時点では担当が持っておくべきだと思うとですよ。これはもう今、積算がしてないならもう仕方ありませんが、そういったことでひとつ今後のために要望をしておきます。

以上、終わります。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他にないようでございます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第330号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案330号、平成26年度苓北町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、1時30分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後0時22分

再開 午後1時30分

—————○—————

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

なお、山本議員から、途中から出席旨のご連絡をいただいております。申し添えておきます。

—————○—————

日程第12 議案第331号 平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（倉田 明君） 日程第12、議案第331号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） それでは、議案第331号、平成26年度苓北町国民

健康保険特別会計予算（第2号）（案）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億321万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、法律改正に伴う高額療養費見直しにより、国民健康保険電算システムの改修業務委託費を追加するものでございます。

まず、歳入、補正予算の中身について、ご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。款4、国庫支出金、項1、国庫負担金、目3、特定健康診査等負担金の26万円の増額ですが、健診単価等の基準単価の変更によりまして、国庫負担金を増額するものでございます。

7ページをお願いします。款7、県支出金、項1、県負担金、目2、特定健康診査等負担金の26万円の増額は、国の負担金と同様でございます。

8ページをお願いします。款11、繰入金、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金の10万円の減額につきましては、国県負担金等の財源が増額されましたので、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

9ページをお願いします。款13、諸収入、項4、雑入、目5、特定健診等利用者負担金6万円の増額及び目6、雑入の22万7,000円の増額は、集団健診での特定健診と40歳未満の方の健康健診個人負担金の確定によるものでございます。

以上が、歳入補正予算の案でございます。

続きまして10ページをお願いします。歳出補正予算でございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の委託料62万1,000円の増額は、法律の改正に伴い、高額療養費の見直しのため国民健康保険電算システムの改修が必要となりましたので、その業務委託料を計上いたしました。

11ページ及び12ページは、財源内訳の変更でございます。

13ページをお願いします。款8、保健事業費、項1、特定健康診査等事業費、目1、特定健康診査等事業費の委託料9万円の減額は、特定健康診査集団健診分の額確定によるものでございます。

14ページをお願いします。項2、保健事業費、目1は財源内訳の変更で、目2、疾病予防費の負担金補助及び交付金の3万円の減額は、大腸がん内視鏡検診補助金の確定によるものでございます。

15ページをお願いします。款11、諸支出金、目3、償還金20万6,000円の増額は、平成25年度特定健診保健指導の精算による国県負担金返還金と、平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業補助金の精算による返還金の合計でございます。

以上が、平成26年度12月補正の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第331号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第331号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第332号 平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（倉田 明君） 日程第13、議案第332号、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第332号、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ448万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,377万1,000円とするものでございます。補正の主なものは、介護保険法改正に伴う基幹電算システム及び包括支援センターシステムの改修に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入です。款3、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、地域支援事業交付金、増額4万7,000円は、歳出における地域支援事業に対する補助。目3、補助金、増額250万円は、システム改修費、合計500万円の2分の1を補助金として受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。款4、支払基金交付金、目2地域支援事業交付金、増額2,000円は歳出における地域支援事業に対する交付金です。

8ページお願いします。款5、県支出金、項2、県補助金、目1、地域支援事業交付金、増額2万3,000円も、これも同様に地域支援事業に対する県補助となります。

9ページをお願いいたします。款7、繰入金、項1、一般会計繰入金、目2、地域支

援事業繰入金、増額 1 1 万 9, 0 0 0 円は、歳出における地域支援事業補正額から歳入補正額を差し引いた額を一般会計から繰り入れするものでございます。目 3、事務費繰入金、増額 1 7 9 万 2, 0 0 0 円は、システム改修経費等から補助金を差し引いた不足額を繰り入れするものでございます。

1 0 ページをお願いいたします。歳出です。款 1、総務費、項 1、総務管理費、目 1、一般管理費、節 1、報酬、増額 1 万 8, 0 0 0 円につきましては、嘱託職員報酬改定に伴うものでございまして、1 2 ページ以降も同様でございます。節 1 3、委託料、増額 4 0 0 万円でございますが、介護保険法改正に伴い、基幹電算システム改修費用でございます。

1 1 ページをお願いいたします。項 3、介護認定審査会費、節 1 1、需用費、増額 2 6 万 5, 0 0 0 円は、消防分署から包括支援センターまでの光ケーブル敷設費用です。節 1 9、負担金補助及び交付金、減額 1 0 0 万円は、天草広域連合への負担金決定によるものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。項 4、地域包括支援センター運営事業費、節 1 3、委託料、増額 1 0 0 万円ですが、介護保険法改正に伴い包括支援センターのシステム改修費用でございます。

1 3 ページは、嘱託職員の報酬改定に係る補正でございます。

1 4 ページをお願いいたします。款 3、地域支援事業費、項 2、包括的支援事業・任意事業費、節 2 0、扶助費 1 5 万 5, 0 0 0 円でございますが、予算に不足が見込まれますので、増額をお願いするものでございます。

以上が、平成 2 6 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第 3 3 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 3 2 号、平成 2 6 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 1 4 議案第 3 3 3 号 平成 2 6 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（倉田 明君） 日程第 1 4、議案第 3 3 3 号、平成 2 6 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第 3 3 3 号、平成 2 6 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出それぞれ 2 億 8, 7 1 0 万 4, 0 0 0 円とするものです。内容は、職員の給与等の改定に伴う人件費の変更及び電気料金の増額が主なものでございます。

歳出の内容につきまして、4 ページをお願いいたします。款 1、水道費、項 1、水道管理費、目 1、一般管理費、節 2 と節 4 は人件費の変更です。節 1 1、需用費は、浄水場の電気使用料の増加及び電気料金の単価の値上げによります電気料金の増に伴う光熱水費 2 0 0 万円の増でございます。節 1 3、委託料は、水道施設管理費委託料の見積残によります 5 4 万 7, 0 0 0 円の減額です。節 1 9、負担金補助及び交付金、退職手当負担金は 3 0 万円の減額でございます。及び都呂々ダム共同管理負担金は、確定に伴いまして、1 3 3 万 9, 0 0 0 円の減額です。節 2 7、公課費は、消費税の納税額不足のため 1 4 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

以上で、平成 2 6 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山下君。

○8 番（山下時義君） 課長にお尋ねいたします。都呂々ダムの負担金が減額になっておりますが、もう少し説明をお願いします。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） ダムの負担金につきましては、今年度、前年度の納付額を一応実績によりまして、精算をするわけでございますけども、昨年の残分といいますか、その分が今年度の負担金から第一期分で減額されたということでございます。

予算、予定で一応納めますけども、ダムの平成 2 5 年度決算によりまして剰余が生じました分を、平成 2 6 年度の今度は負担金から減額するという形で今年度の負担金が決定的しておりますので、その分で減額になっております。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8 番（山下時義君） 毎年度そういうことでしてきたっすかね。初めてのケースと違いますかね。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 毎年そういう形で行われております。

○8番（山下時義君） そうですかね、はい。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第333号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第333号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第334号 平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（倉田 明君） 日程第15、議案第334号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第334号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出それぞれ3億4,246万8,000円とするものです。内容は、職員の給与等の改定に伴う人件費の変更及び電気料金の増額が主なものでございます。

歳出の内容につきましては、4ページをお願いいたします。款1、公共下水道事業費、項1、下水道管理費、目1、一般管理費で、節3と4は人件費の変更です。節11、需用費は、電気料金値上げによる電気料金の増に伴います光熱水費60万円の増でございます。節27、公課費は、消費税の確定に伴う60万円の減額です。

以上で、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第334号を採決します。

本件は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第334号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）については、可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第335号 平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（倉田 明君） 日程第16、議案第335号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第335号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出それぞれ5,080万4,000円とするものです。主な内容は、職員の給与等の改定に伴う人件費の変更です。

歳出の内容につきましては、4ページをお願いいたします。款1、特定地域生活排水処理事業費、項1、特定地域生活排水処理管理費、目1、一般管理費の、節2、給料、節3、職員手当、節4、共済費、節19、負担金補助及び交付金は、給与の改定による増額でございます。

5ページをお願いいたします。款2、公債費、項1、公債費、目2、利子は、長期債の利子の見込みによりまして、14万5,000円の減額です。

以上で、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第335号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第335号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第336号 請負契約〔苓北町役場庁舎空調設備改修工事〕の変更締結について

○議長（倉田 明君） 日程第17、議案第336号、請負契約〔苓北町役場庁舎空調設備改修工事〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案336号、請負契約〔苓北町役場庁舎空調設備改修工事〕の変更締結について。

平成26年9月5日、議案第321号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成26年12月4日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、苓北町役場庁舎空調設備改修工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、変更金額、当初6,102万円、変更270万9,799円、合計6,372万9,799円、4、契約の相手方、熊本県天草市東浜町16番13号、株式会社熊電施設天草支店、取締役支店長、岩本清和。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

それでは、変更点につきまして、ご説明をいたしますので、次の図面をお開きいただきたいと思います。

これは、議会議場の空調でございますけれども、議会議場の空調につきましては、ヒートポンプエアコンの改修で、室外機、室内機及び室外機から室内機への配管も、機種変更に伴い全て更新するようにしています。

その中で、今青の線で書いてある部分が配管の当初の図面でございますが、配管は裏の公用車駐車場に室外機があり、そこから通路は地下を通り、議会棟のこの1階と2階の間を配管ピットの中に収めて、会計課横を機械室の室内機に繋いであります。

今回、施工の段階で議場以外の配管も配管ピットに収められており、新たに今回2本の配管を通す隙間がないということがわかりまして、今の施工では不可能なため、今図面に示しております赤の線でございますけれども、屋外配管に変更して施工しなくてはできなくなりました。そのために、その延長と屋外に付けるということで、保温化粧ケ

ースが新たに増となりまして、増額をお願いするものです。

空調用の被覆銅管につきましては、屋外、この赤と青の差額ですけれども、30m延長が延びました。この設計額が21万円の増額になっております。それから保温化粧ケースですけれども、外をずっと回すことによって直線が85m、それからL型が9個、それから、コア抜きが必要になってきますので、6カ所コア抜きをするということで13万8,210円の増額という形になります。

それと、その次のページでございますけれども、役場内では、途中に庁舎の電力量を監視する制御システムがありまして、電力消費量が一定の数値に達したときに強制的に空調を制御して、電力の供給量を抑えるよう制御システムを整備いたしております。室外機にそれぞれ制御する機がついており、今回、室外機を替えることにより、機器の改修と配線工事が新たに発生したことにより、設計費額で5万5,000円の増額となりました。

一応今回、工期自体は変わりませんが、設計の増が出てまいりましたので、今回提案させていただきまして、ご審議をお願いするところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） これは、一枚目の図面の青い線があるんですね。これは元の配管のスペースだったということですが、これはもう抜き取らずにそのまま放置したままのことになってくるわけですかね。撤去する、撤去の環境はどんなになってるんですか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） これは当初の設計の段階でも、もう抜き取りはせずにその中に通すような設計を組んでおりました。その分の費用というのは見ておりません。抜き取り表でしょう、今の青の配管の部分ということですよね。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） そうすると、抜き取りをすると入ってじゃなかつですか。そこら辺のその抜き取りをすると、入るというようなスペースは出てこないわけですかね。それか、この配管をそのまま使えるということは、もう機種の関係で無理ってということですかね。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 失礼しました。もう抜き取り自体ができないために、そのまま埋め込みっていうごたる形で見えております。

○7番（錦戸俊春君） 当初の設計はどうなっとったか。

○総務課長（岡田晴喜君） 当初の設計もそうです。抜き取りは見ないで。

○7番（錦戸俊春君） 見ないで。

○総務課長（岡田晴喜君） はい、それで、それだけ余裕があるということで見ていたんですが、どうしても入らないという形でこのような増額をお願いをするところです。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 今、工事中ということで、今日は変更ですが、現在工事中ということですね。工期はいつまででしたかね。それと現在の執務室の温度はどのくらいなのか。

それから、図面の2枚目で、赤で4個ありますが、これは当初設計のときのこの制御機は使えなかったのか。要するに、新たに4に増やしてあつてですね。当初設計の場合はどうなっとったのか。以上です。

○議長（倉田 明君） 総務課長

○総務課長（岡田晴喜君） 工期自体は3月24日です。それで、事務室の温度ということですけども、今日の私たちの総務課の部屋の温度計は17℃でした。そういうことでいいですか。

あと、この制御システムについては、当初ですね、設計をちょっと見てなかったということで、付けてあるんですけれども、何と言いますかね、一番初めの役場の庁舎の配管設計で、ちょっと設計しましたものですから、この制御システムというのは何年か前に付けてあつてですね。それで、私もちょっと担当者もこのことをわかっておりませずに、設計のときに業者に指示を出すのがなくて、今回、室外機を新たに替えるということで、どうしても全てを替えなくてはいけないということで発生したところです。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 設計にですね、どこまで満足のいくような設計、いうならコンサルさんとの打ち合わせとかですね。それはどこまでなのかということはあるんですが、先程の補正からずっと設計がどうなのか、設計ももっとよくコンサルさんと、あるいは現場とよく打ち合わせをすべきだということが言われておりました。又、そういう事例が出てきましたので、今後はくれぐれも新年度予算のときに、自分も意見を言えるかどうか分かりませんが、くれぐれもそういうことがないような形でしてもらいたいと思います。

それから、執務室はここが17℃かどうかはわかりませんが、17℃あればよかつたでしょうが、例えば夜間に役場を使った会議をするとか、あるいは他から役場を訪ねて来られるとかっていう人たちに対しては、まあ、住民の皆さんが来られたときも一緒ですが、通路とか何とかがやっぱかなり冷え込む可能性がありますので、やはり、工事期間中は、予備の暖房機をですね、準備することはできないのか。

例えば、車を車検に出した場合は代車、これが有料なのか無料なのか、いろいろサー

ビスでしてくれるのかどうか、いろいろありますけれども、やっぱり、そこら辺まで、ここ暖房機が使えない。夏にすると冷房機が使えないわけですので、特に苓北町は、再三再四言うとりますが高齢者が増えているという状況があります。当然、若い人よりも高齢者の方が体力はないわけですので、やっぱりそういう部分についてもですね、これもどこまで、何度まで保てばいいのかという問題はあろうかと思いますが、それは役場なりで十分検討をしていただいて、予備の暖房は、あと3月までとすれば、まあ3月入るとよっぽど良かと思えますけども、1月、2月が一番寒い時期になりますので、そういう部分も配慮されたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 一応この空調の改修をするときに、私たちもちょっと時期というのを非常に考えまして、夏の暑いときのやはり冷房用はちょっと大変かなということもありまして、冬はちょっと着込んでいただければ少しは防げるところもあるということもありまして、この期間にやっております。

それで、今、選挙等もございますので、期日前の選挙等もございますので、そこにはちょっとストーブを置いたりというような形でさせていただいております。

あと、夜間の会議等については、暖房施設のあるところの他の施設あたりの利用を進めたりというような形ですね。それと、なるべく業者さんの方にも早く仕上がるようなお願いはしておるところです。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 今、総務課長の話のとおりですね、誰も寒うなれば着込むわけですけども、やはり役場庁舎の管理者は、来客者に対して、十分手当をしてほしいと思いますし、仕事するにあたって、あんまり寒かればですね、仕事も指もよくまわりません。口もまわりませんので、やっぱり仕事がよくできるような環境はつくるべきだと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第336号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第336号、請負契約〔苓北町役場庁舎空調設備改修工事〕の変更締結については、原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

—————○—————

日程第 18 議案第 337 号 請負契約〔苓北町体育センター耐震化工事〕の変更締結について

○議長（倉田 明君） 日程第 18、議案第 337 号、請負契約〔苓北町体育センター耐震化工事〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第 337 号、請負契約〔苓北町体育センター耐震化工事〕の変更締結について。

平成 26 年 7 月 14 日、議案第 303 号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成 26 年 12 月 4 日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、苓北町体育センター耐震化工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、当初 5,870 万 8,800 円、変更 269 万 9,705 円、合計 6,140 万 8,505 円、4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐 30 番地、株式会社横山建設、代表取締役、横山森茂。

提案理由、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。又、変更箇所を示した図面については、昨日の三常任委員会視察の折、配布したものを改めて机の上に配布をさせていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、補足説明をさせていただきます。今回の耐震化のための鉄骨等の補強箇所については、当初計画どおり変更はありませんが、耐震改修関連工事、内外部、そのた改修工事で行う箇所について、現況確認の結果を受けて施工箇所の追加、現況どおりの仕様への変更を行うものでございます。

主な増減箇所として、まず、外壁タイル張り替え工事において、既設、既下地の腐食等が著しいため、当該既下地の取り換え交換施工の追加による経費 27 万 8,300 円の増。軒天井貼り替え工事において、既設天井下地の腐食が著しいため、当該下地改修施工の追加による経費 51 万 6,400 円の増。防水工事において、当初計画していなかった既設屋根、軒樋に腐食による穴が見られ、雨水が軒裏に漏れている状況であり、既設の笠木も劣化が見られている状況であったため、軒樋及び笠木の新設改修施工の追加による経費 28 万 3,000 円の増。又、このための外部足場工事におきまして、枠組み足場を幅 900 mm から 1,200 mm 幅へ、期間を 3 カ月から 6 カ月使用への変更による経費 98 万円の増。以上が、増額となる主な箇所です。

次に、減額となる主な箇所につきましては、内部壁タイル工事において、現地精査の結果、割れ等の劣化、下地の腐食等も見られなかったため、張り替えを行わないこととしたことによる経費 61 万 8,900 円の減。建具工事において、2 階ギャラリー下部の窓、26 カ所の建具クレセント部品交換工事において、ガラス撤去交換も含めていたものを、ガラスは現況のままでも建具補修が可能であるため、ガラス撤去取り付け関連施工費 62 万 760 円の減。その他工事といたしまして、既設の暗幕カーテン、ステージ枠幕カーテンは、全て取り換えとしていたものを、これも現地精査により、東西ギャラリー分とステージ枠幕分は状態が比較的良く、現況のものをそのまま使用することができるため、このため関連施工費 127 万 3,180 円の減、以上が減額となる主な箇所でございます。

その他、外壁板の撤去、再取り付け箇所の増や既設地窓カーテンボックスの取り換え塗装から補修塗り替え塗装への変更による減などを加減いたしまして、差し引き、直接工事費で 211 万 4,860 円の増となり、これに共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税相当額を加えた 269 万 9,705 円を増額変更するものでございます。

なお、工期につきましては、当初は平成 27 年 2 月 10 日までとしておりましたが、説明いたしましたように、軒樋及び笠木新設改修施工追加等による日数を考慮し、平成 27 年 3 月 6 日まで工期を延長するものでございます。

又、昨日の三常任委員会視察の中でお話がありました玄関ポーチへの歩行用スロープ設置につきましては、本工事と併せて施工できるよう検討いたしてまいりたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。山下君。

○8 番（山下時義君） ちょっと課長にお尋ねします。

私は、最初の予算審議の中でですね、音響施設ですよ、これが非常に福祉大会とか、あるいは慰霊祭とか大きな町の行事があるわけですが、非常に悪かったのでですね、その点は十分配慮して工事をしてくださいというお願いをしておりました。只今のお話の中にはそれが入っていないと、このように受け止めたのですがどうなってますか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 音響設備につきましては、別途設備関係の業者の方に見ていただきまして、既に調整をさせていただいております。

○8 番（山下時義君） 調整で済んだわけですか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 今のところ、機器も比較的に新しいという状況の中で調整をさせていただいて、済ませております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第 337 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案 337 号、請負契約〔苓北町体育センター耐震化工事〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 19 議案第 338 号 請負契約〔町道赤仁田線災害復旧工事〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第 19、議案 338 号、請負契約〔町道赤仁田線災害復旧工事〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第 338 号、請負契約〔町道赤仁田線災害復旧工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成 26 年 12 月 4 日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、町道赤仁田線災害復旧工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、6,726 万 2,400 円、4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町都呂々 916 番地、前川建設株式会社、代表取締役、前川敏士。

提案理由、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。平成 26 年 7 月 6 日から 8 日の梅雨前線の影響により、苓北町全域で豪雨が発生いたしまして、苓北町で時間最大 100 mm、24 時間雨量が 322 mm と記録的な豪雨があり、町道赤仁田線は、道路路肩延長約 40 m が、道路下耕作地もろとも崩壊し、約 30 m 下方の赤仁田川を崩壊土にて閉塞いたしました。

被災の原因としましては、赤仁田川の流水によりまして、河川の右側斜面の末端部を浸食したことによりまして、河川が崩壊いたしまして、同時に町道の擁壁背面の表層水の流入によりまして、擁壁の基礎が流出したことにより崩壊したものと考えられます。

町道赤仁田線の工事につきましては、被災金額が2,000万円を上回るため、事前に県庁河川課と打ち合わせを行い工法を検討いたしまして、10月8日に災害実施本省の査定が行われ、承認されました。

工法につきましては、EPS工法、背面抑止工法で、FRPパネルをアンカーにより締め付けることにより、道路の背面の地山を安定させまして、化成材料でありますEPS、発泡スチロールを土の代わりに用いる同工法で、軽量なため現況地盤への影響が最小限に抑えられ地盤の安定化を図るもので、経済的、工期の短縮などを比較し、工法協議の上採用いたしました。

当該道路は重要な生活道路であり、道路斜面下方の赤仁田川周辺、下流域には田園が存在しており、道路、河川、共に崩壊防止対策として安全性を確保することが必要であるため、被災箇所の災害復旧工事を行うものです。

それでは、次のページをお願いいたします。図面の右の上の方にページ番号を付けておりますので、よろしくお願いいたします。

1ページ目でございます。1ページは、ちょうど赤仁田線復旧工事の平面図でございます。この図面の下の方に赤く着色してありますが、今回の町道赤仁田線の被災箇所、復旧延長は41.4mです。中程の波線の部分につきましては、これは赤仁田川でございます、左側が上流で右の方の下流へ流れております。

次の2ページをお願いいたします。これは、今回、工法を協議の結果、採用いたしますEPS工法の標準断面図でございます。この掘削整形した地山を土砂分につきましてはFRPの性能格子枠、下側の風化けつ岩分につきましては、コンクリート吹付を行った後に鉄筋挿入を行い、ハンカーで引かせ地山を安定させます。この地山の斜め部分を安定させました後にこのEPSのブロックを設置するものでございます。このEPS同士につきましては、緊結金具で固定をいたします。

次のページをお願いいたします。3ページから5ページまでにつきましては、横断面図でございます。横断面図の3枚につきましては、右の方の赤色に着色しておりました部分が、今回の町道の災害復旧で崩壊した土砂を掘削、それと右側の方が床掘土砂でございます。

恐れ入りますが、3枚めくっていただきたいと思います。6ページでございます。これは、EPS工法の正面の展開図でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。EPS工法の詳細図でございます。このEPS、先程申し上げました発泡スチロール同士は、ここに緊結金具というのが書いてあります。それからL型ピンという形で縦と横の方向にこのブロック同士を固定をいたしております。それから、この右側の方にブロックの表面部につきましてでございますが、これは20mmの壁面台を使用いたしております。

このEPSのブロックにつきましては、一般的な製品は、高さが50cm、幅が100cm、それから奥行きが約2m、200cmの大型の発泡スチロール製でございます。このEPSの発泡スチロール本体の重量につきましては、20kgから30kgということで非常に軽量でございます。

次のページの8ページをお願いいたします。これはロックアンカーの詳細図でございまして、これは一番上段部分のアンカーの詳細図でございます。

続きまして、9ページ目をお願いいたします。これは、EPSのブロックの背面の展開図でございます。この展開図で下側の灰色で斜め線で記載してある部分が、これがモルタル部分でございまして、この部分につきましてはモルタルを吹き付けた後にアンカーで止める部分です。そして、その上の着色してない部分でございしますが、これは土砂部につきまして、FRP製の格子状の枠を張りまして、それをアンカーで引っ張るようになっております。

続きまして、最後の10ページをお願いいたします。これは、6ページのEPSの展開図でございしますが、町道の災害部分の終点部につきましては、既設ブロック等のすり付きが必要でございます。その分につきまして、EPS工法のすり付き部分を既設ブロックで覆うものでございます。

以上が、町道赤仁田線の災害復旧工事の内容でございます。

審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、本工事の工期は、議決の翌日から平成27年3月25日までとなっております。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

なお、本工事の請負金額につきましては、標準工期は196日でございまして、正月、年末等の休暇を考慮いたしますと、平成27年6月までの工期が必要であると存じますので、この点につきましては、平成27年度への繰り越しを予定しているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山下君。

○8番（山下時義君） この1件目はですね、提案理由のところ、1、2、3、4とありますが、5番目にですね、工期を記入するのが正しいんじゃないかなと思いますが、常にこの工期についてはですよ、工事ごとに以前から質疑がありまして、執行部から答弁があるというようなことでありますが、この点は文章の流れとして、工期ははっきり明記する必要があるんじゃないかなと思うところでございます。

それと、課長の説明で、非常にあの場所はですね、生活道路なんです。大変住民の方も迂回をして、現在、子どもたちの通学あるいは農作業等々にですね、不便を来しております。それを短縮するために発泡スチロールですか、そういう工法でなるだけ工期

を短くしてやるんだとこういう説明がありましたが、それは非常に良いことだと思います。

そこですね、この工法で苓北町でやっているのは、初めての工法であるのか、あるいは過去にですね、どこかこういう工法でやった事例があるのか、この2点についてお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） まず1点目の工期を入れる必要があるのではないかというようなことでございますが、示された様式の中には、工事名、契約の方法、そして金額、契約の相手方、この4つは必須でございます。工期については、入れる必要はないとうたっておりますので、今までもこういった様式で提案をさせていただいております。

それで、文言等によって工期はいついつまでですよというようなことで追加をさせて、お話をさせていただいてるところでございます。工期は入れる必要はないというようなことがうたっておりますので、工期は一応入れておりません。

今までも入れた、ずっと前からのあれも入っておりませんので、なぜ、私も入っていないのかなと思って、こう見たら、入れる必要はないとそういうふうな様式にうたっております。

以上で、1番目の回答にさせていただきます。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、山下議員から2点目のご質問で、過去、苓北町でこの工法を使ったかと。私の知る範囲では記憶にございませんけども、ただ、以前、松島町ですね、有料道路の下の旧道を通りましたときに、国道の改良工事をされたときに、EFP工法発泡スチロールをですね、積み上げられてしたという現場を確認、熊本に行く途中ですね、そういう現場を見たという記憶はございます。ただ、苓北町につきましては、この工法につきましては、ちょっと私、今記憶が、私の知っている限りではありません。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） 今、副町長からですね、工期を入れる必要がないと、それで自分たちは工期を入れないのだとそういう答弁であります。その根拠がですね、文書的にどうなってるのか見せてください。それを確認します。

そして、課長、松島町で今実施されている、その箇所は、大体地名はどの辺ですかね。1回見てみたかです。はい。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、申し上げましたのは今ではございませんで、ちょっと10年ぐらい前か何かわからん、記憶にないんですが、以前、熊本に出張したと

きにですね、松島の知十橋のずっとまっすぐ行きまして1キロぐらいのところで、急に国道で小学校ですかね、あれは。上り坂のあつとですよ。そちらの上り坂の改良ですね、この発泡スチロールを並べて、この盛土をされておったというような、そういう昔の記憶ですけども、申し訳ありません。その範囲です。

○議長（倉田 明君） はい、いいですか。

○8番（山下時義君） そういうふうに書いてありませんのでちょっと。

○議長（倉田 明君） 後で見せてくださいってやったから、見せらすとでしょうもん。

その知十橋のところは、後で又聞いてください。お願いします。

町内では初めてだということだそうです。

ほんなら、ちょっとその辺ば、補足してください。天草郡内で、現状的に知っている範囲で、施工について。

○土木管理課長（益田大介君） 天草郡内で頻繁に、一般的にされとるかどうかちょっとわかりませんが、この工法につきましては、国土交通省の新技术、ネチスといいますか、何かそういうような工法の中で、新しい技術として採用されているということを記憶しております。

○議長（倉田 明君） いずれにいたしましても、町内では初めてだそうです。

他にありませんか。錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） ちょっと1点だけ。これ、耐用年数というのは何かあるんですかね。この発泡スチロールのブロック、要するにあのEPSブロックの。それと強度はもう計算してあつとでしょうけどですね。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 耐用年数につきましてはすみません、ちょっと今わかりませんが、ただ強度につきましては先程おっしゃられたように、計算して強度と度といいますか、上の荷重に対しましてのどれだけ耐えるかというそういうことで計算をされております。

○7番（錦戸俊春君） ここ耐用年数が半永久的であればよかばってんですね。

○土木管理課長（益田大介君） 耐用年数については、ちょっと今確認をいたしますので。

○議長（倉田 明君） すぐわかりますか。はい、わかった時点でお答えいただきたいと思います。

○土木管理課長（益田大介君） ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後２時２７分

再開 午後２時４２分

—————○—————

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

土木課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先程の件でございますが、耐用年数につきましてこれを確認いたしましたところ、半永久的であるということでございます。

それと、工法につきましては国土交通省の認定の工法であるということでございます。よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君） １０番、錦戸です。課長にお尋ねします。

図面番号で１０番の図面で、左側の一番下の図面で、防音型側溝という表記がありますよね。これはどういった側溝かなと思っておりましたら、既設側溝撤去・利用と小さい字で書いてあるように見えます。この防音型側溝っていうのはどういったものなのかなと。今まで既設の分もその防音型側溝という名称のものかなと思いましたがお尋ねをします。

それから、先程の軽量の発泡スチロールの、何といいますかね、そういった資材、それはもうわかりましたけども、もし山火事等があったときにも、それは防災といいますか、そういった処置はしてあつとでしようかね。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今の防音型につきましてはですね、側溝蓋が丸くなっておりまして、ガタガタいわないようなタイプであると思います。

それと、発泡スチロールにつきましては、土中にございまして、その火にあうっていうことは、土の中でございますので考えられないと思いますが、又、防火面につきましても、それは十分対応できるような構造であると思います。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君） この防音型側溝っていうのは、現在、既設の分がこの製品が使ってあるっていうことで理解していいですね。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） これにつきましては、ここに撤去という形で書いてございますので、既設のは取り壊して新しくこのタイプを施工するというようなことで考えております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君） ちょっと回数にロスがあるような感じがします。

課長いいですか。この図面を見る限りですよ、10枚目の図面です。10枚目の図面の左側の一番下、ここにですね、この側溝の説明書きがしてありましょう。これに防音型側溝と書いてありましょう、ですね。そして下に250×250、これを既設利用として書いてあります。そして、図面の詳細図の説明書きにも、既設の側溝撤去・利用として書いてあつとですよ。ですから、これは今現在、はまってるのをそのまま利用するというふうなことでしょう。

ですから、私が尋ねているのは、今はまっているこの側溝が防音型側溝ですかというようなことをお尋ねしよつとです。その確認ができればいいですよ。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 申し訳ない。そうです、すみません。

改良工事したときに既に今、防音型側溝をですね、設置をされておられて、今、おっしゃったように、今のその側溝を撤去して又、再利用ということでございますので、申し訳ございません、そういうことで再利用ということで、今のが既に防音型というふうな考え方でございます。

○議長（倉田 明君） いいですか。他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、この新工法だと思いますが、これはどこの推薦なのか。コンサルさんの推薦か、国がそのことを勧めたのか。

それから2番目に2ページで、基盤がA1t、A1t-hw、D-Dt、Dtという区分けがしてありますが、これは漢字なり、ひらがなで書けばどういう意味なのか。

それから、FHが172.8、それで新たな構造物の定番は1,000mmですね。で当然、これは斜面と斜面で支えるという形になろうかと思いますが、その接着方法といえますか、支える方法といえますか、どういう形なのか。

それから、出来上がりで、これは全ての構造物を足すと8.15mになろうかと思えます。これを見る限りは垂直ですけども、8.15の道路幅員4mぐらいで、そういうことになります。そういうことで、やっぱ見た感じがかなり厳しいような気がします。

それから、同じく2ページで、全面埋め戻し、通常コンクリートブロックの場合は、掘削して、その1mとか埋め戻しをするわけですが、それはこの前にばあって広がっているここなのか。

それから、このEPS工法に基づくこのブロック、先程1個当たり20kgから30kgという話がありましたが、その確認です。

それから、今話が出た防音型側溝ですね、今の既設のU字溝を外して、それを埋め換えるということの説明のようですが、埋め換えると防音側溝という呼び名に変わるのかどうか。

それから、この工法、1番目に質問した部分と重なりますが、荅北町では、これまで

ＡＣⅠによるブロック、それから盛土にＡＣⅡは非常にコンクリート並の強度があつて非常に優秀なんだという話が、これまで再三再四、町から説明があつております。今回、その工法は採用しなかったのか。あるいは提案しなかったのか。結果的に、国の了解が認めていただけなかったのか。その点について、以上９項目お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） これは、この工法につきましては、設計の段階でコンサルと協議した中で決定をされました。それから、このＡ１ｔという言葉ですが、これは、このボーリングの結果、Ａ１ｔ－ｈｗといいますのは、新生代古第三紀の地層名として、強風化部というけつ岩の優勢互層という、砂れき状の土質でございます。それから、Ａ１ｔ－ｈｗといいますのが、風化部、けつ岩優勢互層で、これは礫状、短柱状という土層でございます。それからＡ１ｔにつきましては、けつ岩優勢互層で、これは岩状の状況でございます。それから、斜面につきましては、先程図面で、８ページでは、一番ロックアンカーという一番上段の部分を書いておりますけれども、この下の９ページのですね、ＥＰＳの背面抑止溝の正面展開図で一番上の赤で丸してある部分につきましては、このロックアンカーということで、４ｍのアンカーを打ちまして、グラット注入をいたしまして実施いたします。

それから、この下の四角に青の点で真ん中してありますが、これにつきましては、先程申し上げましたように、泥をＦＲＰ製の枠で抑えまして、それを２ｍのアンカーで押さえるようになっております。それから、この下の方のモルタル分につきましては、モルタルの上にこのアンカーを２ｍ打ちまして、この土質を押さえるということで考えております。

それから、このＥＰＳ溝のブロックの重さについてでございますけれども、これはそれぞれＥＰＳの２ページの標準断面図です、右の下の方にＥＰＳのブロックのＤの２０、それからＤの２４Ｈ、Ｘの２９という形で書いてありますが、これにつきましては、それぞれ重さがございます。ちょっと確認いたします。

このＤの２０につきましては、今、カタログが、こちら資料が確認できませんので又、お知らせいたします。

それから、この側溝の防音型につきましてはですね、先程申しましたように、今据え付けてありますブロック自体が、この改良工事が行われたときにその防音型で設置をされておりますので、それをそのまま又、流用するというようなことで、先程お答えいたしましたとおりでございます。

それとなぜ工法が、ここにＡＣⅡでなくてこれを受領したかというようなことでございますが、まず、この施工につきましては、非常に狭い道路でございまして、それと先程申し上げましたように、工期をできるだけ短くしたいというようなことと、あとこの

土質等も勘案した中で、この工法が決定されたと考えております。

それと、あくまでもこれにつきましては、先程申し上げましたように、県の河川課と協議いたしまして、この査定のときにもこの工法につきましては承諾していただいておりますのでございます。

それと申し訳ございません、単位体積重量でDの20が1 m³当たり20 kg、それからDの24Hが24 kg、Dの29が1 m³当たり29 kgということでございます。

○2番（浜口雅英君） 議長、あと1回質問させてください。

○議長（倉田 明君） 途中ですけども、浜口君

○2番（浜口雅英君） まず、再質問の中ではですね、全体的にまず再三再四、これ先程の部分でも言いましたが、やはり現場の責任者は、その設計についてはですね、十二分に、あっ失礼しました、十二分とは言いません、十分に理解をしてほしいと思います。

それでまずお尋ねしたいのは、2ページでA1 t、けつ岩とか、そういうものが出されておりますが、我々に説明いただくときは地盤がどの線で、高度がどの線なんだという程度あればですね、けつ岩であろうが、風化けつ岩であろうが、そんなところはあまり専門的なことは私たちはわかりませんので、ただ、ここは地山で、地山の上にこのブロックを乗せるんだと。その先は崩土だから、崩土にはかかっていないけん安定しとりますと。まあ、私が答えたっちゃ何もならん。そういう答えがいただけるかなというふうに思っておりました。

それから、このブロックの重さはですね、先程20から30という説明がありましたので、それはこの2ページの右の欄の中に記載されます。私がお尋ねしたのは、20から30ということだが、寸法はどのくらいなのかと。この図面からいくと、高さが50 cmですかね、幅がずっといろいろ斜面になっていますので、一番大きいので4 mぐらい、一番少ないのは1 mちょっとになっています。それが1体ずつでそう違うのか、それとも表は高さ50 cmの奥行き1 mの幅が1 mとか、そのL型になった部分とあるいは水平になった部分がずっと積み重なっていくのか、そういうことでお尋ねしたかったので、そこは別途に確認させてください。

それから、ACⅠによるブロック、ACⅡによる背面盛土は、打ち合わせは設計者と協議したということですが、そのときにそういうACⅠ、ACⅡは提案したのか。工期の問題があるというお話もありましたけれども、これまでの町の説明では、ブロックも安いんだと、それからACⅡも安いんですよと。ACⅡは、特にコンクリート並の強度を持っているんですよということがあったので、しかも、その材料は、原料は日に日に何万tと出てくるわけですので、そういうものの検討はされなかったのかということです。

○議長（倉田 明君） 簡単にいいですから、要点だけきちつと言うてください。

○土木管理課長（益田大介君） ブロックの形状につきましては、一番、当初説明いたしました、高さが50cmで、それから横が1m、奥行きが2mですね。それを基準として組み合わせていくということで認識をしております。

それから、ACⅡの問題につきましては、当初触れておりませんが、この土質の関係等がございまして、この地山をまず安定させて、そしてあとの道路につきましては、自立をさせるというような、そのために軽量のこのEPS工法、発泡スチロールを使うということでこの設計をしております。ですから、その地山のことを考えまして、EPS、特に斜面でございまして、ということで検討いたしましたところでございます。

アッシュクリートにつきましては、この現場状況の中では検討はいたしておりません。

○議長（倉田 明君） それば、早よう言えば良かったたい。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 副町長に、土木の超ベテランであられると思います。ここで、この2ページの断面ですね。地山と崩壊部分のラインは、どのラインになるんでしょうか。実線があつて、DとD-Dのあい中の破線があります。ここが崩れ線になるのかどうか、それをお尋ねします。

それから、構造が2mのものをを使うということですね。これは幅が2mですか、奥行きが2mですか、奥行き。

○土木管理課長（益田大介君） 奥行きです。

○2番（浜口雅英君） 奥行きであればですね、一番下は1mしかなかいですよね。これ切って使うわけですか。

○土木管理課長（益田大介君） そうです、はい。

○2番（浜口雅英君） これ、切って使うと。

○土木管理課長（益田大介君） はい。

○2番（浜口雅英君） 本当にや。あつじゃあ、すみません。本当にですか。

（「質問には、全部終わってから答えるって」と呼ぶ者あり）

○2番（浜口雅英君） そんならまだ続きが。

ACⅡを利用したエコアッシュの材料を検討しなかったということですが、やはりこれは地産地消の部分もありますので、他所に持って行って怒られるよりも、地元に使ったほうがいいのではないかと。やっぱり、今後こういう部分についてはですね、当然、地域、流域の皆さんの了解も必要な部分があるかと思いますが、できるだけ公共工事にはそれを採用すべきと。

もし、採用しないということであれば、しかもですね、このACⅠ、Ⅱの利用にあたっては、いろいろ町の議会の中でも、強度が大丈夫かとか、そういう問題提起もされて

おります。これは国庫事業ですね、災害復旧事業は。当然、国土交通省も専門官がその材料の強度について検討するわけですので、これは絶好のチャンスだったじゃないですか。このときにこれを提案して、強度も大丈夫なんですよと、しかも、材料は地元にあるんですと原料は、ということにすれば、いろんな町民の皆さんから疑義が出ても、これは国が認めた製品なんですということ、堂々と使っていていいと思います。

私たちも、私もこれまで、これはJ I Sの規格を受けなくてもいいのかで、そういうものを公共工事に使っていていいのかという質問はしております。

これは、やっぱり絶好ですね、国の、何て言うんですか、印籠をいただく、葵の印籠ですよ。これを見せれば誰も文句を言えない。そういう絶好のチャンスだったのに、なぜ採用、提案しなかったのかということがあります。

終わります。以上です。

○議長（倉田 明君） 簡単明瞭に要点だけ答弁してください。土木管理課長。

○2番（浜口雅英君） いや、今、3回目の質問ばしたけんですね、それに対する答えばしてもらわんば。

○議長（倉田 明君） 重複した答弁はいりませんから、今の部分で該当する部分の質疑だけで答弁してください。

○土木管理課長（益田大介君） この図でD tというところは、これが崩せき層で、今回の災害で崩れた部分がD t層ということで考えております。

それから、このアンカーにつきましては、A l t-wとA l t-h w、この層にアンカーを、計算上挿入しておるところです。以上です。

○議長（倉田 明君） 他に追加答弁ございませんか。はい。

○2番（浜口雅英君） もう3回たつとりますので、座って言います。

○議長（倉田 明君） もうよか。

○2番（浜口雅英君） いや、大事なことです。

○議長（倉田 明君） いや、大事ばって、もう4回も5回もなればあれですから。

○2番（浜口雅英君） いや、3回目です。

○議長（倉田 明君） いや、4回目です。

○2番（浜口雅英君） 絶好のチャンスですよ、そこについて町の。

○議長（倉田 明君） そこば、今、尋ねよったい。追加答弁で、国のいわゆるお墨付き的なものをいただける機会じゃなかったかということについて、執行部から、それについての部分だけ何か所感のあれば答弁してください。

○2番（浜口雅英君） なかれんば、よかです。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第３３８号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３３８号、請負契約〔町道赤仁田線災害復旧工事〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２０ 議案第３３９号 苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（倉田 明君） 日程第２０、議案第３３９号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第３３９号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、第２４４条の２第３項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。平成２６年１２月４日提出、苓北町長、田嶋章二。

１、公の施設の名称、苓北町老人福祉センター、２、指定管理者となる団体の住所、熊本県天草郡苓北町志岐１０１０番地、名称、苓北町農業協同組合、代表者、代表理事組合長、溝上直氏でございます。３、指定の期間は、平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの３年間となっております。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。本施設につきましては、指定管理者制度発足当初から苓北町農業協同組合に施設の管理、運営をお願いしているところでございます。

今年度いっぱい指定管理に係る契約が切れるところから、今回の指定管理の見直しに際し、広報れいほく並びに町ホームページにて公募に図った結果、締め切りまでの間に、１０月３１日までですが、苓北町農業協同組合以外に応募はございませんでした。

１１月１１日に担当課においてヒアリングを行い、これに基づき１１月１９日に開かれた選定委員会において評価を行いました結果、引き続き、苓北町農業協同組合にお願いすることといたしました。

又、本施設においては、平成１８年度から在宅老人のデイサービスセンターとして一般高齢者と特定高齢者の介護予防通所事業を実施しているところですが、その業務は現

在の指定管理者である苓北町農業協同組合が実施しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 今までも、これでずうっと出とったわけですが、こういう形ですね。この計画書には、受託金額といいますか、そういうものは出されてないのか。そして、それは評価点の中でどのような位置付けで、もし出とるとすればですね、どういう位置付けになっているのかをお尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 町の基準価格としましては、税別で1,125万円の提案をしまして、示しまして、業者につきましても、同額で応募があったところでございます。

この総括表につきましては、項目評価の上から3段目に事業計画書の内容が、官の業務に係る経費の縮減を図れるものであるかどうかについて書いてありまして、150点満点で150点というところで、下回っているっていいですか、同額ではありましたがけれども、そういうことでそういった採点になっているところです。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸俊春君

○7番（錦戸俊春君） この点数の中でですね、類似施設の良好な運営した実績はあるかということで、これは20点満点の15点でちょっと低いような感じがするんですけども、ここはずっと以前から管理されてきたところで、このやはり運営の面で何か今までに良好でなかった点があったのかどうか、というのを1点と、それと、一番下の労働保険の加入の有無。これは加入していれば、25点満点になっていいんじゃないかなという気がするんですけど、他の、これからずっと指定管理者が出てきますけれども、これらの中もずっと点数が下回っているんですけども、ここら辺は何か他に町で25点満点の中で、他にも加入があればというようなのが、何かあるんですかね、町の方で。

この中でですね、1件だけが25点の満点があるんですよ、最後に町民総合センターのところで出てくるんですけども、ここら辺の点数の見方っていうですか、捉え方っていうですか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） この評価につきましては、私を含めまして5名の評価になっておりまして、満点が、例えば労働保険につきましては5点ですよ。5点が5人で25点ということなんですけれども、4点がおられたということで、そのような点数になっているということです。

その上につきましても同様にですね、全員が満点を付けなかったということでこうい

うふうになっております。

○7番（錦戸俊春君） 満点を付けなかったというとは、何か。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 例えば、他に何か事業所でいく、他に障害があったときに加入する、出るような保険は、任意でかかるような、そういうふうなのも町で予定してあれば、これがちょっと、下がるのが当然かなという気がするんですけど。一般的に、労働保険に加入しておれば、これで全ての保険はクリアできるというような理解はすつとですけれども。その1点の減点っていうのが何かちょっと理解しにくかったものですからですね。普通、満点っていうのが一般的かなっていう気がするんです。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 1点から5点までありまして、劣っているから、やや劣っている、普通、優れている、非常に優れている、という中で、それぞれの委員が点数を付けたという結果ですので、それがここに入っているというようなことです。

○7番（錦戸俊春君） 満点が普通かなという感じがすつとですよ。0か5か、どっちかっていう感じがすつとですけどですね、加入してあればですね。

○議長（倉田 明君） まだありますか。

○7番（錦戸俊春君） いいです。

○議長（倉田 明君） いいですか、はい。

何か非常に難しい部分も、答弁も質疑もね、難しいですね。

他にありませんかね。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第339号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第339号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第21 議案第340号 苓北町斎場の指定管理者の指定について

○議長（倉田 明君） 日程第21、議案第340号、苓北町斎場の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 議案第340号、苓北町斎場の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のように指定する。平成26年12月4日提出、苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、名称、苓北町斎場、2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町志岐1010番地、名称、苓北町農業協同組合、代表者、代表理事組合長、溝上直、3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由でございます。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。苓北町斎場の指定につきましては、現在の管理が平成27年3月31日までの指定期間となっております。このため、平成27年度から29年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、2業者の申請がありました。申請内容等についての業者ヒアリング、公の施設の指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査した結果、2業者とも町の提案額を超えていたため、選定委員会で町の提案額を見直し、当初申請のあった2業者宛に再募集を行ったところ、1業者から申請がありました。

応募者の苓北町農業協同組合について、再度、公の施設の指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査した結果、指定管理者の候補として選定されましたので、今回提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第340号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第340号、苓北町斎場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第341号 苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について

○議長（倉田 明君） 日程第２２、議案第３４１号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 議案第３４１号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づく指定管理者を次のように指定する。平成２６年１２月４日提出、苓北町長、田嶋章二。

１、公の施設の名称、名称、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機、２、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町富岡２６６１番地、名称、長井商事株式会社、代表者、代表取締役、長井薫、３、指定の期間、平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで。

提案理由でございます。指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理につきましましては、現在の指定が平成２７年３月３１日までの指定期間となっております。このため、平成２７年度から平成２９年度までの３年間の指定期間で公募を行ったところ、３業者の申請がありました。応募者の３業者について、申請内容等についてのヒアリングを１１月１３日に行い、公の施設指定管理者候補者選定委員会を１１月１９日に開催し、審査した結果、長井商事株式会社が指定管理者の候補者として選定されましたので、今回提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。錦戸俊春君

○７番（錦戸俊春君） 町の基準価格を下回っているかということで、Ｃ社だけが満点で、あとはちょっと点数が低かったですけれども、これは町が提示した価格より上回っていたという理解でいいんですかね。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） これは、町の提案した価格よりも下回っておりましたけれども、先程もありましたけれども、満点じゃない価格を付けられた委員さんがいらっしまったというふうなことでございます。

○７番（錦戸俊春君） 下回ってたてですか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） はい、町が提案した価格よりも下回っておりました。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○７番（錦戸俊春君） それは評価の仕方っていうのは、理解に苦しむんですけど

も。下回っていけば、満点っていうような形になるんじゃないですかね。

労働保険のその件からしても、労働保険を加入していれば、もう0点か5点か、どちらかでよか気がするわけです。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） すみません、只今の説明に不備な点がございましたので、再度説明をいたします。

応募された3業者のうち一番低い提案をされたのが、ここのC社でございまして、そこが150点ですね。満点でございます。それから長井商事とB社につきましてが、それよりも4万円ほど高い価格だったということで、これにつきましてが、それぞれ145、145というふうになっております。

○7番（錦戸俊春君） 町の提案より3社とも低かったということですか。

○商工観光課長（立山清剛君） はい。

○議長（倉田 明君） 他には。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） この指定管理制度を活用してするっていうことは、町で直轄でするよりも、要するに年間のコストを安くするというふうなことが大体の眼目だったと思います。そして、なおかつサービスもよくしてもらおうというふうなことがこの制度を採用するときの眼目だったと思うわけですね。

ですから、今度、指定管理者が交代をされることになりましたが、今度、新たに3年間町が支出をするその金と、過去の3年間出してきたその金額の差っていうのは、同じでしょうか。それをまずお尋ねします。同じ金額で、また新たに3年間契約をされるのか、そこら辺を。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 今回は見積りを取りまして、灯油の価格が上がっておりますので、経費の面が上がっております。又、収入につきましても、入館者の減少がずっとありましたので、その分で収入の方は減というような形で算定をしておりますので、前回よりも算定額自体の見込みでは上がっております。

ただ、今後ですね、又選定いただいて、その上で業者と協定書を結ぶわけですが、その点では又、最近では灯油価格の減少とかですね、安くなっているというふうな状況もありますので、その辺をよく検討をしてから又、協定を結ぶようにやりたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。

そういった価格の変動があり得るっていうことは理解できるわけですが、基本的にですよ、基本的に従来の3年間の年間の持ち出しと、今度新契約でスタートする3年

間のその1年間分の同じ期間の経費の差ですたい、それはどれくらいありますか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 収入の減と又、経費の増で今のところの計算では、300万ほど増額になっております。

○10番（錦戸久幸君） これ、1年間で。

○議長（倉田 明君） 1年間でということで。

○商工観光課長（立山清剛君） はい、そうです。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） これは、燃油の値上がりとか何とかいろいろまだ変動する余地があるというふうなことですけども、私たちが一番わかりやすいのは、前年度並みで、要するに同じサービスができるというようなことが一番こうしてわかりやすいと思うとですけども、例えば3業者が申し込みをされましたと、書類提出ありましたと。そういった中で、この実質的には前年までよりも、新たな契約は年間に300万高くなるというふうなことは、それは3業者とも平等に、事前の説明といいますかね、そういった条件は示されてはあると思いますが、その指定管理者制度を運用、活用するという意味からいけば、やっぱりこうして、前年並みぐらいには押さえられるというふうなことが、私は根本的には大事なかなと思いますけども、300万も年間に上げるならば、町で直轄してした方が安く収められるっていうようなことはないんでしょうかね。

これは、もう1つの考え方ですけどね。これば安くするための、やっぱりお尋ねですよ。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） これは、民間のですね、経験とか活力とかを生かしまして、自主事業で、例えば持っておられるマイクロバスとかを活用してですね、団体の方を呼び込もうとか、そういった形でお客さんの増を考えていらっしゃいます。

というところで、今後につきましては、3年間ですね、指定管理になりますけれども、入館者数を増やす努力をされて、又、経費の方もですね、削減する努力をされるという形でですね、そういった形での指定管理でお願いしたいというふうに思っております。

○議長（倉田 明君） 何かまだ執行部の方から補足説明、答弁ありますか。

町でしたほうがいいのかどうか、その点だけでいいんじゃないですか。商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 民間のノウハウを活用したりという点もありますし、なかなか、直営でした部分でですね、その辺がやはり民間の活力というふうな点では優れていると思いますので。

実際、直営でした場合の経費が幾らぐらいか、又、いろいろ入館者数の増とか、いろんな自主事業あたりですね。例えば観月会をやろうとか、カラオケ大会をやろうとか、そういったいろんなアイデアもお持ちですので、そういった面も含めまして、やはり指定管理のほうですね、やっていただければというふうなことでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それはもう良くわかります。ですから、いろいろ不確定な要素もありますのでね。不確定な要素もありますので、やはりこうしてこれを運用していく中で、やはりそのときの状況をよく見ながら、やはりできるだけ町の持ち出し分が少なくなるような、そういった弾力条項といいますかね、そういったことも、ぜひこうして付記していただいて、考慮していただきたいなと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、審査には関わりませんでしたけれども、担当には、まず収入を増やすことをいかに具体的に説明できられる方がいらっしゃるかということ。そして、町の出し前をいかに減らされる提案をなさるかというこの2つをしっかりと見て審査をしてもらうように言いました。

審査が終わったことについては、私はとやかく言いませんが、今、ご指摘のあったように、そして私の考えもそうですが、やっぱり協定の中にある程度入れ込むべきだと考えておりますので、その辺のところは留意をしていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第341号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第341号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第23 議案第342号 苓北町町民センター等の指定管理者の指定について

○議長（倉田 明君） 日程第23、議案第342号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第342号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。平成26年12月4日提出、苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、名称、苓北町町民総合センター等、2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町坂瀬川711番地1、名称、株式会社サンクリーンドリーム、代表者、代表取締役、宮崎宗晴、3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由です。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。苓北町町民総合センター等の指定管理につきましては、現在の指定が平成27年3月31日までの指定期間となっております。このため、平成27年度から平成29年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、1業者の申請がございました。

応募者の株式会社サンクリーンドリームにつきましては、申請内容等についての業者ヒアリング、公の施設指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査した結果、指定管理者の候補者として選定されましたので、今回、提案するものでございます。

なお、株式会社サンクリーンドリームにつきましては、これまで2期6年指定管理をされた実績がございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） この評価総括用表の中で、利用拡大の取り組み内容は適切かということがされております。あそこのコミセンの利用拡大のためには、一部大集会室、特に大集会室の改修とか、そういったものは、この相手方からの提案とか、いろんな相手方の提案、あるいは相手方と町の協議とか、そういうものはされていないのか。あるいは、今後していく考えはないのか、お尋ねをします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） その件につきましては、定期監査の監査報告等にもありましたけれども、施設の老朽化等が進んでいるということで、各施設の管理、維持、運営にあたっては、今後検討されたいというようなこともありました。

そういった中で、ヒアリングの中でも、現在、老朽化が激しい部分、改修した方がいいのではないかとこの部分につきましては、業者からヒアリングを行って、こちらの方でも対応できる分、緊急にしなければならないようなことにつきましては、次年度の予算編成等に反映をさせていきたいということで、計画をしているところでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第 3 4 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 4 2 号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 2 4 諮問第 4 号 苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（倉田 明君） 日程第 2 4、諮問第 4 号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本諮問について、町長の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましての説明をいたします。

このことにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、濱崎幸枝氏。濱崎幸枝氏の経歴につきましては、次ページに掲載してございますので、ご参考の上にご意見を求めるものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉田 明君） 本件について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。お諮りします。

本件は、濱崎幸枝さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、濱崎幸枝さんを適任とする答申することに決定いたしました。

—————○—————

日程第25 請願第7号 「農協改革」に関する請願書

○議長（倉田 明君） 日程第25、請願第7号、「農協改革」に関する請願書を議題とします。

お諮りします。請願第7号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第7号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

それでは、紹介議員の説明を求めます。田嶋豊昭君。

○5番（田嶋豊昭君） 請願第7号、「農協改革」に関する請願書について説明します。

平成26年11月18日付、苓北町議会議長、倉田明様。紹介議員、田嶋豊昭。

請願者、苓北町農業協同組合、代表理事組合長、溝上直。

請願事項については、1、総合事業によるJA事業の展開について、2、准組合員の事業利用・JA運営参画の促進について、3、農協法上の「新たな中央会制度」位置付けの明確化について、の以上3点の実現に向けて、政府に強く働きかける内容の意見書の提出を求め、請願するというものでございます。

本年9月定例会においても、「農協改革」に関する請願書が提出され、採択していただき、国に対して意見書を提出していただきました。その後、11月6日に組合自らの意思に基づくJAグループ自己改革内容に徹底して取り組んでいくことを決定したところです。

よって、5ページの前回の請願の内容と今回の請願内容との違いを、資料として添付しておりますのでご覧ください。

今後、予定されている農協法の改革など、次期通常国会で審議される農協改革については、JAグループの自己改革内容を尊重した上で実施するよう請願事項の実現を政府に対して強く働きかけていただきたいという内容でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 以上で紹介議員の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。これから、請願第7号を採決します。
請願第7号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第7号は採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました請願第7号の意見書は、本日の日程に追加し、提出者、賛成者を定め、追加提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第7号の意見書の提出については、追加提案することに決定しました。

ここで、資料配布のため、しばらくお待ちください。

-----○-----

追加日程第1 発議第16号 「農協改革」に関する意見書

○議長（倉田 明君） それでは、追加日程第1、発議第16号、「農協改革」に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。田嶋豊昭君。

○5番（田嶋豊昭君） それでは、農協改革に関する意見書案。

平成26年6月24日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、政府は、農業の成長産業化に向けて「農協改革」の推進を行っていくことを決定した。

具体的には、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会などの組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行など、幅広い提言がなされており、これらの内容を具体化するための法律改正などが、来年の通常国会で行われる予定となっている。

本町は、これまでJAと密接に連携しながら、農地利用集積・新規就農支援・健康福祉活動などを通じた農業振興・地域社会振興に取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府のとりまとめの如何では、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた活動が困難になり、ひいては、農業者、地域住民、地域社会に対しても多大な影響が出ることが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、JAグループの自己改革内容を十分尊重した上で、下記の事項の実現に対応していくよう、強く求める。

記、1、総合事業によるJA事業の展開について。

J Aの役割は「農業振興」と「地域振興」に寄与することであり、この役割を果たしていくためには、総合事業（営農経済・信用・共済・生活・福祉等）による多様なサービスの提供が不可欠であることから、今後もJ Aの協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度・法人形態の転換などは、強制しないこと。

2、准組合の事業利用・J A運営参画の促進について。

准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など、「地方創生の推進」「地域のライフラインの維持」を今後図っていくためには、准組合員の事業利用・J A運営参画の促進を図る必要があることから、准組合員に対する事業利用の制限等は行わないこと。

3、農協法上の「新たな中央会制度」位置づけの明確化について。

「新たな中央会制度」は、J Aの経営課題解決や積極的な事業展開への支援を目的とする自律的な制度に転換し、その機能を代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能に集約・重点化していくが、これらの機能を十分に発揮するためには、農協法に規定された上での制度維持が必要であることから、「新たな中央会制度」も引き続き農協法上に位置づけられた組織とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成26年12月5日。

衆議院議長、伊吹文明様。参議院議長、山崎正昭様。内閣総理大臣、安倍晋三様。農林水産大臣、西川公也様。内閣府特命担当大臣、有村治子様。内閣官房長官、菅義偉様。

提出者は、苓北町町議会議員、田嶋豊昭。賛成者、苓北町議会議員、野田謙二。賛成者、苓北町議会議員、大仁田藤男。

どうぞ、よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） 提出者の説明が終わりました。質疑はありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 2枚目に提出した、賛成者が2名ありますが、これは印鑑はなし、いないということですか。

○議長（倉田 明君） いわゆる自署、本人の署名ということで処理しております。

○2番（浜口雅英君） はい、わかりました。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。発議第16号を採決します。

お諮りします。

本案については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第16号、「農協改革」に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された「農協改革」に関する意見書について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第26 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（倉田 明君） 日程第26、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会広報委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査（調査）の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第30回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

閉会 午後3時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員